

第8期 世田谷区

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(令和3年度～令和5年度)

(2021年度～2023年度)

世田谷区



は　じ　め　に

この度、第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）を策定しました。この計画は、区の高齢者福祉施策や介護保険事業の基本的事項や施策目標を定める法定の行動計画であり、区を取り巻く状況の変化等を踏まえ、3年ごとに策定するものです。

全国的に少子高齢化が進む中、区の高齢者人口も増加を続け、現在65歳以上の人口は約18万5千人ですが、2025年には、約19万5千人になる見込みです。特に、団塊の世代が75歳以上となるため、後期高齢者の増加が予測されます。また、介護サービス利用者数は増え続け、これに伴い給付費も伸びています。

世田谷区民の平均寿命は全国的に見て大変高いのですが、加齢による心身の機能の低下や障害があっても、心から健康だと感じ、生き生きと生活することが大切だと考えます。この健康寿命の延伸が引き続きの課題です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、人々の生活様式が変化する中、高齢期を迎えた方が、これまでの人生で培った自らの知識と経験を活かし、社会的に孤立せず、健康で、地域社会においてお互いに助けあい支えあう、参加と協働の地域づくりを進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、基本理念は、「住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」としています。

また、計画目標は「区民の健康寿命を延ばす」「高齢者の活動と参加を促進する」「安心して暮らし続けるための介護・福祉サービスの確保を図る」の3つとし、その評価指標を定めるとともに、重点的な取組みとして、「自立支援・介護予防・重度化防止の推進」「高齢者が活躍できるまちづくり」「介護人材の確保・定着支援」を掲げました。

さらに、令和2年10月に施行した「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」において、認知症とともに生きる人の意思及び権利が尊重され、安心して暮らせる地域共生社会を目指すとしています。

これからも、高齢者福祉・介護保険事業を総合的に推進し、世田谷区における地域包括ケアシステムを構築し、参加と協働の地域づくりを区民、事業者、地域の団体の皆様とともに進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症が高齢者の生活や介護に与える影響については、予測が難しい面もありますが、創意工夫により計画を着実に実施とともに、柔軟性を持って、時機に合わせた施策を推進してまいります。

本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました、世田谷区地域保健福祉審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの区民の皆様に、心より御礼申し上げます。

令和3年3月

世田谷区長 保 坂 展 人

目 次

第1章 計画の策定について	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置付け及び計画期間	7
(1) 計画の位置付け	7
(2) 計画の期間	7
3 他の計画との関係	7
(1) 世田谷区の計画等	7
(2) 東京都の計画	8
(3) その他の計画	8
計画の位置付け及び他の計画との関係－イメージ図	9
第2章 計画の基本的な考え方	11
1 基本理念	12
日常生活圏域と地域包括支援センター、行政の三層構造	14
世田谷区の地域包括ケアシステムのイメージ図（高齢者）	15
支援が必要な高齢者等への包括的支援のイメージ図	16
2 計画目標	17
(1) 計画目標	17
(2) 評価指標	18
3 重点取組み	19
第3章 施策の取組み	23
施策の体系（施策の大・中・小項目）	24
1 健康寿命の延伸	26
(1) 健康づくり	26
(2) 介護予防	28
(3) 重度化防止	29

2 高齢者の活動と参加の促進	32
(1) 就労・就業	32
(2) 参加と交流の場づくり	32
(3) 支えあい活動の推進	34
(4) 認知症施策の総合的な推進	35
(5) 見守り施策の推進	38
(6) 権利擁護の推進	39
3 安心して暮らし続けるための介護・福祉サービスの確保	44
(1) 在宅生活の支援	44
(2) 安心できる住まいの確保	51
(3) 福祉・介護人材の確保及び育成・定着支援	54
(4) サービスの質の向上	56
4 介護保険制度の円滑な運営	60
(1) 介護サービス量の見込み	61
(2) 地域支援事業の量の見込み	68
(3) 第1号被保険者の保険料	70
(4) 紙付適正化の推進	77
(5) 制度の趣旨普及・低所得者への配慮等	81
第4章 計画の推進体制	83
1 計画の推進体制	84
(1) 区長の附属機関・各種委員会等	84
(2) 区の組織	85
(3) 施策の担当課	86
2 計画の進行管理	91
第5章 計画策定の経過	93
1 計画策定に向けた審議等の経過	94
【世田谷区地域保健福祉審議会 委員名簿】	98
【世田谷区地域保健福祉審議会 高齢者福祉・介護保険部会 委員名簿】	99
2 シンポジウム及びパブリックコメントの実施結果	100

第6章 資料編	105
1 第7期計画 取組み状況と課題	106
2 高齢者の状況	126
(1) 男女別・地域別人口	126
(2) 要介護認定者の居所（要介護度別）	127
3 介護保険の状況	128
(1) 要介護・要支援認定者の状況	128
(2) サービス利用者数	133
(3) 給付実績（介護給付と予防給付の合計）	134
4 日常生活圏域（まちづくりセンター単位）の状況	135
(1) 高齢者の状況	135
(2) 要介護認定者の状況	136
(3) 介護保険サービスの状況	137
(4) 介護保険施設及び医療施設等の状況	138
(5) 支えあい活動等の状況	139
5 将来推計	140
(1) 前期・後期高齢者人口の将来推計（2040年まで）	140
(2) 日常生活圏域別高齢者人口の将来推計	141
(3) ひとりぐらし高齢者人口の将来推計	142
(4) 認知症高齢者数の将来推計	143
(参考) 介護保険で利用できるサービスの概要	144
(参考) 認知症高齢者の日常生活自立度	147
(参考) ICF（国際生活機能分類）の概念図	147
世田谷区介護施設等整備計画	149
世田谷区成年後見制度利用促進基本計画	171

第1章

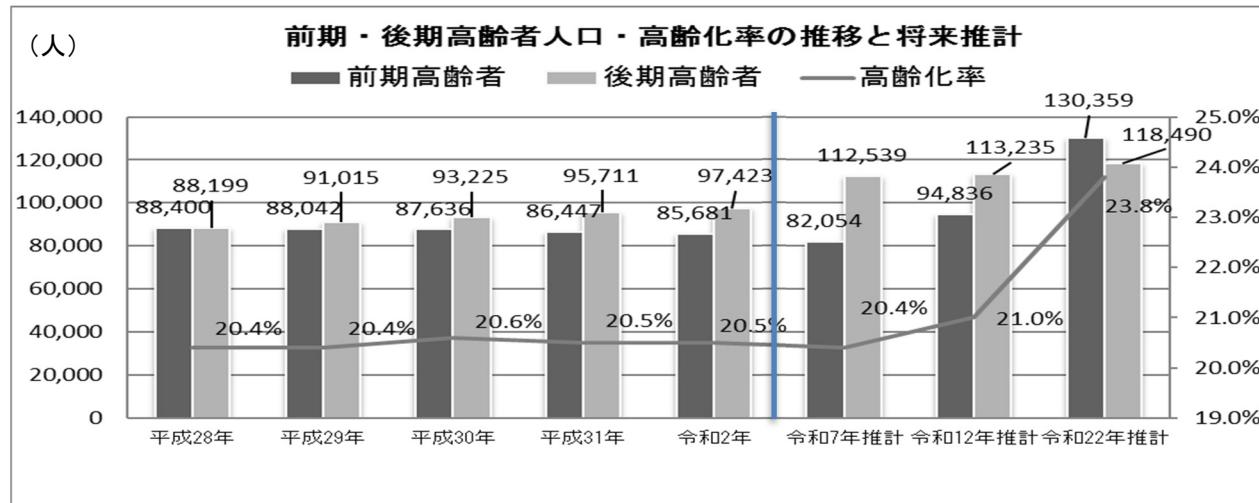
計画の策定について

第1章では、計画の策定にあたり、区の人口や高齢者人口の推移、介護保険の状況、高齢者の状況など、区を取り巻く現状を大きく捉えるとともに、計画期間や計画の位置付け等の基本的事項を定めます。

1

計画策定の背景

- 全国的に少子高齢化が進む中、世田谷区でも高齢者人口及び高齢化率とも増え続けていました。近年、人口全体が増えているため、高齢化率は横ばいですが、高齢者人口は増え続けています。2025年に向けて後期高齢者（75歳以上）が増え、その後も高齢者人口全体は増え続け、2040年には団塊ジュニアの世代が65歳を迎えます。



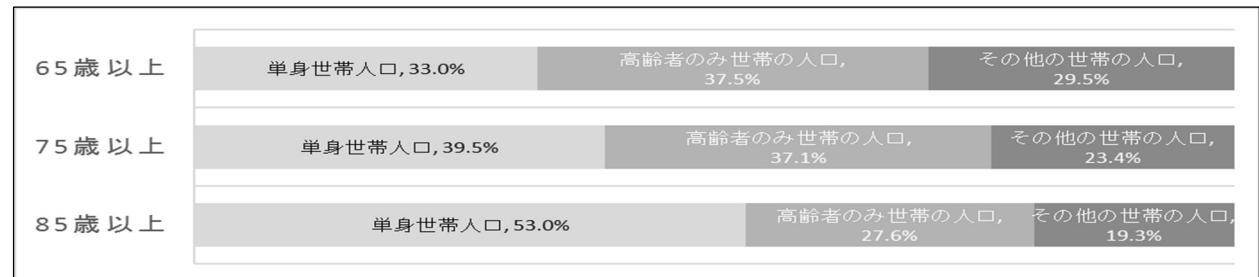
	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和7年推計	令和12年推計	令和22年推計
	2016	2017	2018	2019	2020	2025	2030	2040
前期高齢者人口	88,400	88,042	87,636	86,447	85,681	82,054	94,836	130,359
後期高齢者人口	88,199	91,015	93,225	95,711	97,423	112,539	113,235	118,490
65歳以上人口	176,599	179,057	180,891	182,158	183,104	194,593	208,071	248,849
高齢化率	20.4%	20.4%	20.6%	20.5%	20.5%	20.4%	21.0%	23.8%

住民基本台帳（外国人除く）毎年1月。推計は「平成29年7月世田谷区将来人口推計」から。

- 高齢者の世帯状況を見ると、ひとり暮らしの人が33.0%、高齢者のみ世帯の人が37.5%を占め、合計では70%を超えており、3年前より増加しています。

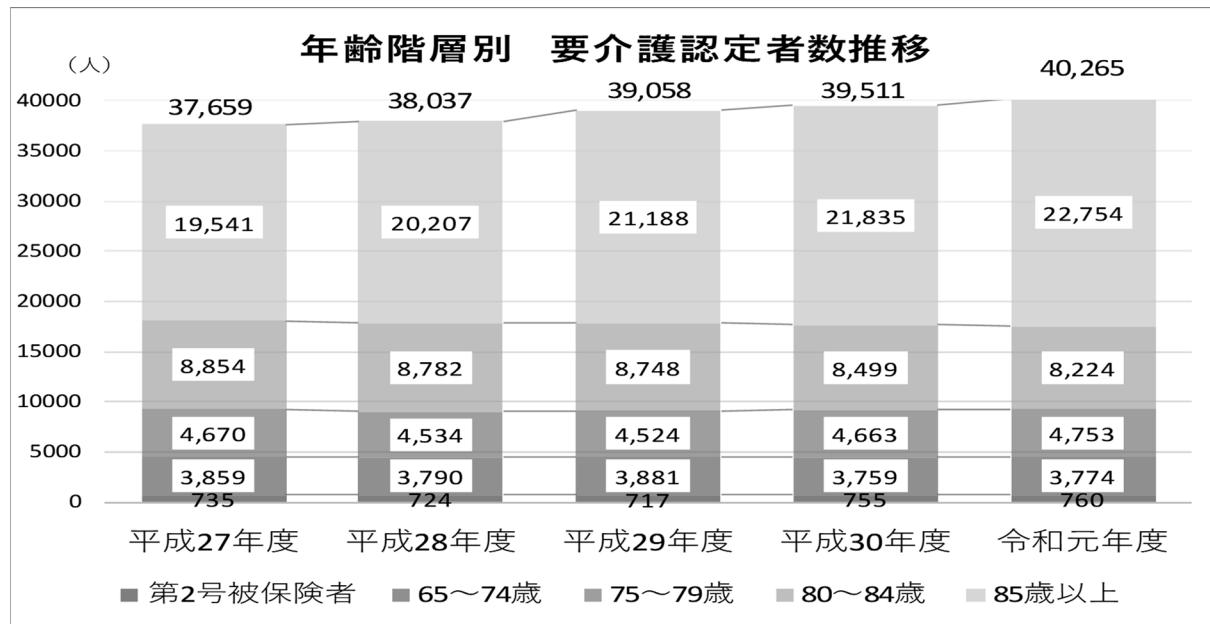
※その他世帯・65歳未満の家族と同居する高齢者

	単身世帯人口	高齢者のみ世帯の人口	その他の世帯の人口	計
65歳以上人口	60,911人	69,337人	54,446人	184,694人
75歳以上人口	38,785人	36,446人	22,976人	98,207人
85歳以上人口	18,357人	9,566人	6,686人	34,609人

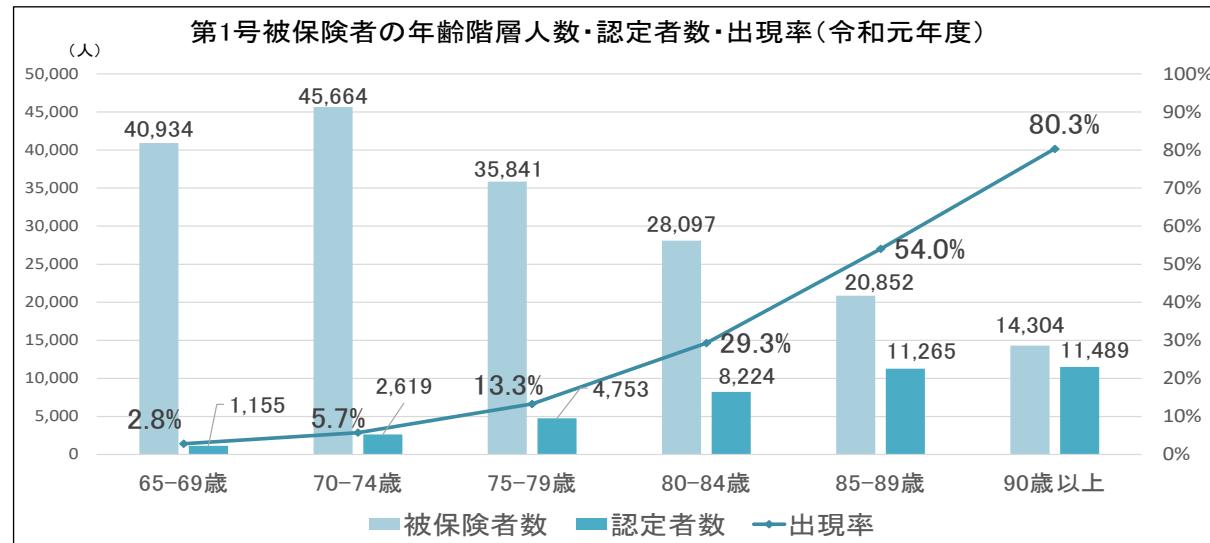


令和2年4月保健福祉総合情報システム

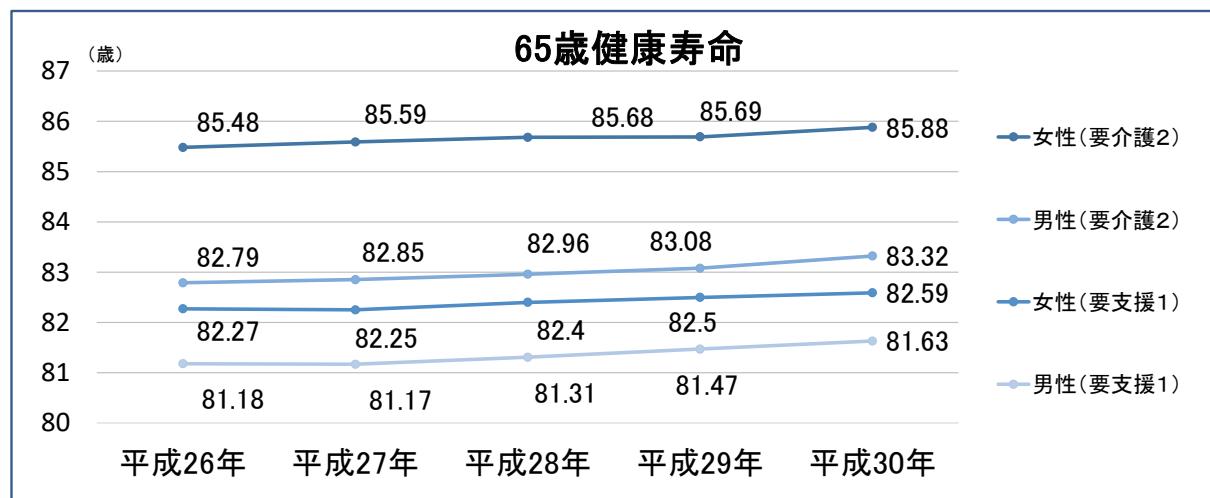
- 介護保険の要介護（要支援）認定者は、4年間で約2,600人増加しています。



- 80歳を超えると要介護認定者数が増加、出現率(要介護認定率)も高くなります。

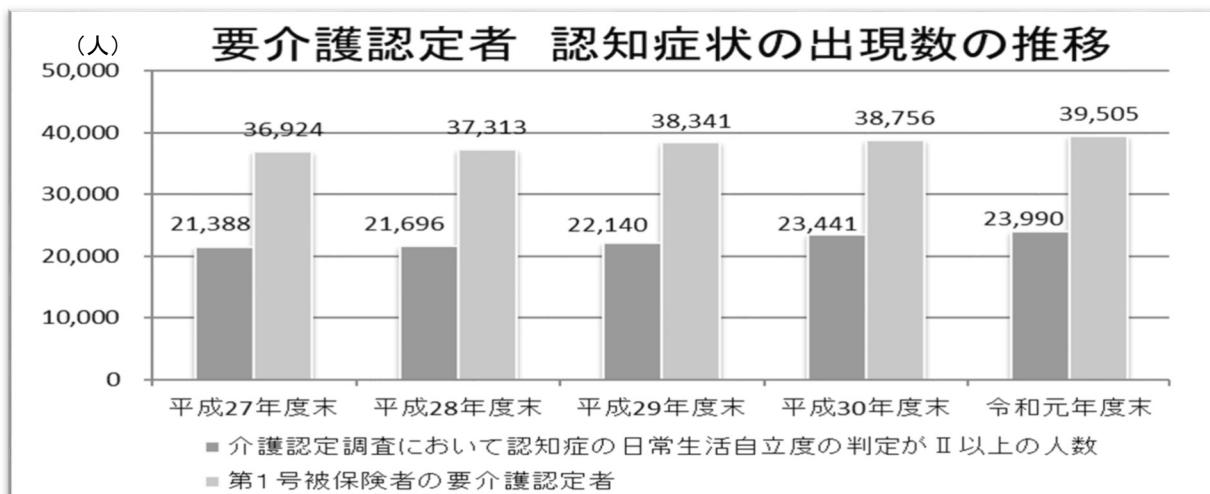


- 世田谷区民の65歳健康寿命（※）は、微増で推移しています。



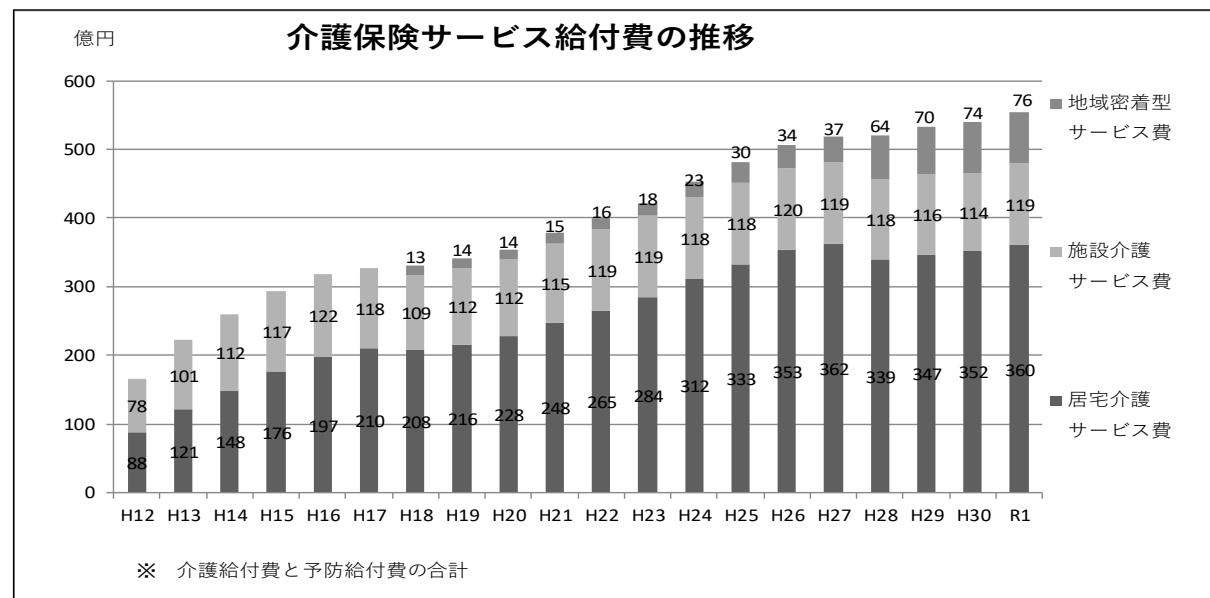
※ 現在、65歳の人が介護保険の認定（要支援1及び要介護2）を受ける年齢を平均的に表すもの（東京都保健所長会方式）

- 介護保険要介護認定において、認知症の日常生活自立度の判定がⅡ（※）以上の方の人数は、4年間で約2,600人増加しています。

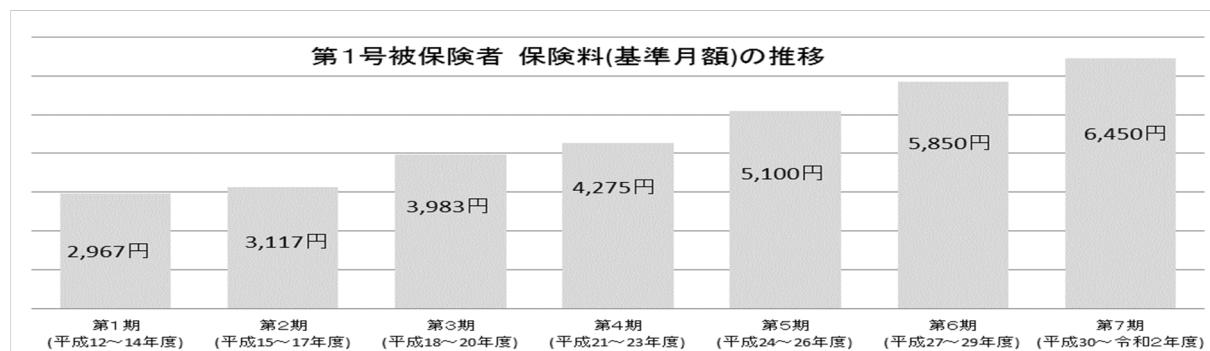


※日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等の症状が見られる。

- 介護保険の介護サービス給付費は、制度開始時の約3.4倍に増えています。

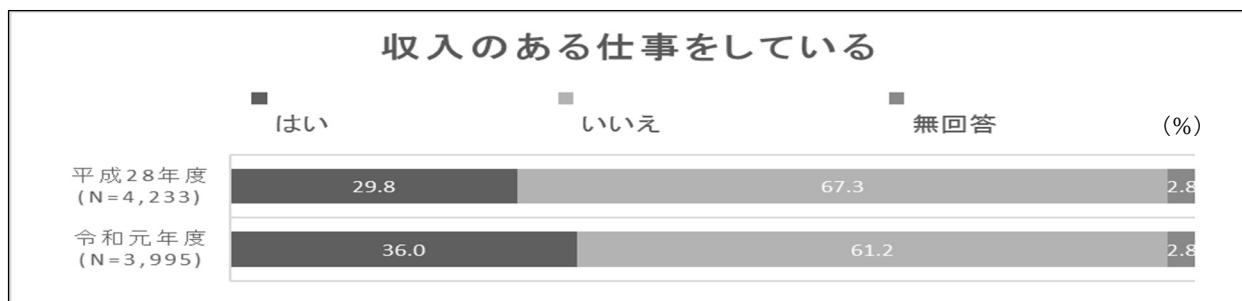


- 介護保険料の基準月額は制度開始時の約2.2倍に増えています。

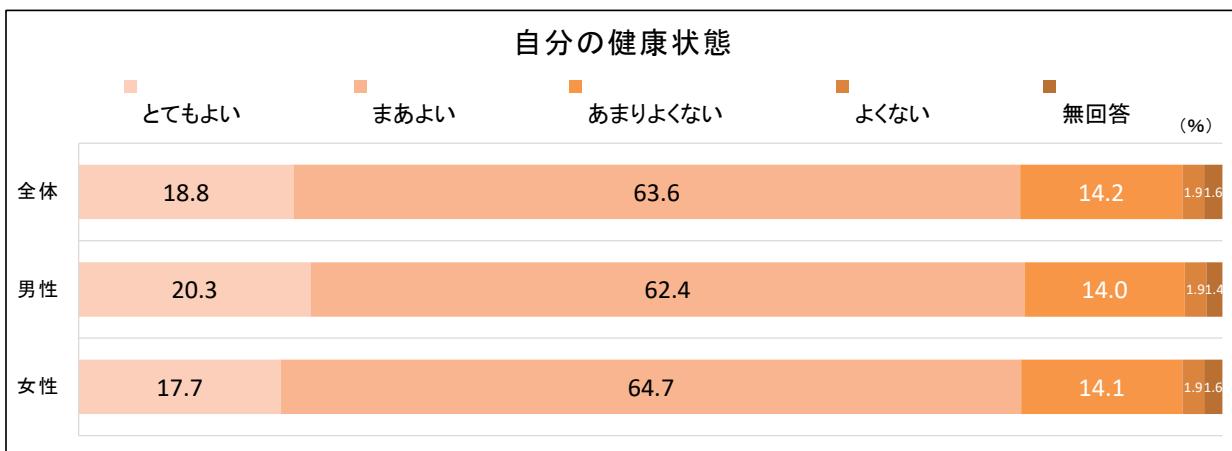


○ 「令和元年度世田谷区高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査」から

- ・ 収入のある仕事をしている人は、3年前より増えています。【Aから要支援者を除く】



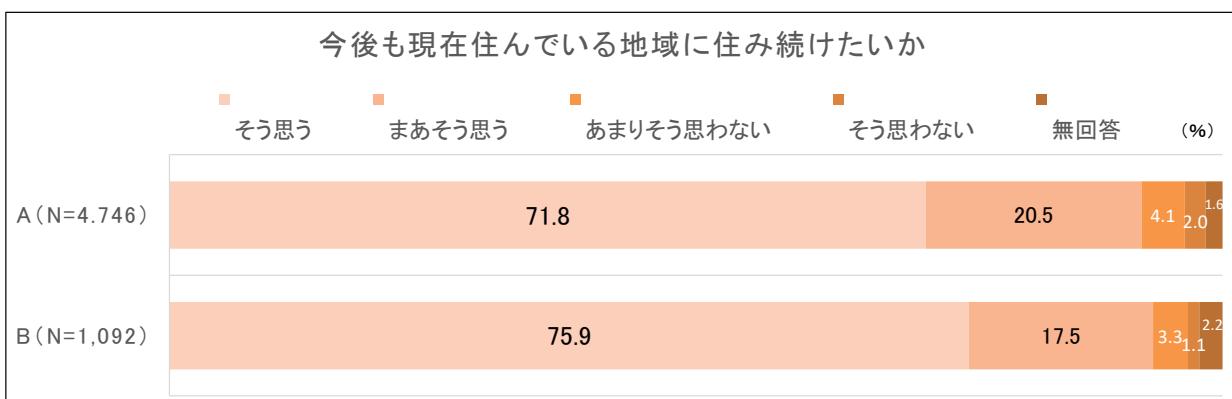
- ・ 自分の健康状態を尋ねたところ、「とてもよい」「まあよい」合わせて82.4%、「あまりよくない」「よくない」と答えた人は16.1%でした。【A】



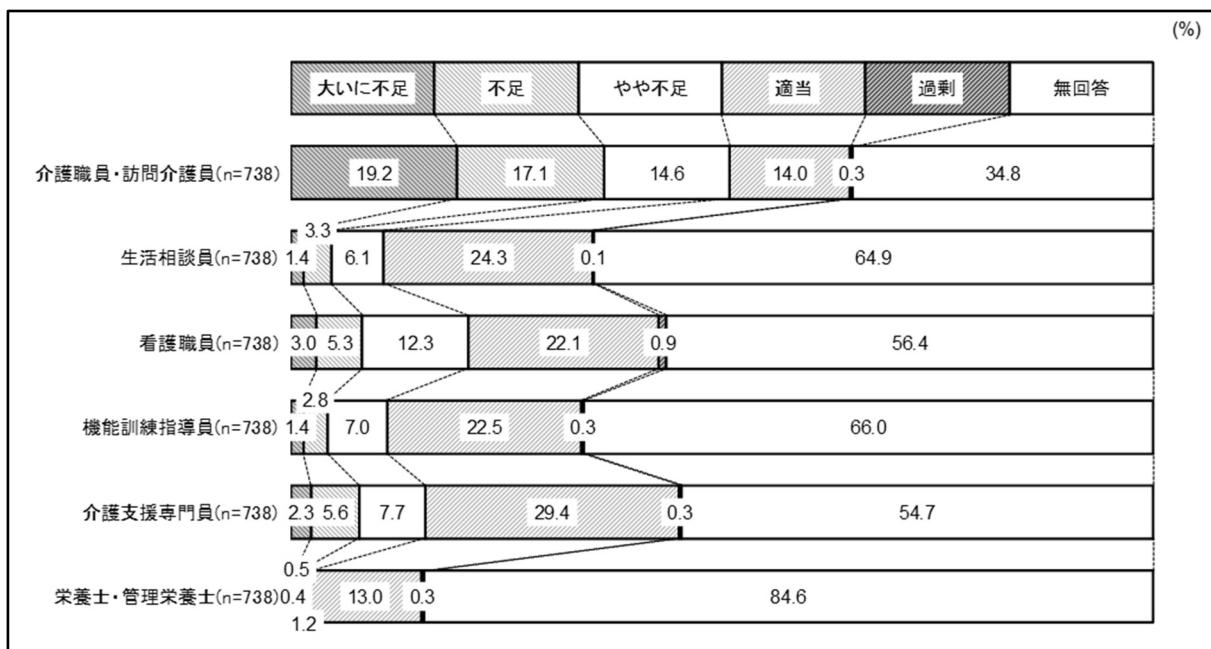
- ・ 地域活動に参加している人は、約21%でした。【A】



- ・ 現在住んでいる地域に住み続けたい人は9割を超えています。【A・B】



- 職種別人員確保の状況を見ると、介護職員・訪問介護員では、「大いに不足」が高くなっています。【事業者編】



対象 【A】65歳以上で、要介護認定をうけていない及び要支援1・2

【B】65歳以上で、要介護1～5

【事業者編】区内の介護サービス事業所

- 第7期計画（平成30～令和2年度）における各施策の取組み状況（見込み）及び第8期計画に向けた課題について、「第6章 資料編 1 第7期計画取組み状況と課題」に記載しました。

- 新型コロナウイルス感染症関連では、令和2年1月に世田谷区健康危機管理対策本部を、3月に世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、感染者への対応、感染拡大防止、社会活動の維持などの課題に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症の今後の趨勢や、それが高齢者介護の分野に与える影響については、先行きが不透明であり、現段階で確定的な判断をしがたい状況にあります。

2

計画の位置付け及び計画期間

この計画は、世田谷区の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指して令和3年度から3年間の施策展開の考え方や方策、施策の目標及び介護サービス量の見込み等を定めます。

(1) 計画の位置付け

老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項の規定に基づく市町村介護保険事業計画として、一体的に策定します。また、国が2025年までに地域包括ケアシステムを構築することを目指すために示した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の中の地域包括ケア計画として位置付けています。

また、成年後見制度利用促進法第14条第1項に規定する成年後見制度の利用促進に関する市町村計画を内包します。

(2) 計画の期間

介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間を計画期間とし、介護保険制度のもとでの第8期の計画となります。

3

他の計画との関係

この計画は、次の諸計画と調和・整合が保たれた計画とします。

(1) 世田谷区の計画等

- 世田谷区基本構想（平成25年9月議決）…今後20年間の区政運営の公共的指針
- 世田谷区基本計画（平成26年度～令和5年度）…今後10年間の行政運営の基本的指針
- 世田谷区新実施計画（後期）（平成30年度～令和3年度）…基本計画を具体的に実現するための計画
- 世田谷区地域保健医療福祉総合計画（平成26年度～令和5年度）…社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画及び世田谷区地域保健福祉推進条例第16条第1項の推進計画、同条例第17条第1項の行動指針

- 世田谷区介護施設等整備計画…地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律第5条1項に規定する市町村の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画（市町村計画）
- 世田谷区認知症とともに生きる希望計画…世田谷区認知症とともに生きる希望条例第16条に基づく計画
- 健康せたがやプラン（第二次）後期（平成29年度～令和5年度）…健康増進法第8条第2項に規定する市町村健康増進計画及び食育基本法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画、世田谷区健康づくり推進条例第8条第1項に規定する行動指針及び同条例第11条第1項に規定する健康づくりの推進に関する計画
- 世田谷区国民健康保険特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度第3期）…高齢者の医療の確保に関する法律第19条第1項に規定する特定健診査等実施計画
- 世田谷区第四次住宅整備方針（令和3～12年度）…世田谷区住宅条例第5条第1項に規定する世田谷区住宅整備方針
- 世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）（平成27年度～令和6年度）…世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第7条第1項に規定する生活環境の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画
- せたがやノーマライゼーションプラン—世田谷区障害施策推進計画—（令和3～5年度）…障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画

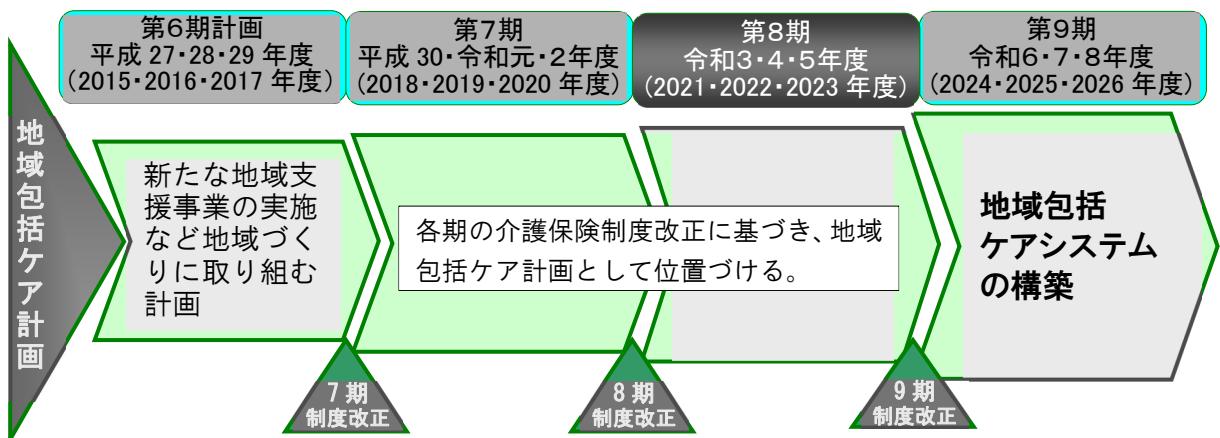
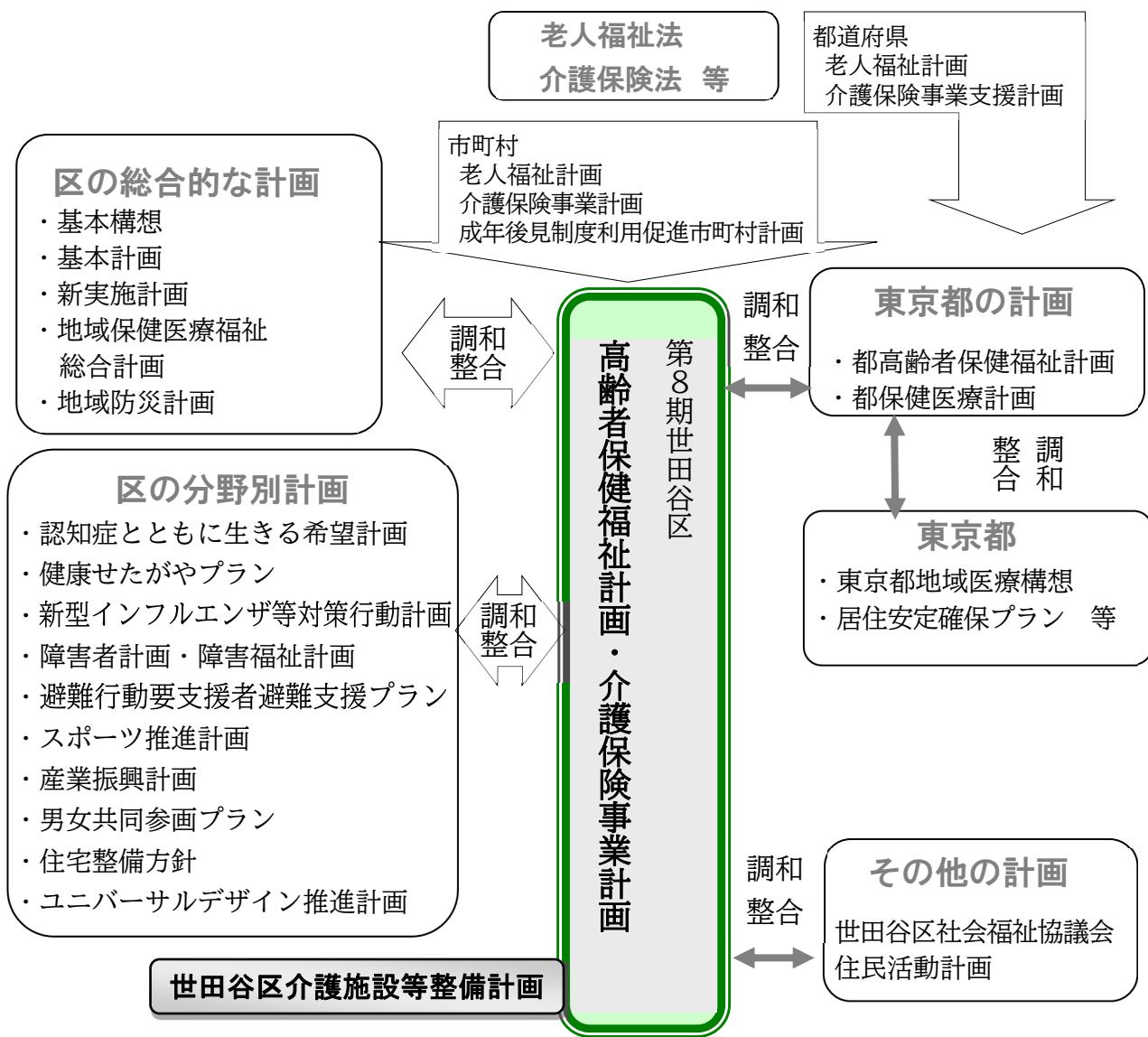
（2）東京都の計画

- 東京都高齢者保健福祉計画…老人福祉法第20条の9第1項に規定する都道府県老人福祉計画及び介護保険法第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画
- 東京都保健医療計画…医療法第30条の4第1項に規定する都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（東京都地域医療構想は、東京都医療計画の一部）

（3）その他の計画

- 世田谷区社会福祉協議会 第3次世田谷区住民活動計画 改定計画（平成27年度～令和6年度）

計画の位置付け及び他の計画との関係－イメージ図



第2章

計画の基本的な 考え方

第2章では、第8期における計画の基本理念、計画目標、重点取組みなど、基本的事項を定めます。

1

基本理念

**住み慣れた地域で支えあい、
自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現**

高齢化が進む中、高齢者のライフスタイルや生活意識、ニーズ等がさらに多様化していくことが予測されます。高齢期を迎えても、それぞれの人が、豊富な経験や知識、特技等を地域社会に活かすことができる環境づくりとともに、お互いに助けあい支えあう、参加と協働の地域づくりを推進していく必要があります。

一方で、要介護者が増加する中で、介護・医療等の支援を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、自立し安心して生活していくことができるよう、区民、事業者等と連携・協働して、高齢者の地域生活を支える地域包括ケアシステムを推進し、着実に計画を進めていく必要があります。

また、世田谷区基本計画の基本方針では「住民自治の確立～参加と社会的包摂～」の中で、「だれであれ同じ世田谷区の一員として受け入れ、それが自らの意思で生き方を選択しながら地域社会に参加することができる、社会的包摂のしくみをつくります。」としています。

これらの区の状況や国の考え方、世田谷区基本計画等を踏まえ、第8期計画では、第6・7期計画に引き続き「住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を基本理念とします。

一 地域包括ケアシステムの推進

2040年に向けて高齢化率の上昇が見込まれており、引き続き「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供し、支援が必要な高齢者の住み慣れた地域における生活を支援する「地域包括ケアシステムの推進」により高齢者の地域生活を支えていく必要があります。

区では、国に先駆けて、高齢者だけではなく、障害者や子育て世帯、生活困窮者など、誰もが住み慣れた地域でお互いが支えあい、自立し安心して暮らしていくことができる地域社会の実現を目指して包括的な支援に取り組んでいます。

地区において、地区まちづくりの拠点であるまちづくりセンター、地域包括支援センターであるあんしんすこやかセンター、地域福祉を推進する社会福祉協議会を一体整備し、三者連携により区民の様々な相談への対応や課題の解決を図る「地域包括ケアの地区展開」を推進し、身近な「福祉の相談窓口」として、高齢者のみならず、障害者、子育て家庭、生活困窮者等の相談も身近な地区で受けられる体制づくりを推進します。

また、令和2年6月、国では地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・

複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、自治体の包括的な支援体制の構築の支援などの所要の措置を講ずるため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。区では、法改正により創設された国の「重層的支援体制整備事業」を積極的に活用し、「8050問題」や「ひきこもり」など、既存の制度では対応が難しい複合課題や、制度の狭間にになりやすい方々への支援を強化します。そして、5年目に入った「地域包括ケアの地区展開」を推進し、全区、地域、地区の三層の取り組みを進め、地域行政制度の理念を踏まえつつ、包括的な支援体制の構築を目指します。

－参加と協働の地域づくり－

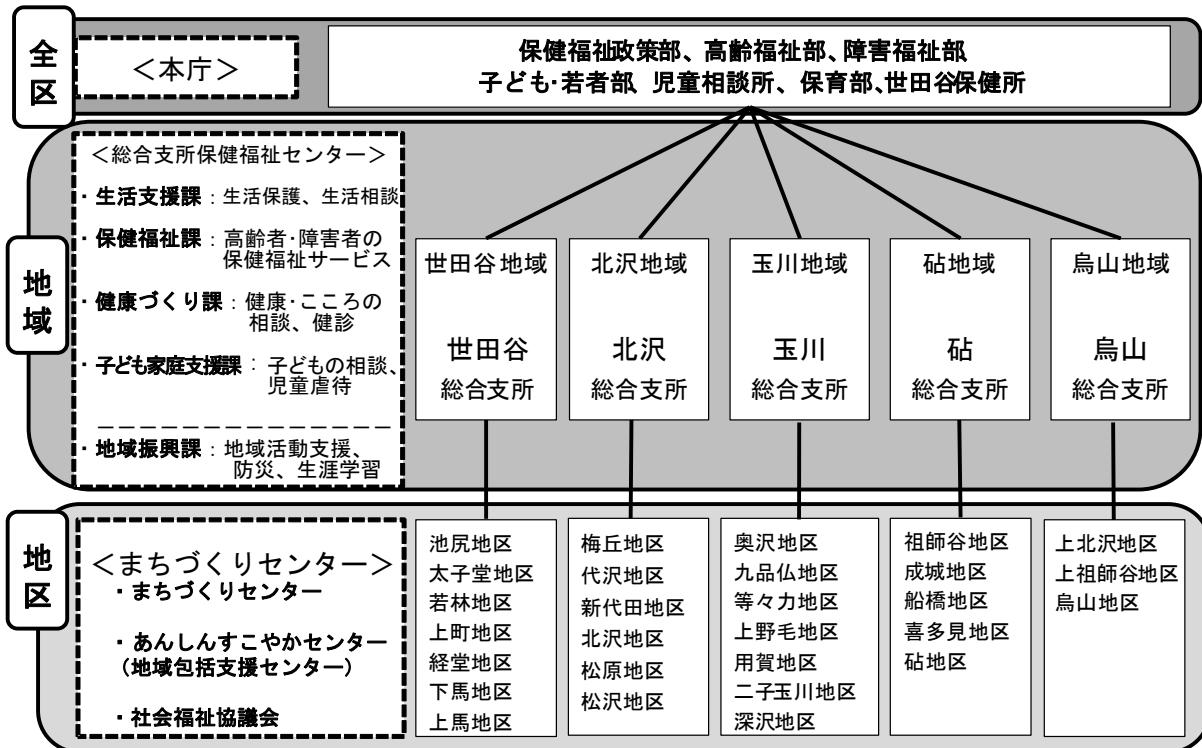
区が今まで培ってきた地域行政制度を発展させ、庁内横断的な連携・協力のもと、地域住民や多様な社会資源と協働して地区の課題の把握・解決を図り、地域づくりを一層促進するとともに、事業者等と連携して、支援が必要な方を身近な地域で支えていきます。

また、「地域包括ケアの地区展開」による各地区の取り組みにおいて、地域課題を把握・共有し、地域資源の把握やネットワーク化、地域人材の育成、活動ニーズのマッチングを図り、地域で支えあう活動が続く地域づくりを目指します。

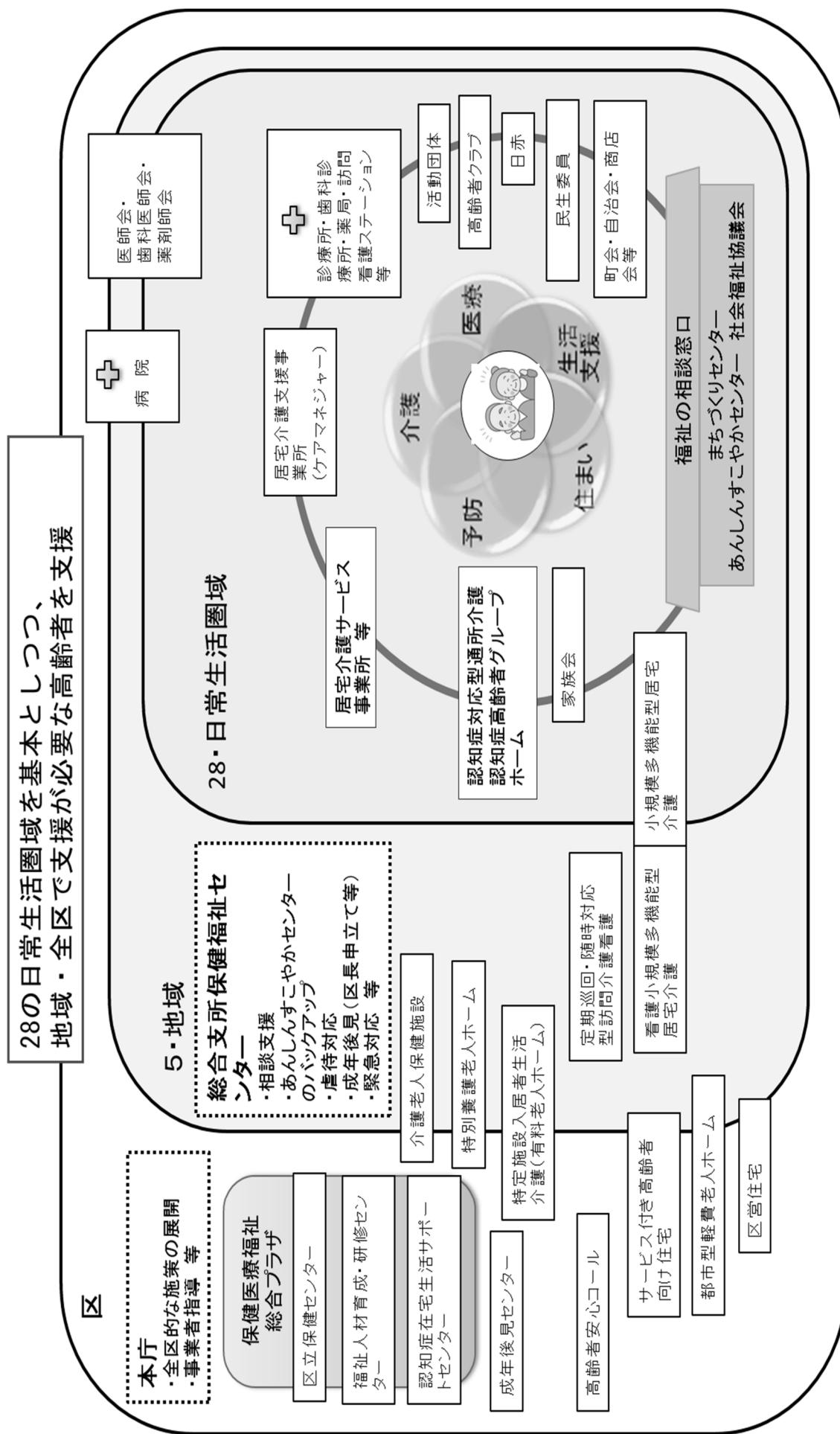
日常生活圏域と地域包括支援センター、行政の三層構造

世田谷区の地域行政制度に基づく 28 地区の日常生活圏域ごとにあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）を設置しています。

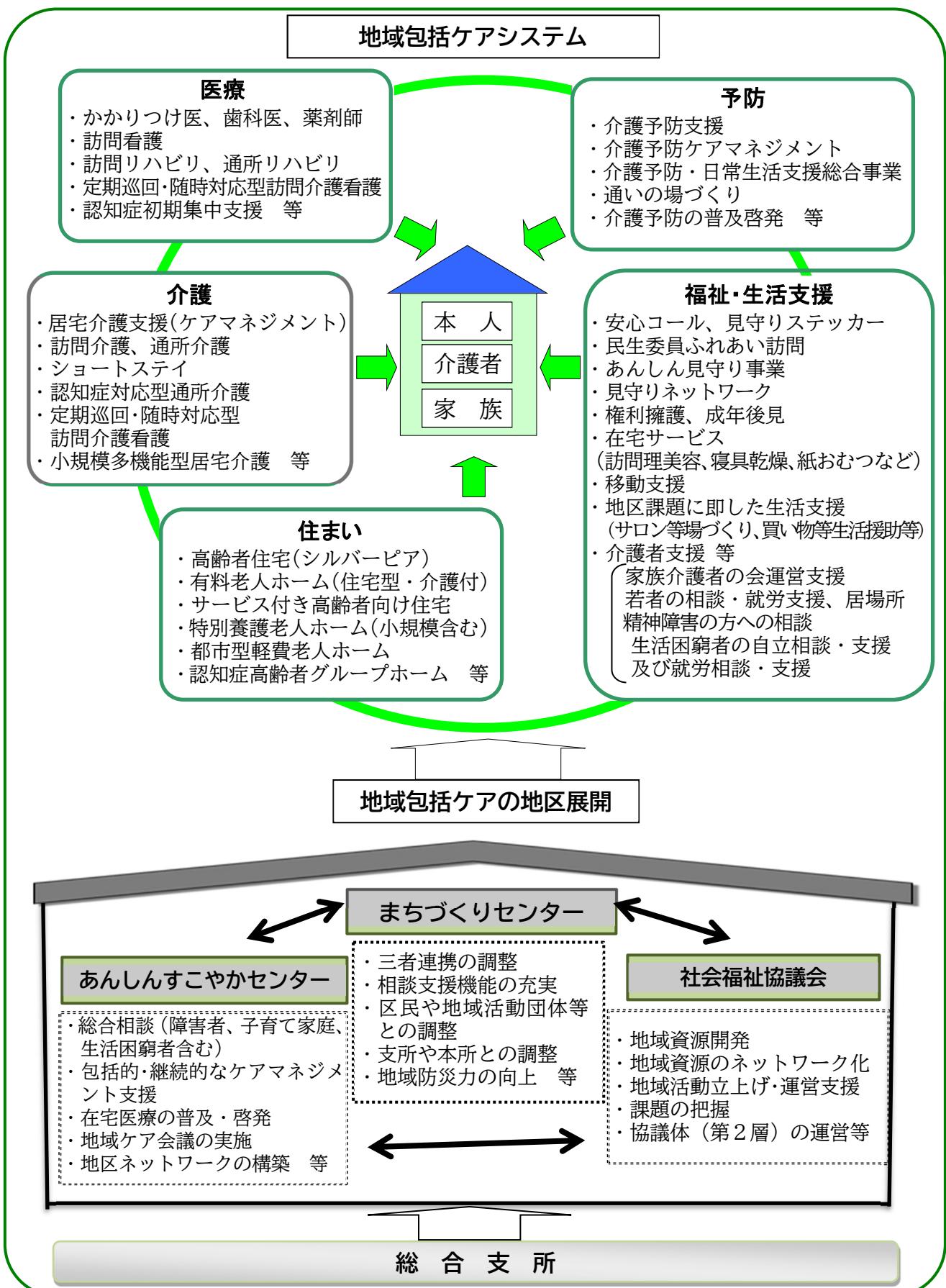
地区・地域・全区がそれぞれの役割をもって、計画目標の達成を目指します。



世田谷区の地域包括ケアシステムのイメージ図（高齢者）



支援が必要な高齢者等への包括的支援のイメージ図



2

計画目標

第8期計画の目指す方向を明確にするために、3つの目標を定めます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めるとともに、感染症の状況の変化に対応して柔軟な高齢者福祉施策・介護保険事業を展開し、計画目標の達成を目指します。

(1) 計画目標

① 区民の健康寿命を延ばす

世田谷区民の平均寿命は、全国的にみて長いですが（※1）、健康寿命は長くありません（※2）。

高齢者が生涯にわたり心身ともに健康でいられるよう、健康寿命の延伸を目指します。

※1 男性…全国平均80.8歳、世田谷区82.8歳（全国3位、23区1位）。

女性…全国平均87歳、世田谷区88.5歳（全国8位、23区1位）。

（平成27年市区町村別生命表）

※2 男性…要支援1：81.63歳（23区中5位）、要介護2：83.32歳（23区7位）。

女性…要支援1：82.59歳（23区中15位）、要介護2：85.88歳（23区13位）。

（平成30年東京都65歳健康寿命）

② 高齢者の活動と参加を促進する

運動や栄養だけでなく、社会関係が豊かなほど健康長寿であることがわかっています。また、日頃の地域でのつながりは、見守りにもつながります。しかし、世田谷区で地域活動に参加している高齢者は多くありません。

高齢者が支えられる側だけではなく支える側にもなり、生きがいや役割をもって活躍できるよう社会参加を促す施策に取り組み、区が進めている「参加と協働」の地域づくりを推進し、高齢者も活躍するまちを目指します。

③ 安心して暮らし続けるための介護・福祉サービスの確保を図る

後期高齢者の増加に伴い、支援を必要とする人が増え続けることが想定されます。住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、要介護高齢者や支援を必要とする高齢者を地域で支えていくために、区、区民、事業者等が連携して、持続可能な介護・福祉サービスの確保を図ります。

(2) 評価指標

第8期における計画目標全体について、3年後の評価指標を定めます。

	指標	内容	現状 (直近・平成30年)	目標 (令和3年)
1	65歳 健康寿命	現在、65歳の人が介護保険の認定を受けれる年齢を平均的に表すもの（東京都保健所長会方式）	男性)要支援1・81.63歳 要介護2・83.32歳 女性)要支援1・82.59歳 要介護2・85.88歳	要支援1・82.17歳 要介護2・83.86歳 要支援1・83.28歳 要介護2・86.70歳

※目標は、平成30年の23区1位自治体の数値。

	指標	内容	現状 (令和元年度)	目標 (令和4年度)
2	主観的 健康観	設問「現在のあなたの健康状態はいかがですか」	「とても良い+まあまあよい」 82.4%	増やす
3	外出頻度	設問「週に1回以上は外出していますか」	週2回以上の外出 87.6%	増やす
4	交流頻度	設問「友人・知人と会う頻度はどれくらいですか」	週1回以上会っている 49.6%	増やす
5	会話の頻度	設問「ふだん、どの程度、人(家族を含む)と挨拶程度の会話や世間話をしますか(電話を含む)」	毎日 78.6%	増やす
6	地域活動への参加状況	設問「地域で参加している活動や講座はありますか」	「はい」 21.4%	増やす
7	居住継続意向	設問「今後も現在住んでいる地域に住み続けたいですか」	「そう思う+まあそう思う」 (認定なし～要支援) 92.3% (要介護) 93.4%	維持

※出典：令和元年度世田谷区高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査報告書

上記2～7の目標については、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたオンラインなど新たな手法による地域活動やコミュニケーションの普及・定着の状況を見据え、次期計画に向けて目標数値の設定を検討します。

3

重点取組み

基本理念及び計画目標の実現に向け、3つの重点取組みを定めて、重点施策を推進します。(施策の体系は p 24-25)

新型コロナウイルス感染症への対応として厚生労働省が示した「新しい生活様式」により、これまでの手法に見直しが迫られる中、効果的な施策が実施できるよう、関係所管が連携して取り組みます。

重点取組み 1 ◆ 自立支援・介護予防・重度化防止の推進

国は「自立支援・介護予防・重度化防止」を重要事項と捉え、各自治体の計画にその取組みと目標を記載することを定めています。区も、後期高齢者がますます増える中、この施策に重点的に取り組みます。

施策 1-(1)-① 健康寿命の延伸に向けた健康づくり

施策 1-(2)-① 介護予防・生活支援サービスの充実

② 介護予防の普及及び通いの場づくり（一般介護予防事業）

③ 介護予防ケアマネジメントの質の向上

施策 1-(3)-① 適切なケアマネジメントの推進

② 重度化防止の取組みの推進

重点取組み 2 ◆ 高齢者が活躍できるまちづくり

高齢者が支えられる側だけではなく支える側にもなり、生きがいや役割を持って活躍できるよう、高齢者の社会参加を促す施策に取り組みます。

施策 2-(1)-① 高齢者の就労・就業等の支援

施策 2-(2)-① 高齢者の社会参加の促進への支援

重点取組み 3 ◆ 介護人材の確保・定着支援

介護サービスの根幹である介護人材の不足が続いているおり、確保・定着支援は喫緊の課題です。要介護になってしまって安心して暮らし続けるために、介護人材の確保・定着支援のための施策を重層的に展開します。

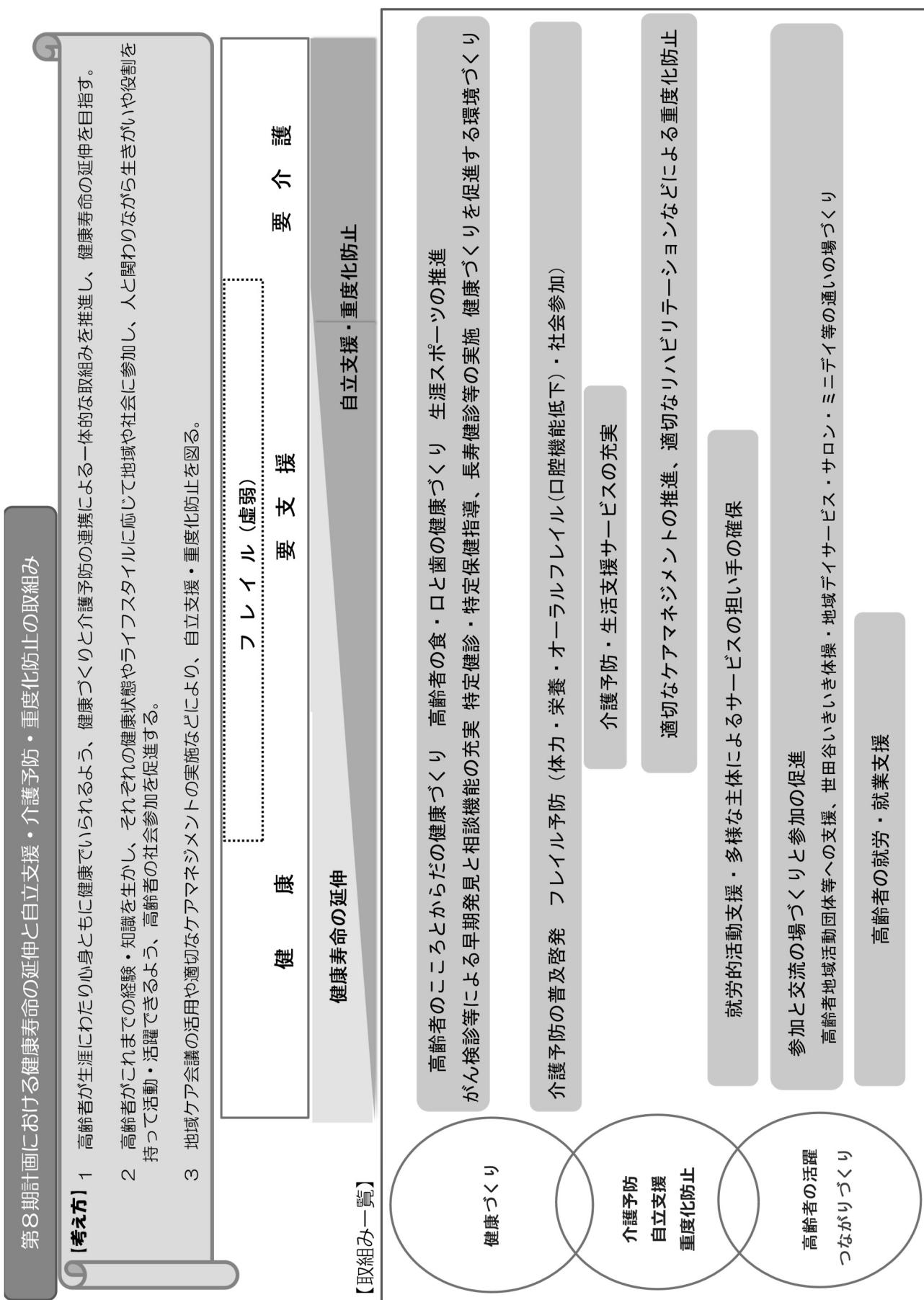
施策 3-(3) - ①介護人材確保の基盤整備

②働きやすい環境の整備・生産性の向上・生活支援策による人材確保

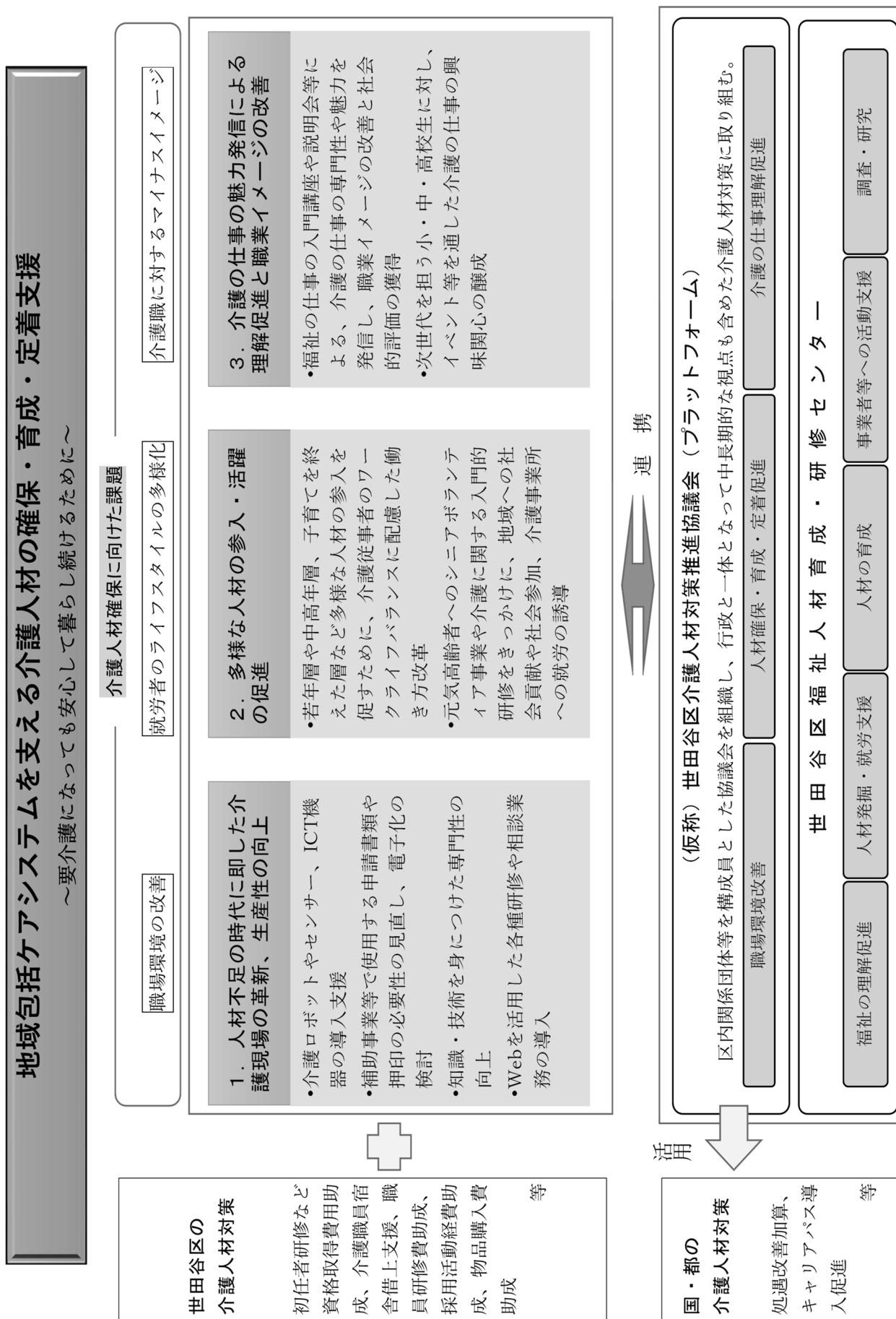
③多様な人材の参入・活躍の促進及び外国人人材の受け入れ支援

④職員の資質及び専門性の向上・介護職の魅力向上

健康寿命の延伸と介護予防・重度化防止の取組みのイメージ図



第8期計画における介護人材の取組みのイメージ図



第3章

施策の取組み

第3章では、第8期計画の施策の体系に基づき、各施策について、計画期間における方策等を定めます。

コラム

- 地域包括ケアの地区展開 42
- 成年後見制度利用促進に向けて 43
- 公共交通が不便な地域における移動環境の改善 58
- 事業所の協力のもと進めている世田谷区の介護人材対策 59

施策の体系（施策の大・中・小項目）

計画目標を施策の大項目とし、関連する施策を施策の中・小項目として位置付けます。

大項目	中項目	小項目
1 健康寿命の延伸 (P. 26)	(1) 健康づくり (2) 介護予防 (3) 重度化防止	①健康寿命の延伸に向けた健康づくり ②生涯スポーツの推進 ③特定健診・特定保健指導、長寿健診等の実施 ④がん検診等による早期発見と相談機能の充実 ⑤高齢者のこころの健康づくり ⑥高齢者の食・口と歯の健康づくり ①介護予防・生活支援サービスの充実 ②介護予防の普及及び通いの場づくり（一般介護予防事業） ③介護予防ケアマネジメントの質の向上 ①適切なケアマネジメントの推進 ②重度化防止の取組みの推進
2 高齢者の活動と参加の促進 (P. 32)	(1) 就労・就業 (2) 参加と交流の場づくり (3) 支えあい活動の推進 (4) 認知症施策の総合的な推進 (5) 見守り施策の推進 (6) 権利擁護の推進	①高齢者の就労・就業等の支援 ①高齢者の社会参加の促進への支援 ②高齢者の多様な居場所づくり ③高齢者の活躍の場づくり ④生涯学習等の支援 ①地域の福祉資源開発とネットワークづくりの推進 ②地域人材の発掘・育成 ③地域の支えあい活動の支援 ④地域住民による生活の支援 ⑤せたがやシニアボランティア・ポイント事業 ⑥地域での交流と活動を支える場の支援 ①条例の普及と理解の推進 ②認知症とともに生きることへの理解の推進 ③本人が自ら発信・社会参加し、活躍する機会の充実 ④本人同士の出会い、つながり、活動の推進 ⑤本人との協働による認知症バリアフリーの推進 ⑥本人が施策の企画・実施・評価に参画できる機会の充実 ⑦「私の希望ファイル」の推進 ⑧社会参加や健康的な保持増進の機会の拡充 ⑨地域包括ケアの地区展開と協力した地域づくりの推進 ⑩パートナーの育成・チームづくり ⑪意思決定支援・権利擁護推進 ⑫相談と継続的支援体制づくり ⑬本人の生活継続を支えあうための専門職の質の確保・向上推進 ①4つの見守り ②サービスを通じた見守り ③事業者の協定等による見守り ④地域の支えあいによる見守り ①成年後見制度の普及啓発 ②成年後見制度の相談支援 ③申立て及び親族後見人支援 ④区民成年後見人の養成及び活動支援 ⑤中核機関の設置・運営 ⑥成年後見等実施機関等との連携（地域連携ネットワーク） ⑦成年後見区長申立ての実施 ⑧後見報酬の助成 ⑨地域福祉権利擁護事業（あんしん事業）の実施 ⑩高齢者虐待の防止と高齢者保護 ⑪消費者被害防止施策の推進

3 安心して暮らし続けるための介護・福祉サービスの確保 (P44)	(1) 在宅生活の支援	①あんしんすこやかセンターの相談支援の充実 ②サービスの提供や見守りと一体的に行う情報提供・相談支援 ③区民に分かりやすい情報提供 ④地域ケア会議の実施 ⑤地域密着型サービスの基盤整備 ⑥ショートステイサービスの基盤整備 ⑦介護老人保健施設等の整備 ⑧持続可能な高齢者福祉サービスの実施 ⑨高齢者等の移動への支援 ⑩家族等介護者への支援 ⑪「在宅医療」の区民への普及啓発 ⑫医療・介護のネットワーク構築 ⑬様々な在宅医療・介護情報の共有推進 ⑭災害への対策 ⑮健康危機への対応
	(2) 安心できる住まいの確保	①特別養護老人ホームの整備 ②認知症高齢者グループホームの整備 ③介護付有料老人ホーム等の計画的な整備誘導 ④都市型軽費老人ホームの整備 ⑤サービス付き高齢者向け住宅の整備誘導 ⑥公営住宅の供給 ⑦高齢者住宅改修費助成及び高齢者住宅改修相談の実施 ⑧高齢者の民間住宅への入居支援 ⑨ユニバーサルデザインの推進
	(3) 福祉・介護人材の確保及び育成・定着支援	①介護人材確保の基盤整備 ②働きやすい環境の整備・生産性の向上・生活支援策による人材確保 ③多様な人材の参入・活躍の促進及び外国人人材の受け入れ支援 ④職員の資質及び専門性の向上・介護職の魅力向上
	(4) サービスの質の向上	①事業者への適切な指導・監査の実施 ②第三者評価の促進・活用 ③苦情対応の充実 ④サービスの質の向上に向けた事業者への支援
	(1) 介護サービス量の見込み (2) 地域支援事業の量の見込み (3) 第1号被保険者の保険料 (4) 納付適正化の推進 (5) 制度の趣旨普及・低所得者への配慮等	
4 介護保険制度の円滑な運営 (P. 60)		

1

健康寿命の延伸

「健康」について、国際生活機能分類（ICF）では、身体的な状態、精神的な状態、活動や参加の状態は、健康の一つの要素であって、お互いが影響し合うものの、それぞれが独立したものとしています。

要介護認定を受ける前までの年齢を健康寿命と呼びますが、生活習慣病予防等による心身の健康の維持・増進とともに、高齢者の主体性を重んじ、加齢による心身機能の低下や障害があっても、心から健康だと感じ、いきいきと生活することも健康である、と考えています。

「自立支援」は、使用される分野や場面により、言葉の解釈が一定ではありませんが、本計画書では、高齢者が可能な限り、自分らしい生活を営むために、自分の人生に主体的・積極的に参画し自分の人生を自分自身で創っていくこととして捉え、その実現のために、区民、事業者等との協働の下、施策を推進していきます。

なお、国は「自立支援・介護予防・重度化防止」を重要事項と捉え、第7期から介護保険法等により、各自治体の計画にその取組みと目標を記載することを定めています。

（1）健康づくり

① 健康寿命の延伸に向けた健康づくり

保健センターでは、地域での健康づくり支援（運動指導員の実地指導、地域健康出前講座、せたがや元気体操リーダーの養成と地域への派遣等）に取り組んできましたが、保健医療福祉総合プラザへの移転を契機として、地域で健康増進に取り組む自主活動団体への支援など、身近な地域における健康づくりをさらに進めます。

また、「データでみるせたがやの健康 2019」の情報などを活用し、区民一人ひとりが若い時から自分の健康に関心を持ち、ヘルスリテラシー（健康に関する正しい情報を自ら収集し利活用できる力）を高めていくことができるよう啓発します。

さらに、生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進するため、国保や協会けんぽの特定健診のデータを活用した集団・個別指導による区民一人ひとりの保健指導の取組みを充実させるとともに、受動喫煙防止対策や禁煙支援の取組みを進めます。

② 生涯スポーツの推進

世田谷区スポーツ振興財団と連携し、高齢者になっても元気でいられるよう、中年世代から取り組めるスポーツ・レクリエーション事業を実施するとともに、健康・体力を保持増進するためにスポーツをすることの必要性について、より効果的な啓発方法を検討・実施します。

身近な場所でスポーツができる場の整備については、施設の配置バランスや区民ニーズを踏まえ、スポーツ施設整備方針に沿って検討・実施していきます。

③ 特定健診・特定保健指導、長寿健診等の実施

生活習慣病予防と医療費の適正化を目的として、40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者に対して特定健診を実施し、健診結果から生活習慣病のリスクのある人に対しては特定保健指導を実施します。また、後期高齢者医療制度の加入者に対し、長寿健診を実施します。

世田谷区国民健康保険特定健康診査等実施計画(第3期)に定めた実施率の目標値を達成するために、受診勧奨策として、特定健診では未受診者に対し、受診勧奨はがきを送付します。なかでも、40・50歳代の未受診者には、個別性の高い情報提供を行い受診の必要性を訴えるなど、この年代の受診率向上並びに受診定着化を目指し、受診勧奨の強化に取り組みます。また、特定保健指導では、引き続き、コールセンターを設置して、電話による利用勧奨と予約受付を実施します。

事業名等	元年度末実績	3年度	4年度	5年度
特定健診・目標受診率	34.4%	42.0%	43.0%	44.0%
特定保健指導・目標利用率	5.0%	17.0%	18.0%	19.0%

※2年度末実績は、3年11月に確定するため、元年度末実績を記載。

④ がん検診等による早期発見と相談機能の充実

相談機能の充実に向け既存のがん相談に加え、令和2年度から保健センターの情報コーナーにがんの一次相談窓口を開設しましたが、より多くの区民に活用いただくため、「がん患者等支援ネットワーク会議」等を活用し認知度を高めるほか、関連所管(あんしんすこやかセンターや図書館、産業振興公社等)とも連携を図るなど、実施体制の工夫を行います。

また、がんの早期発見・早期対応をより推進するため、「対策型がん検診精度管理に関する専門部会」等の検討を通じ、対策型がん検診の適正な実施及び精度管理向上に向けた取り組みを強化します。

⑤ 高齢者のこころの健康づくり

世田谷区自殺対策基本方針の重点施策「高齢者に対する支援の充実」をもとに、高齢者を支援する関係機関相互の連携のもと自殺予防対策を進めます。

また、精神疾患の理解促進に関する講演会やこころの健康づくりを支える人材育成事業について、区民に広く周知啓発するとともに、地域のつながりや既存のネットワークも活用して、効果的に進めます。精神疾患や精神障害について必要な知識や情報を効果的に区民に届けることで、偏見や誤解のない地域づくりを推進します。

さらに、精神障害者が退院後も安心して地域で生活するための支援や、夜間・休日等こころの電話相談による相談の開設日の拡充など、こころの健康や精神疾患に対する早期対応を推進していきます。

⑥ 高齢者の食・口と歯の健康づくり

壮年期のメタボ予防対策の食生活からたんぱく質食品など必要な栄養素をしっかり摂る食生活への切替えや適切な体重管理のための食習慣、食べる力を維持する口腔ケアの重要性について、壮年期から早めの普及啓発に取り組みます。

高齢期の望ましい食生活の啓発と低栄養状態の早期発見のために「食生活チェックシート」を活用し、あんしんすこやかセンター等関係機関と連携した低栄養予防に取り組みます。

歯周病等の歯科疾患による歯の喪失を予防するため、早期発見・早期治療の推進、食生活及び口腔清掃に係る指導等に努めます。また、口腔機能の維持・向上による生活の質の向上を図るため、多様な手段を活用して噛む力の大切さや口腔の健康と全身の健康との関係等を啓発し口腔機能への関心を高めるなど正しい知識の普及啓発を推進します。さらに、「口腔ケアチェックシート」等の活用により、あんしんすこやかセンター等の相談窓口から歯科医療への連携を円滑に行います。

(2) 介護予防

① 介護予防・生活支援サービスの充実

高齢者の自立した生活を支えるため、また高齢者の活躍が健康寿命の延伸につながることを踏まえ、社会福祉協議会や地域活動団体等との連携や、庁内の関係各課の連携を強化し、元気高齢者が地域活動に参加しやすくなる仕組みづくり等に取り組み、支えあいサービスや地域デイサービスなどの住民主体のサービスの充実を図っていきます。

また、「介護予防筋力アップ教室」や「専門職訪問指導事業」等について、利用促進を図るとともに、事業効果を検証しながら、自立支援・重度化防止に効果的な事業となるよう実施していきます。

事業名等		2年度末 (実績見込み)	3年度	4年度	5年度
住民参加型・ 住民主体型サ ービス利用者 数	訪問型サ ービス	120人	140人	160人	180人
	通所型サ ービス	100人	190人	220人	250人
住民参加型・ 住民主体型サ ービスの担い 手の数	訪問型サ ービス	600人	650人	670人	690人
	通所型サ ービス	19団体	23団体	28団体	33団体

② 介護予防の普及及び通いの場づくり（一般介護予防事業）

加齢に伴う体力低下、低栄養、口腔機能低下（オーラルフレイル）や認知機能低下などのフレイル（虚弱）予防について、講演会や介護予防講座等を通した普及啓

発や介護予防手帳を活用した高齢者自身による介護予防の取組み(セルフマネジメント)支援等により、介護予防を推進していきます。

介護予防の取組みが必要な方を把握するため、あんしんすこやかセンターが訪問し、心身状態の確認や介護予防事業の案内等を行う介護予防把握事業を実施していきます。

身近な場所で気軽に介護予防に取り組めるよう、世田谷いきいき体操等に取り組む自主グループ活動を支援するとともに、ふれあい・いきいきサロン、支えあいミニディ、高齢者クラブなどの既存の活動の場でフレイル（虚弱）予防の普及啓発を実施することにより、高齢者がお互いに協力しあって介護予防に取り組む住民主体の「通いの場」づくりを推進していきます。

また、スマートフォンなどICT機器を活用した介護予防の普及啓発等に取り組んでいきます。

さらに、新たに導入されたフレイルを把握するための質問票を含む後期高齢者健診結果を活用し、関係機関との連携により身体の状態にあった適切な介護予防事業等へつなぐ等の、フレイルの早期発見とフレイル状態の改善に向けた取り組みを推進していきます。

事業名等	2年度末 (実績見込み)	3年度	4年度	5年度
介護予防手帳配付数	1,300部	1,500部	1,700部	1,800部
介護予防・健康づくり自主活動新規実施団体数	3グループ	3グループ	5グループ	5グループ

③ 介護予防ケアマネジメントの質の向上

自立支援・重度化防止に必要な適切なアセスメントと高齢者の社会参加、セルフマネジメント、インフォーマルサービスの活用等による要支援者等に対する自立支援・重度化防止に資する介護予防ケアマネジメントが実施できるよう、あんしんすこやかセンター職員や再委託先である居宅介護支援事業所のケアマネジャーを対象に研修を実施するとともに、リハビリテーション専門職等の多職種参加による地域ケア会議の活用を進めています。

また、インフォーマルサービスやリハビリテーション等の地域の社会資源に関する情報を提供し、適切なケアプラン作成ができるよう支援していきます。

(3) 重度化防止

① 適切なケアマネジメントの推進

高齢者がそれぞれのニーズに合ったサービスを利用し、個人の尊厳を保持して自立した日常生活を続けていくことを支援するために、ケアマネジメントの質の向上に向けた取組みを進めます。

ケアマネジメントの質の向上に必要な事項をまとめた「世田谷区介護保険事業のケアマネジメント基本方針」の周知を図るとともに、内容の充実に取り組みます。

ケアマネジャー向けの研修を経験や知識にあわせて実施し、適切なケアマネジメントを実践するために必要な専門的知識、技術の習得を推進するとともに、職能団体や事業者団体等、多様な主体が実施するケアマネジャー向け研修に対して必要な支援を行います。

介護給付適正化の一環として行うケアプラン点検では、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援・重度化防止」に資する適切なものになっているかを、区職員とケアマネジャーがともに検証確認しながら、ケアマネジャーの「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の普遍化を図ります。

他のケアマネジャーへの指導・助言や保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携などの役割が求められている主任ケアマネジャーが、あんしんすこやかセンターと協力して行う地区・地域での活動を支援します。また、適切なりハビリテーションに関する情報提供や地区連携医事業等により、医療と介護の連携を支援し、多職種が協働して、利用者や家族、介護者の総合的な支援を行うために必要な地域の体制づくりを推進します。

② 重度化防止の取組みの推進

要支援者等の高齢者に対する「自立支援・重度化防止」の取組みとして、リハビリテーション専門職や管理栄養士等が高齢者宅を訪問し、「自立支援・重度化防止」のためのアセスメントや助言を行う「専門職訪問指導」や筋力向上と自己管理による介護予防方法を習得することを目的とした「介護予防筋力アップ教室」等の介護予防・日常生活支援総合事業を実施していきます。

介護を必要としている高齢者に対する介護度の改善・悪化の防止に向けて、介護サービス事業所が行う「自立支援・重度化防止」の取組みに対し、介護保険制度の仕組みでは介護報酬の加算などで評価を行っていますが、区においては「自立支援・重度化防止」に関する研修を福祉人材育成・研修センターで開催するとともに、毎年実施している集団指導の場を活用し専門職からリハビリテーションや栄養・口腔機能向上などの具体的な取組みを紹介していきます。また、事業者団体や職能団体とも連携し、「自立支援・重度化防止」に資するための独自の研修に対して支援を行うなど、様々な機会を捉えて、各事業所における自主的な取組みを促していきます。

要支援者等から要介護の高齢者を対象に、急性期や回復期、生活期などの医療的リハビリから介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス、介護予防筋力アップ教室など、一貫したリハビリテーションを実施し、「自立支援・重度化防止」に取り組みます。それぞれの段階に応じた適切なりハビリテーションの提供に向けて、病院や診療所、介護サービス事業所等に勤務するリハビリ専門職の連携体制の構築を支援していきます。

事業名等	元年度末 (実績)	3年度	4年度	5年度
「自立支援・重度化防止」に資する研修の参加人数	—	—	—	—
ケアマネジャー	545人	600人	700人	800人
介護サービス従事者	—	—	—	—

※令和2年度は新型コロナウィルス感染症の影響により、中止となった研修が多くあることから、令和元年度実績を踏まえて、ケアマネジャーの研修参加の目標人數を設定しました。また、介護サービス従事者は参加人數の目標を設定しないが、参加人數の実績を把握していきます。

2

高齢者の活動と参加の促進

高齢者人口がさらに増加する中、高齢者が社会の一員として尊重され、いきいきと暮らし続けられるよう、就労・就業や地域社会への参加支援など、社会とのつながりを柱とした取組みの充実を通じ、社会的孤立の防止と健康長寿を促進する必要があります。

また、認知症になってからも、自分らしく希望をもって暮らせるまちを目指す「認知症とともに生きる希望条例」の示す地域社会の一員として、意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めます。

(1) 就労・就業

① 高齢者の就労・就業等の支援

高齢者ニーズ調査からの推計値では、約 9,500 人が働きたいと考えており、一人でも多くの方が働けるようにするために、産業振興公社三茶おしごとカフェで高齢者向けの求人開拓を開始するなどこれまでの施策を充実させていきます。さらに通常の就労に加え、短時間労働や在宅労働などの情報を集約し、多様な就業マッチングが可能となるAIの活用研究および試行を行い、その結果をもとに、令和3年度から高齢者のニーズ等と単発や細かい仕事とのマッチングコーディネートの加速を図ります。

シルバー人材センターでは、定年制の延長や働き方改革の影響によりセンターの会員数にも影響のある中でセンターの認知度を高め、会員増を図るために、高齢者世代の生活様式や特性の調査、把握に努め、魅力ある仕事の確保・開拓、多様な会員活動の環境整備を検討します。また、新型コロナウイルス感染症の下の新しい生活様式に沿った①入会の説明や申込み方法②就業のあり方を創意工夫するなど、会員増に向け、より効率的な方法を検討します。

(2) 参加と交流の場づくり

① 高齢者の社会参加の促進への支援

高齢者が、これまでに培った経験や能力を生かせる機会を提供し、地域社会とのつながりや社会の一員としての社会貢献が実現できるよう、また一方で、様々な活動に参加することにより、いつまでも地域でいきいきと暮らせるよう、施策を推進していきます。

高齢者クラブや自主活動団体、また個人で希望する方等が、各自の趣味や特技、経験、意欲等を生かして、有償ボランティア等に参加する活動を支援することにより、高齢者が地域や社会に参加し、交流する仕組みを構築します。これらの有償ボランティア等の情報をつなぐ仕組みとしては、世田谷ボランティア協会等との連携

を強化し、「おたがいさま bank」にAI機能を導入し、幅広く多様なマッチングを実現します。

また、高齢者クラブの運営活動等の支援を行うほか、ボランティア活動や団体活動等を後押しする、学習の機会等を提供していきます。

さらに、新型コロナウィルス感染拡大の影響により、「新しい生活様式」が推奨される中、ITが不得手な方が受ける不利益を解消するため、高齢者に向けたスマートフォン講座、IT入門講座等について、計画的な支援を行っていきます。

② 高齢者の多様な居場所づくり

高齢者の孤立を防ぐため、身近に気軽に出て行くことができるくつろぎの場や、他の高齢者や多世代の方と話したり交流できる場、また、一人で活動したり、過ごすことができる場など、高齢者の世代や趣向に応じた、様々な居場所づくりを、関係所管が連携して広げていきます。

また、地域包括ケアの地区展開における三者連携の取組みや、社会福祉協議会が実施している、ふれあい・いきいきサロン、支えあいミニディ等も活かし、利用を勧めるための情報を発信しながら、高齢者のニーズに応えた居場所づくりを進め、地域に根差した、ゆるやかなコミュニティが形成できるよう支援していきます。

③ 高齢者の活躍の場づくり

高齢者の地域参加を促進するとともに、健康寿命の延伸のため、区の既存施設の利用の充実を図り、高齢者の健康づくりや学び、楽しみ、くつろぎのための場やプログラム等を創出します。

また、民間企業等とも連携し、高齢者がいきいきと暮らし、健康寿命の延伸に役立つ社会資源を増やしていきます。

さらに、高齢者が地域の集いの場等に参加するきっかけを創出することにより、地域参加の輪を広げていきます。

④ 生涯学習等の支援

地域での学びあい及び仲間づくりの入門講座として生涯学習セミナーを実施します。また、セミナー修了後には自主グループを立ち上げ、地域において活動を続けていることが多いことから、地域の特性を活かしながら、実施時期や回数、学習プログラム等について、支所間で調整し、セミナーの充実を図ります。

生涯大学やいきがい講座(陶芸・工芸)など、シニア世代の「学び」の機会を提供します。

子どもと保護者を対象に、昔遊びの伝承と世代間交流の機会と場の提供を図るために、各区民センターの運営協議会と連携し、おとしよりにまなぶつどいを実施します。

(3) 支えあい活動の推進

① 地域の福祉資源開発とネットワークづくりの推進

社会福祉協議会職員（生活支援コーディネーター）が、地区の活動団体や事業者など多様な社会資源を訪問調査するとともに、地域ケア会議などへの出席を通して地域課題を把握・分析します。把握した課題は、地区で共有し、課題解決に向けた検討を行う各地区での会議（第2層協議体）を開催し、新たな生活支援サービスの創出や居場所等の活動の場づくりなど、地域資源の発掘・創出、マッチングに取り組みます。

新たな地域資源の創出等とともに、既存の社会資源の活用やネットワーク化を促進することにより、地域の見守りや災害時の支えあいの仕組みづくりを支援します。また、民生委員、社会福祉協議会等の団体、社会福祉法人やNPO団体等の代表等で構成する全区の会議（第1層協議体）では、各地区的取組み事例を共有し、取組み内容の普及啓発を図るとともに、多様な視点で全区における生活支援の仕組みづくりや、地区での生活支援の取組みを支援します。

② 地域人材の発掘・育成

地域・地区を単位として地区サポーターの登録を広く呼びかけ、地域福祉活動を担う人材の確保・育成に取り組むとともに、地域の支えあい活動や町会・自治会が行う行事や事業所・施設等のボランティア、生活支援サービスの担い手など、多様な地域活動へのマッチングを行います。

災害時の要配慮者の安否確認や避難支援等の担い手として、地区サポーターの中から災害時の支援活動が可能な方に「災害福祉サポーター」として登録いただくなど、人材の確保と活用を図ります。また、区内の社会福祉法人や地域活動を行うNPO団体等と連携し、日常生活支援の拡充に向けた連携強化を図ります。

③ 地域の支えあい活動の支援

地域支えあい活動（ふれあい・いきいきサロン、支えあいミニデイ）への支援を行い、閉じこもりがちな高齢者の方々の健康保持や介護予防を推進していきます。

シルバー人材センターは、介護予防の一環として、高齢者の居場所づくりや外出の機会の提供、声掛けなど地域の見守りを果たす支えあい活動に取り組みます。

④ 地域住民による生活の推進

様々な生活支援ニーズに対応していくため、行政サービスだけでなく、地域住民や福祉団体、生活支援活動を行うNPO等により創出・拡充される地域資源を活用しながら、住民や関係機関等の協力による支えあいの地域づくりを推進していきます。

掃除、食事づくり、買い物同行等の生活支援や外出支援など、住民に助け合う「ふれあいサービス」を行う協力会員の育成・確保に努めます。

「支えあいサービス」については、ニーズのマッチングを図るために、社会福祉協

議会、シルバー人材センター等と引き続き連携し、新たな担い手の確保に努めるとともに、あんしんすこやかセンターとも連携しながら事業のPRを行います。

事業名等	2年度末 (実績見込み)	3年度	4年度	5年度
社会福祉協議会地域支え あい活動登録団体数(ふれ あい・いきいきサロン、ミ ニディ)	626 団体	638 団体	648 団体	658 団体
社会福祉協議会地域支え あい活動延べ参加者数(ふ れあい・いきいきサロン、 ミニディ)	55,000 人	180,000 人	185,000 人	185,500 人

⑤ せたがやシニアボランティア・ポイント事業

高齢者が地域活動に参加するきっかけの一つとして、「せたがやシニアボランティア・ポイント事業」(以下、「ポイント事業」という。)の充実を図ることで、健康寿命の延伸及び地域で支えあう仕組みづくりを推進していきます。

高齢者の活動状況を踏まえ、引き続き活動場所の充実を図るとともに、施設等の事務負担の軽減を図っていきます。

「ポイント事業」に参加するための研修は、福祉人材育成・研修センターに委託し、研修の充実を図ります。また、希望する研修参加者には、福祉人材育成・研修センターが実施している介護人材発掘・就労支援の取組みを紹介するなど、「ポイント事業」をきっかけにした新たな地域人材が活躍するための仕組みを充実させます。

⑥ 地域での交流と活動を支える場の支援

国や東京都の動向、区の第四次住宅整備方針(令和3～12年度)、空家等の実態調査等も参考にしながら、地域の団体等とのマッチングによる空き家等の活用について、整理・検討していきます。

(4) 認知症施策の総合的な推進

令和2年10月施行の「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」との整合を図りながら、施策を推進します。

① 条例の普及と理解の推進

一人ひとりの希望と権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまちを実現するために、区民が新しい希望のある認知症観へ転換するよう、条例の理念を広めていく取組みを展開します。

条例の内容を分かりやすく示した条例の解説書やパンフレット、区のホームページ

ジ、世田谷区認知症在宅生活サポートセンターの機関誌及びホームページ、エフエムラジオ番組、イベント等、多様な媒体を活かして情報を区民に発信していきます。

② 認知症とともに生きることへの理解の推進

条例を知ることにとどまらずに、認知症及び認知症とともに希望をもって生きることを自分ごととして前向きにとらえていけるよう、共感できる情報発信・共有の機会を増やしていきます。

情報発信・共有に関しては、認知症の本人（以下「本人」という。）が参画することを大切にし、誰にでもわかりやすくなるように、内容や方法等について本人と一緒に工夫や配慮を重ねていきます。

③ 本人が自ら発信・社会参加し、活躍する機会の充実

本人が、自分の思いや意見を表し、周囲や地域に伝えられ、本人が望む活動を地域社会の中で続けることや新たなチャレンジができるよう、講座や講演会、専門職の研修のほか、地域の中で本人とさまざまな区民等が話し合う機会をつくり、それを広げていきます。

本人が社会参加活動の一環として活躍できる取組み等の内容や進め方について本人と一緒に考えながらつくっていきます。

④ 本人同士の出会い、つながり、活動の推進

本人が診断後のできるだけ早い時期に、仲間に出会うことができる本人交流会などの機会や場を地域の中で増やしていきます。

認知症の経験者同士としての体験やよりよく生きていく知恵、情報を分かちあいながら、元気に暮らし続けていけるよう、仲間同士の力を活かして、本人だからこそその活動を支援していきます。

⑤ 本人との協働による認知症バリアフリーの推進

認知症とともに暮らしていくうえでの暮らしにくさを引き起こす障壁（認知症バリア）に気づき、地域に発信していけるよう、本人とともに地域に出向きながら、地域に潜む認知症バリアを見つけ、地域の人たちや専門職等に具体的に伝え、知らせていきます。

⑥ 本人が施策の企画・実施・評価に参画できる機会の充実

日常生活の場面のみではなく、地域社会全体のあり方を決める施策に関しても本人が参画していることがあたりまえになるよう、認知症施策評価委員会へ本人が委員として参画すること等、本人が委員として参画する機会を増やしていきます。

⑦ 「私の希望ファイル」の推進

認知症があってもなくても自分らしく、認知症とともによりよく暮らしていくための「備え」を区民みんなが行っていくためのしくみをつくっていきます。

本人とさまざまな区民等が「私の希望ファイル^{※1}」について話し合う機会をつくります。話し合いの中で、自分にとって大切なことを自分なりに考え、これからをよりよく暮らしていくための具体的な備えをしていく人を増やしていきます。

(※1 認知症になる前及び認知症になってからも自分らしく希望を持って暮らしていくために自らの思いや希望、意思を繰り返し書き記す過程やその文書、記録。)

⑧ 社会参加や健康の保持増進の機会の拡充

区民が、楽しみややりがいにつながる活動に参加し、自分なりの役割を通じて活躍するための多様な機会を地域の中で拡充していきます。

元気な頃からそれらの機会に参加する人たちを増やしていくことで、孤立を防ぎ、いくつになっても、認知症になってからも、心身ともに健やかさを保ち、自分らしい暮らしを続けていける人を増やしていきます。

⑨ 地域包括ケアの地区展開と協力した地域づくりの推進

各地区での課題を把握・共有し、課題解決に向けての話し合いを行う地域包括ケアの地区展開と協力しながら、民生委員、社会福祉協議会委員、家族会など様々な立場の地域住民、パートナー^{※2}、警察、消防等が連携し、地域住民同士のネットワークの強化を推進し、本人が地域でよりよく暮らしていくよう、認知症とともに生きることへの理解を深める地域づくりを推進していきます。

(※2 本人を理解し、本人とともに歩み、支えあう者。)

⑩ パートナーの育成・チームづくり

地域づくり活動の中で、認知症とともに生きていくことを自分ごととして考え、本人とともによりよい暮らしと地域を一緒につくっていくパートナーが自然体で育っていくように取組みを進めます。

本人一人ひとりとパートナーがつながり、ともに活動をしていくチーム（世田谷版チームオレンジ）を本人の身近な地域の中で育ててていきます。

⑪ 意思決定支援・権利擁護推進

認知症になってからも自分らしく暮らせるために、一人ひとりにあった配慮や支援を受けながら意思決定をすることができ、権利が守られるよう、「私の希望ファイル」を推進し、意思決定や権利擁護を具体的に促進していきます。

⑫ 相談と継続的支援体制づくり

認知症による変化の気づきや不安を感じたときに迷わず気軽に相談ができるよう、あんしんすこやかセンターでのもの忘れ相談窓口のよりきめ細やかな周知に取り組みます。

相談を取り口に本人及び家族が安心して暮らし続けていくために必要な地域の関わりやつながり、認知症初期集中支援チーム事業など本人や家族にあった専門職

による支援を総合的・継続的に受けられる支援体制づくりを強化していきます。

⑬ 本人の生活継続を支えあうための専門職の質の確保・向上推進

世田谷区内の保健・医療、介護、福祉、法律関係者等の多様な専門職が、条例の実現のための重要な一員として、本人の暮らしと支えあいを継続していくための意識と実践力を高めるために、認知症のケアに携わる医療・福祉サービス事業所の職員への研修の充実を図ります。

これまで福祉人材育成・研修センターに委託して行っている認知症に関する研修に関して、条例や本人の声等をもとに、本人が生活継続していくために各専門職として必要な知識や情報、支援や連携のスキルの向上が図られるよう、研修の強化に取り組みます。

事業名等	2年度末 (実績見込み)	3年度	4年度	5年度
認知症初期集中支援チーム事業 訪問実人数	110人	140人	140人	168人
認知症サポート 一養成数の累計	36,000人	41,680人	47,360人	53,040人

(5) 見守り施策の推進

① 4つの見守り

24時間365日の電話相談や定期的な電話訪問を行う「高齢者安心コール」、介護保険サービスを利用していない75歳以上の高齢者を民生委員が訪問する「民生委員ふれあい訪問」、あんしんすこやかセンターの見守りコーディネーターを中心に行う「あんしん見守り事業」、住民同士の声かけや見守り活動を推進する「地区高齢者見守りネットワーク」の4つの見守り施策を推進します。

また、認知症により外出先から帰れないなどの不安がある高齢者を対象とした「高齢者見守りステッカー事業」により、保護されたときの緊急連絡先への速やかな伝達により、認知症高齢者の安心・安全を確保します。

② サービスを通じた見守り

区では、高齢者の見守りや安心・安全を確保することを目的として実施する事業のほか、年間通じて定期的にご利用いただく在宅生活を支えるためのサービスも実施しています。こうしたサービスの実施に際しての安否確認により、重層的な見守りを実施していきます。

③ 事業者の協定等による見守り

宅配事業者や生活関連の事業者との見守り協定を増やしていきます。また、協定

締結事業者と連絡協議会を開催し、情報交換や緊急時の対応などの事例を積み重ね、協定の実効性を高めていきます。

④ 地域の支えあいによる見守り

地域のボランティアや住民組織が自発的に取り組む見守りの活動が定着し、さらに広がって行くように、区ではその活動の周知、啓発など支援をしていきます。

(6) 権利擁護の推進

① 成年後見制度の普及啓発

成年後見制度ハンドブックや、区、社会福祉協議会のホームページを利用して啓発を行っていきます。啓発用通信を発行し制度の周知と利用案内を行い、利用促進を図ります。

社会福祉協議会において、弁護士による申立てや制度説明を目的とした「成年後見セミナー」や、遺言や相続、自分の将来を考えるきっかけとする「古い支度講座」を実施し、成年後見制度や任意後見制度の普及に取り組んでいきます。

また、区は区民の成年後見制度に対する認知度を区制モニターなどを活用して定期的に把握し、認知度が上がるよう普及啓発に努めます。

② 成年後見制度の相談支援

判断能力が低下した高齢者や障害者の生命・財産を守り、地域での生活を継続できるよう、相談員による専門相談、各地域での相談会、弁護士による無料の専門相談（「あんしん法律相談」）を実施し、成年後見制度の利用促進を引き続き行っています。

認知症の方など制度を必要とする方が、虐待や消費者被害などに遭わないために、早期に制度利用に結びつけることが必要です。そのためには、現行の専門相談などに加えて、区職員、あんしんすこやかセンター、ケアマネジャー、民生委員・児童委員など支援する側への制度周知を強化していきます。

また、後見人選任後の様々な課題の相談についても成年後見センターで対応するとともに、後見人選任後の相談窓口の周知を図ります。

③ 申立て及び親族後見人支援

親族に後見申立てを考えている方へ、申立て支援を行い、希望する親族については、後見人の候補者の選任を成年後見センターで行っていきます。

親族が後見業務を行う場合に、安心して業務に取り組むことができるよう、相談会の実施や、定期報告書類作成を援助するなど後見人等の活動を支援します。

④ 区民成年後見人の養成及び活動支援

成年後見制度利用促進法に基づき、増加する高齢者や障害者の権利擁護を支援する体制を確保するため、区民成年後見人養成研修を開催し、区民成年後見人を養成

していきます。修了者は、成年後見センターの区民成年後見支援員に登録して連絡会や研修会に参加し、知識やスキルの向上も図りつつ、成年後見制度の利用支援・普及啓発などを地域で行う人材として育成していきます。

また、区民成年後見人が後見人等に就任した場合には、社会福祉協議会が監督人に就き、後見業務の支援や家庭裁判所への報告資料の確認等を実施し、制度の適正な運用を行っていきます。

⑤ 中核機関の設置・運営

権利擁護支援・成年後見制度利用促進に向けて、地域連携ネットワークを段階的・計画的に強化していくため、区は成年後見センターを中核機関とし、地域の連携強化を図っていきます。中核機関は、広報・相談・成年後見制度利用促進・後見人支援・不正防止等の機能を担う中核的な役割を果たす機関として位置づけます。

法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職などの関係機関との情報交換や課題の共有を行い、権利擁護推進に向けたノウハウなどを蓄積し、成年後見制度利用の推進を図ります。社会福祉協議会は、成年後見センターの実績を活かし、区とともに制度の利用促進を総合的に推進します。

⑥ 成年後見等実施機関等との連携（地域連携ネットワーク）

権利擁護支援のため、本人や家族、後見人等を取り巻く地域の関係機関や弁護士、司法書士、社会福祉士など多職種と連携し、ネットワークを構築していきます。また、成年後見センターが中心となり、成年後見制度利用促進への意見交換や検討を重ね、地域で支え合う仕組みを構築します。さらに、福祉の相談窓口（あんしんすこやかセンター含む）、認知症在宅生活サポートセンター、地域障害者相談支援センター等の相談機関を対象に、権利擁護事例検討会を開催し、情報共有や早期の制度利用に結び付けられるよう連携を強化していきます。

なお、後見人選任後に本人（被後見人等）の要望に沿わない事例等については、地域連携ネットワーク会議を活用して、情報共有やモニタリングを実施し支援していきます。

⑦ 成年後見区長申立ての実施

判断能力が十分でない高齢者等で、親族等からの支援が得られない方に対して、区長が老人福祉法等に基づき、家庭裁判所に後見等開始の申立て手続きを行います。申立てにあたっては、府内検討会や成年後見センター事例検討委員会において、後見等の業務内容の検討や後見人等の候補者の選任等を行い、迅速かつ円滑な制度利用につなげます。

⑧ 後見報酬の助成

後見人等が選任された場合、報酬が必要となります。生活保護受給者や生活困窮者で報酬を支払うことが困難である方に対し、報酬の助成を行います。

⑨ 地域福祉権利擁護事業(あんしん事業)の実施

認知症、知的障害、精神障害により生活に不安がある方やサービスの利用手続きが難しい方を対象に、ご本人と契約し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりなどを行い、日常生活を支援していきます。

⑩ 高齢者虐待の防止と高齢者保護

あんしんすこやかセンター、民生委員、介護サービス事業者、施設職員、医師会、警察等をメンバーとする高齢者虐待対策地域連絡会を開催し、高齢者虐待の対応やネットワークの充実を図ります。また、区職員と介護従事者の迅速かつ適切な対応力の向上を図るため、事例検討を実施します。

近年は、養介護施設従事者による虐待が増加傾向にあり、また、生活環境の変化に起因する虐待事例の報告も増えつつあることから、最新の事例収集に努め、マニュアルやパンフレットの改訂等を行い、支援の強化を図ります。また、保護した方はショートステイ等の施設において適切に養護するほか、高齢者一時生活援助施設における受入体制を強化します。

⑪ 消費者被害防止施策の推進

「せたがや消費生活センターだより」など様々な媒体を活用し、消費生活に関する情報や相談事例、悪質商法への対処法等、最新の情報提供の発信を強化します。また、出前講座の実施など、地域における啓発活動に引き続き取り組みます。

消費者安全確保地域協議会等を活用し、福祉部門をはじめとした見守り関係者との連携体制の充実を図り、消費者被害の動向の共有及び対策の協議等、様々な立場からの見守りの連携を図っていきます。

相談事業においては、高齢者の身近な相談窓口として引き続き親しみやすく気軽に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、弁護士やインターネット取引にかかる専門家を活用するなどして、複雑困難な相談事例の解決を図ります。

コラム

地域包括ケアの地区展開

～「福祉の相談窓口」と「参加と協働による地域づくり」～

世田谷区が目指す地域包括ケアシステムのもと、「地域包括ケアの地区展開」の取組みとして、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者を同じ屋根の下に一体整備し、「福祉の相談窓口」と「参加と協働による地域づくり」を平成28年7月から区内全地区で実施しています。

「福祉の相談窓口」では、身近な地区における相談支援として、高齢者のみならず、障害者、子ども・子育て、生活困窮等への相談の充実を図っています。潜在化しがちな問題や子育て中の介護の問題などの複合化した問題にも三者で連携して対応しています。「福祉の相談窓口」だけでは解決できない専門的な相談は、区の保健福祉センターや専門機関等に引き継ぎ、適切な支援に結びつけています。

また、「参加と協働による地域づくり」では、三者が持つそれぞれのノウハウを共有して地区の課題を把握し、その解決のために地域の人材や社会資源の開発・協働に取り組んでいます。

各地区では、課題解決に向けて様々な取組みが行われており、買い物が困難な高齢者等を対象とした買い物ツアーや移動販売会、退職後の男性が地域で活躍できる仕組みづくりなどの活動につながっています。

～福祉の相談窓口～



～移動販売会の様子～



コラム

成年後見制度利用促進に向けて

～地域連携ネットワークの構築～

成年後見制度は、認知症や知的・精神障害等により判断能力が十分でなくなり、自分一人では、契約や財産の管理などが難しい方が、自分らしく安心して暮らせるように、その方の権利を守り、法的に支援する制度です。

区では、成年後見制度を十分に普及させていくために、成年後見制度利用促進基本計画を策定しました（巻末資料参照）。

計画の大きな柱の一つに「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」を掲げています。

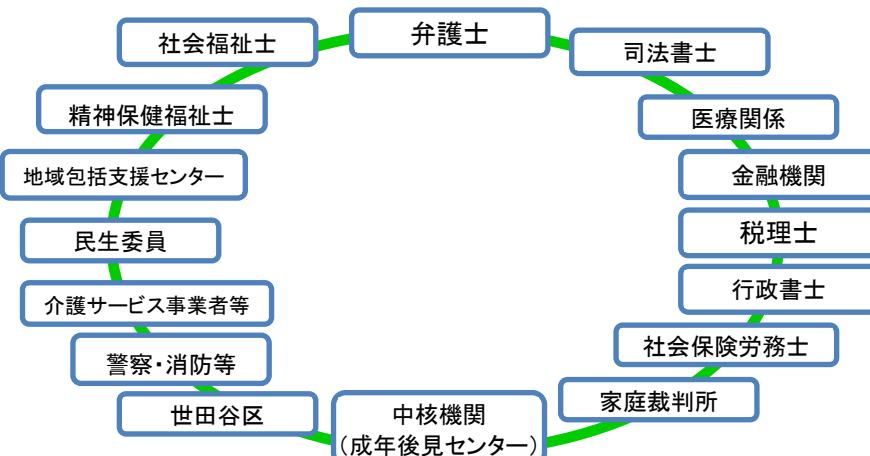
地域連携ネットワークとは、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みのことです。

これまで、選任された成年後見人等が孤立して困っている実態や第三者の成年後見人等と日常生活を支える関係者とがうまく連携をとれず、被後見人等の意思や生活状況に配慮した福祉的視点の乏しい後見業務が一部に生じてしまっていることが成年後見制度の課題として挙がっていました。

この制度の利用者ご本人やご本人を支えているご家族等が、制度活用についてのメリットを実感できるような運用にしていくために、地域団体等と連携し支援していく体制をとることが大切と考えています。

今後は、弁護士、司法書士、社会福祉士など多職種連携の強化を図り、制度利用の進展に対応していくため、区として成年後見センターを中核機関に位置づけ、これまで培ってきたノウハウを活かすとともに地域連携のネットワークを広げ、地域の中で制度を利用すべき方を早期に発見し、利用につなげる体制づくりを進めています。

●地域連携ネットワークのメンバー（※テーマにより参加者を調整する）



3**安心して暮らし続けるための介護・福祉サービスの確保**

後期高齢者人口が増え、要介護者が増える中、サービス需要に応じた体制の確保が必要です。生産年齢人口が減っていく中、安心して暮らし続けるための介護・福祉サービスの確保を図るために、介護・福祉サービスの革新とともに、自助・互助・共助・公助のバランスのとれた持続可能なサービスが重要になってきます。

サービス基盤の計画的な整備とともに、サービスの内容や手法の改善を図り、担い手の確保に努めます。

(1) 在宅生活の支援**① あんしんすこやかセンターの相談支援の充実**

区では、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者連携により、区民の様々な相談への対応や課題の解決を図る「地域包括ケアの地区展開」を推進しています。身近な地区において誰もが相談しやすい環境を整えるとともに、身近な「福祉の相談窓口」の周知に努めます。

高齢者だけでなく相談対象を拡大した障害者や子育て家庭、生活困窮者等からの相談には、関係所管や関係機関、地域資源等と連携しながら、高齢者やその家族等を取り巻く様々な相談や潜在的ニーズ、地域の課題等に対して適切に支援を行うとともに、専門の相談支援機関へつなげ、解決を図る体制を充実させます。また、ひきこもり等の課題を抱える「8050世帯」への相談支援については、ひきこもり支援に係る検討や取組み状況に応じて適切に対応していきます。

相談支援の充実を図るため、マニュアルや研修の充実、地域ケア連絡会等での好事例の情報共有など、総合支所や本庁の、あんしんすこやかセンターへの支援を一層充実するとともに、ぶらっとホーム世田谷（世田谷区生活困窮者自立相談支援センター）など関係機関との連携強化に取り組みます。

あんしんすこやかセンターは、高齢者人口の増加に伴う相談件数及び困難事例の増加、相談対象拡充の区民への浸透による相談需要の増大に対応し、介護予防ケアマネジメントの推進、もの忘れ相談や認知症支援の充実、医療・介護連携の推進、地域ケア会議の充実など、多くの役割を担っています。これらの業務に応えられる運営体制の強化のため必要な対策を講じます。

業務内容や体制の改善を図るため、介護保険法の規定に基づく定期的な評価点検を実施します。また、業務の負担軽減や質の向上のため、総合支所や本庁でのバックアップ体制について一層の充実を図ります。

一体整備は未整備地区（松原）の、令和3年度整備完了を目指として整備します。

② サービスの提供や見守りと一体的に行う情報提供・相談支援

区では、高齢者福祉サービスとして、様々な独自サービスや見守り事業を実施しています。これらのサービスの提供や、見守り事業を通して、区の相談窓口やサー

ビスの情報提供を行うとともに、身近な福祉の困りごとを相談窓口につなげることにより、必要な支援に結びつける機能の強化を図ります。

③ 区民に分かりやすい情報提供

区民が、サービスに関する情報を正しく理解し、適切なサービスを選択・活用することができるよう情報誌等の内容を工夫するなど、情報発信の充実に取り組みます。

ア セたがやシルバー情報

介護保険制度と区が提供する高齢者福祉サービス等を紹介する情報誌「せたがやシルバー情報」を3年ごとに作成し、65歳以上の高齢者がいる世帯へ各戸配付するとともに、あんしんすこやかセンターの窓口などで配布します（令和3年度発行予定）。

イ 区ホームページ等の活用

区ホームページによる、介護サービスに関する情報の充実に努めるとともに、利用しやすい構成づくりに取り組みます。また、区のおしらせ「せたがや」等を活用し、時宜にかなった情報提供を行います。

ウ セたがや高齢・介護応援アプリ

認知症の気づきチェックや健康・生活習慣に関するチェックなど、アプリならではの特徴をPRし、利用者数の向上に努めます。また、役立つ地域情報のプッシュ通知を充実するなど、引き続きアプリの魅力向上に取り組みます。

④ 地域ケア会議の実施

地区・地域・全区の地域ケア会議の実践を積み、地区課題の把握から地域資源開発、政策形成に結びつけ、地域づくりを進めます。

ア 地区版地域ケア会議

あんしんすこやかセンターでは、地区版の地域ケア会議のノウハウを習得し、課題解決を図ります。また、支援が困難なケースや介護予防の検討が必要なケースの個別検討を通して、マネジメント力の向上やネットワーク構築を進めるとともに、地区課題を把握し、地域版地域ケア会議につなげます。また、医師や歯科医師、薬剤師、看護師等の専門職が参加することで、医療が必要な方のケアマネジメントを総合的に支援します。

総合支所や本庁では、マニュアルの充実、研修や実地指導等により地区版地域ケア会議をバックアップします。

イ 地域版地域ケア会議

地区的課題を集積し、地域の課題を抽出し、課題解決に向けた検討を行います。地域版地域ケア会議では解決できない課題については、全区版地域ケア会議や他の会議体への課題提起等を行います。

ウ 全区版地域ケア会議

地域からの課題提起を踏まえ、庁内で課題の整理・調整し、全区版地域ケア会議において、全区で取り組むべき課題解決に向けた検討を行います。

⑤ 地域密着型サービスの基盤整備

以下の考え方に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を計画的に進めます。

- ・小規模多機能型居宅介護は、区内のどの地域でもサービスを受けることができるよう、引き続き未整備圏域を中心に整備誘導を図ります。
- ・看護小規模多機能型居宅介護は、医療ニーズの高い高齢者の在宅療養を支えるため、区内の地域ごとに1か所以上の整備を目指します。
- ・認知症になっても、住み慣れた地域で、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、支えあい安心して生活が続けられるよう、認知症高齢者グループホームまたは地域密着型特別養護老人ホームを、日常生活圏域毎にいずれか1か所以上整備されるよう誘導を図ります。
- ・認知症対応型通所介護は、一般の通所介護との違いを見い出しにくいという課題があり、より多くの方々にこのサービスについて知っていただくよう普及を図っていく必要があります。このような課題を踏まえつつ、運営法人の意向を確認しながら、小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護への機能転換も含め、検討を進めます。
- ・24時間365日の在宅サービスとして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の定着を図るため、事業者連絡会との連携・協力によりセミナーを開催するなど、サービス内容の周知・啓発に継続的に取り組みます。
- ・土地所有者と介護事業者を結びつけるマッチングの取組みを継続し、整備が可能な物件の掘り起こしを進めます。

事業名等	2年度末 (見込み)	3～5年度 (整備目標)	5年度末計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7か所	2か所	9か所
夜間対応型訪問介護	2か所	目標数は設定しない	
認知症対応型通所介護	29か所 298人	目標数は設定しない	
小規模多機能型居宅介護	11か所 310人	8か所 219人	19か所 529人
看護小規模多機能型居宅介護	4か所 107人	2か所 58人	6か所 165人

⑥ ショートステイサービスの基盤整備

介護が必要な高齢者の在宅生活を支援し、家族介護者等の負担を軽減する観点から重要な役割を担うショートステイサービスは、小規模多機能型居宅介護や認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護の短期利用等、供給の多様化が進んでいることから、具体的な影響を精査し、今後の整備方針を検討していきます。

事業名等	2年度末 (見込み)	3～5年度 (整備目標)	5年度末計
短期入所生活介護 (ショートステイ)	24か所 306人	1か所 12人	25か所 318人

⑦ 介護老人保健施設等の整備

区内の地域ごとに2か所以上の整備を目指します。また、整備にあたっては、都の補助金のほか区の上乗せ補助を活用し、介護老人保健施設が地域で担う在宅復帰のための拠点となる在宅強化型の整備誘導を進めます。

区内に2か所ある介護療養病床については、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設である「介護医療院」への転換も含め、施設の意向や国の動向を注視し、的確に対応していきます。

事業名等	2年度末 (見込み)	3～5年度 (整備目標)	5年度末計
介護老人保健施設	10か所 872人	1か所 80人	11か所 952人

⑧ 持続可能な高齢者福祉サービスの実施

これまで高齢者福祉の充実を目的とした様々な区独自サービスを実施してきました。一方で、高齢者を取り巻く社会状況等の変化への対応を図り、現在より6万人以上、高齢者が増える見込みである2040年になっても、必要なサービスを提供し続けられるようにするための見直しが必要となっています。持続可能な高齢福祉サービスの基本的な考え方を踏まえた所要の見直しを行いながら、着実に事業を実施していきます。

⑨ 高齢者等の移動への支援

世田谷福祉移動サービス案内（冊子）の配布先を増やす等、介護タクシーの利用方法、福祉移動支援センターの周知を行い、移動困難者の外出支援の機会の拡充を図ります。また、介護タクシーの質の向上に向け、福祉移動支援センターが開催する介護タクシー事業者連絡会、研修などを支援します。

また、今後見込まれる超高齢社会や単身高齢者の増加等を見据え、区民、特に高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らし続けられるよう、公共交通の不便地域への対策について、モデル地区における定時定路線型の検証のほか、他の交通手段の分析を行う等、民間との連携も視野に入れ、対策の検討を進めていきます。

⑩ 家族等介護者への支援

家族等介護者が抱える課題は、介護と仕事、育児・療育の両立、生活困窮の状況、

自分の生活との両立など多岐にわたっています。家族介護者が地域の中で孤立することなく、家族に対する介護と自身の仕事、社会参加、心身の健康維持、生活の両立などが確保されるとともに、要介護者の介護の質、生活・人生の質もまた同時に確保される「家族介護者支援」を推進していきます。また、各事業を分かりやすく地域・地区、相談事業所等に提供することにより、家族等介護者のニーズにあった支援につなげます。

ア 相談機能等の充実

福祉の相談窓口等において、家族介護者自身の「生活・人生の質を維持向上させる」という支援の視点を持って初期相談に対応するとともに、ヤングケアラー^{※1}やダブルケアラー^{※2}など、様々な課題を抱える介護者に対する支援体制の充実に努めます。

また、介護や子育て等により様々な生き方・働き方をしている人を支援するため、区民向けの講座や相談等を実施するとともに、育児・介護休業等が男女共に取りやすい環境になるよう、会社・事業所等への啓発事業の実施や情報提供を行うなど、ワーク・ライフ・バランスの取組みを進めます。

(※1 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。18歳～概ね30歳代までのケアラーを若者ケアラーという。)

(※2 育児と介護のように、多重ケアの責任や負担が重なる状態にある人のこと。)

イ 情報提供の充実と介護ノウハウの習得支援

区のホームページ等により、介護保険サービスや在宅サービスを支える区のサービス、仕事と介護の両立支援制度の紹介など、家族介護者の視点に立った情報提供に努めます。また、家族介護教室の充実や高齢者安心コール事業、高齢者見守りステッカー事業など、家族介護者が安心して介護を続けることができるよう、支援の充実に取り組みます。

ウ 家族介護の慰労と在宅生活の継続支援

要介護認定を受けた方（一定の要件あり）が1年間、介護保険サービス（福祉用具の貸与、住宅改修など一部サービスは除く。）を利用せず、在宅で生活した場合に、慰労金を支給し、介護している同居家族（住民税非課税世帯）に対する身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るとともに、要介護認定を受けた方の在宅生活の継続及び向上を支援します。

エ 家族介護者の居場所づくり

家族介護教室などをきっかけとして、在宅介護者が特別養護老人ホーム等に悩み事を相談したりアドバイスをもらうなど、地域で孤立しない取組みを進めます。

オ 地域密着型サービス等の整備と活用

要介護者が地域での在宅生活を継続できるよう、また、家族介護者の負担を軽減できるよう、地域密着型サービスやショートステイの整備誘導を図り、活用を支援します。

⑪ 「在宅医療」の区民への普及啓発

住み慣れた自宅で医療や介護を受けながら生活する「在宅医療」について普及を図るとともに、人生の最終段階にどのような治療やケアを望むのかを身近な人と繰り返し話し合い、区民自らが決定していくACP(アドバンス・ケア・プランニング：人生会議)について、ガイドブックを作成し、あんしんすこやかセンターやケアマネジャー等を通じて周知・普及に取り組みます。

⑫ 医療・介護のネットワーク構築

在宅医療を選択する区民を地域で支えるため、医療機関と介護サービス事業所の連携構築に取り組みます。

ア 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築

在宅医療を望む高齢者が適切な医療ケアや介護サービスを受けるため、地区連携医事業を通して、支え手となる地区の医療機関と介護サービス事業所の連携を深め、在宅医療と在宅介護を一体的に提供する仕組みの構築を目指します。また、地区的医療機関や介護サービス事業所だけでなく、大学病院等の区外の医療機関と広域的な医療と介護のネットワーク構築に取り組みます。

イ 在宅医療・介護連携に関する相談支援の充実

在宅療養相談窓口に寄せられる様々な相談に応じるため、あんしんすこやかセンターの担当者と病院MSWの方との意見交換会や専門職との研修会などを開催し、地域の医療機関と介護サービス事業所との連携を深めていきます。また、民間の医療系ノウハウも取り入れながら、専門的知識の向上にも努めます。

ウ 地域における適切なリハビリテーションの提供

地域で適切なリハビリテーションが提供されるように、リハビリ専門職の連携体制の構築を支援し、リハビリ専門職との連携を図っていきます。また、平成26年より都の委託事業である区西南部地域リハビリ支援事業を実施している医療法人を引き続き支援し、研修や事例検討会を通じて医療職や介護職にもリハビリの正しい知識を広めていきます。

⑬ 様々な在宅医療・介護情報の共有推進

医療機関と介護サービス事業所の連携を深めるには互いの情報を共有することが重要です。区では既存のツールの更新や新たなツールを活用しながら情報共有を推進します。

ア 医療・介護の情報共有の支援

医療機関と介護サービス事業所の連携を深めるため、入退院の際に必要な情報をまとめた医療と介護の連携シートや医師会のICTを用いた連携ツール、お薬手帳を活用した連絡カード(あなたを支える医療・介護のケアチーム)等、既存のツールについて効果的な周知の仕方を検討しながら、一層の周知・普及を図るとともに、既存ツールの見直しについても専門職の意見を取り入れながら進めてまいります。

イ 地域の医療・介護資源の情報更新

在宅療養資源マップを更新し、あんしんすこやかセンターや地域の医療機関・介

護事業所をはじめ、区外の医療機関にも配布し、在宅療養相談や世田谷区内の医療機関との連携に活用します。

事業名等	2年度末 (実績見込み)	3年度	4年度	5年度
区民の在宅医療に関する認知度(区民意識調査)	74%	75%	77%	79%
在宅療養相談件数	10,000 件	10,000 件	11,000 件	12,000 件

⑭ 災害への対策

地域防災計画等に沿って、地震や水害等に対して高齢者の生活を支える施策に取り組みます。

ア 避難行動要支援者支援の推進

避難行動要支援者避難支援プランに基づき、各地域・地区において事業に関する説明を行い、普及啓発に努め、協定数の増加を図り、より広範囲で避難行動要支援者への支援体制の整備を図ります。また、介護事業者等と連携を進め、支援体制の整備を推進します。

イ 福祉避難所（高齢者）

協定施設の拡充に取り組んでいくとともに、協定施設と連携して行う訓練や検討会等を実施するなど、災害時の実効性を高める取組みを進めます。また、多様化する自然災害に備えるため、福祉避難所の開設時期の検討や必要となる備蓄物資・機材の選定などを進めます。

新型コロナウイルスなど感染症の流行下においては、職員・利用者と避難者の導線に配慮するなど、協定施設の感染防止策を徹底したうえで開設します。

ウ 在宅避難者への見守り

民生委員・児童委員、社会福祉協議会、保健福祉サービス事業者等と連携し、在宅で避難生活を送る要配慮者に対して、訪問等による健康状態の確認や福祉ニーズを把握する体制の整備を図ります。

⑮ 健康危機への対応

高齢者等が、新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症等に対し、正しい知識を持って予防策を実践できるよう働きかけるとともに、発生時には、関係機関との連携・協力のもと、高齢者等への感染症のまん延予防に努めます。

ア 平常時における健康危機への備え

関係機関との連携・協力のもと、日ごろから高齢者等へ手洗いや消毒等の日常生活で行うことのできる感染症対策の啓発や情報発信を行います。また、新興・再興感染症等の健康危機の発生時に備え、関係機関（医療・警察・消防等）との定例的な協議を行い、連携・協力体制を確保します。また、介護事業者へ事業継続への備えについて、啓発していきます。

イ 健康危機の発生時の対応

新興・再興感染症等の健康危機の発生時には、関係機関との連携・協力のもと、高齢者等への健康危機に関する正確な情報提供や相談できる体制の整備を図ります。

新型コロナウイルス感染症の対応については、高齢者の支えあい活動への感染防護の呼びかけや社会福祉施設への支援、社会的検査の実施等で、閉じこもりへの対応や重症化の未然防止等に取り組んでいますが、感染状況に応じ、適時適切に対応します。また、生活の維持に向けて、社会福祉施設等の運営維持や、支援を必要とする高齢者等への対応などを関係団体等と連携しながら、速やかに適切な対処を行います。

さらに、全区的な保健医療福祉の拠点として整備した区立保健医療福祉総合プラザ（うめとぴあ内）の緊急時の対応について、その機能を有効に活用するよう今後検討します。

(2) 安心できる住まいの確保

① 特別養護老人ホームの整備

第6期計画において策定した令和7年を目途とする中長期目標である1,000人分の整備を目指し、整備時期が集中化しないよう配慮を行いつつ、計画的な整備を継続します。

令和7年以降の中長期的な整備目標については、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の設置状況も勘案し、推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて検討を行います。

着実な整備を進めるため、新たに活用が可能な公有地が生じた場合は、積極的に活用を検討します。

新たに開設する特別養護老人ホームは、災害時に地域の要援護者の受け入れ先となる福祉避難所としての機能のほか、日常的な地域との交流・連携により地域包括ケアシステムにおける地域の拠点となるよう、整備を進めます。

大規模な修繕工事が必要となる民間の特別養護老人ホームについては、都の補助金に合わせて区の補助金を活用することにより、社会福祉法人による計画的な修繕の実施を支援します。

事業名等	2年度末 (見込み)	3～5年度 (整備目標)	5年度末計
特別養護老人ホーム (定員30人以上)	24か所 1,958人	1か所 108人	25か所 2,066人
地域密着型特別養護老人ホーム (定員29人以下)	3か所 87人	2か所 58人	5か所 145人

② 認知症高齢者グループホームの整備

認知症になっても、住み慣れた地域で、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、支えあい安心して生活が続けられるよう、各日常生活圏域に認知症高齢者グループホームを整備します。

整備に際しては、都の補助金や未整備圏域を対象とした区独自補助を活用するとともに、土地所有者等に対する補助制度や公募情報の周知及びマッチングの取組みを継続的に実施し、未整備圏域における整備を推進します。また、補助事業については引き続き公募を実施し、より質の高い事業者の整備誘導を図ります。

低所得者が入居できる事業所が増えるよう、整備費補助等によりできるだけ家賃負担等の少ない事業所の整備誘導を図ります。

事業名等	2年度末 (見込み)	3～5年度 (整備目標)	5年度末計
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	44 か所 828 人	6 か所 108 人	50 か所 936 人

③ 介護付有料老人ホーム等の計画的な整備誘導

介護付有料老人ホーム等（特定施設入居者生活介護）は、公募による事前相談を引き続き行い、計画的な整備を進めます。

入居者が安心して生活ができるサービス提供体制とともに、地域包括ケアシステムにおける施設の役割として、看取り対応、併設事業による在宅の要介護高齢者に対するサービス提供、地域貢献事業等の実施、災害時の地域連携などに積極的な事業者の整備を誘導するとともに、料金設定のバランスにも配慮した整備誘導を図ります。

事業名等	2年度末 (見込み)	3～5年度 (整備目標)	5年度末計
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)	75 か所 4,820 人	3 か所 180 人	78 か所 5,000 人

④ 都市型軽費老人ホームの整備

軽度の要介護者を含め、在宅で自立した生活を送ることが不安な高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、低所得でも入居できる、見守りがついた住まいである都市型軽費老人ホームを、入所申込者数の動向を考慮しつつ、都の補助金等を活用して整備していきます。

補助事業については引き続き公募を実施し、より質の高い事業者の整備誘導を図ります。

また、養護老人ホームについては、被措置者数が減少傾向にあることから、整備目標数は設定しませんが、今後、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を抱える高齢者の増加が見込まれることから、適切に対応していきます。

事業名等	2年度末 (見込み)	3～5年度 (整備目標)	5年度末計
都市型軽費老人ホーム	10か所 180人	3か所 60人	13か所 240人

⑤ サービス付き高齢者向け住宅の整備誘導

見守りや生活相談が必要な高齢者の居住の場の確保という観点や、地域包括ケアシステムにおける役割を踏まえ、国と都の補助制度の活用の際は、事業者に「サービス付き高齢者向け住宅整備補助に係る世田谷区の基準」に沿った整備を行うよう伝え、地域密着型サービスや医療サービスと連携したサービス付き高齢者向け住宅の整備を誘導します。

⑥ 公営住宅の供給

公共施設等総合管理計画、公営住宅等長寿命化計画及び第四次住宅整備方針（令和3～12年度）に基づき、良質な住宅の確保と供給を行うとともに、高齢者向け戸を一定数維持し、住宅困窮度の高い高齢者への優先的な供給に努めます。

⑦ 高齢者住宅改修費助成及び高齢者住宅改修相談の実施

地域包括ケアシステムにおける自助、互助、共助、公助のバランスに考慮しつつ、高齢者の住・生活環境の整備を進め、自立的な生活を支援します。

⑧ 高齢者の民間住宅への入居支援

高齢者等が住み慣れた地域での居住を継続できるよう、住まいサポートセンターを活用し、民間賃貸物件の情報提供や相談、保証人のいない高齢者等の入居支援を行います。また、見守り等の支援サービスの充実を図ることで、家主の不安を軽減し、円滑な入居を促進します。

居住支援協議会において、住宅確保要配慮者への入居支援策を引き続き研究・検討を行うとともに、関係所管と連携して支援の充実を図っていきます。

⑨ ユニバーサルデザインの推進

ユニバーサルデザイン推進条例及び同計画（第2期）後期に基づき、引き続き誰もが利用しやすい施設整備の推進を図っていきます。そのための普及啓発や事業のスパイラルアップ^{*1}の取組みによる推進を行っていきます。

また、座れる場づくりガイドラインの考え方に基づき、安全に配慮しながら路上等へ適切にベンチを設置していくとともに、店舗等のベンチの設置について、助成制度の活用を図り、歩行者が安心して快適に移動することができる都市環境の整備を推進します。

（※1 「点検⇒事後評価⇒改善の事業への反映」の手順を繰り返し、継続的な発展を目指す方法）

(3) 福祉・介護人材の確保及び育成・定着支援

① 介護人材確保の基盤整備

今後、急速な高齢化による介護サービス需要の増大と生産年齢人口の減少が見込まれることから、介護サービスの担い手となる人材の確保は厳しい状況が続くことが予想されます。

令和2年4月、区立保健医療福祉総合プラザ内に「福祉人材育成・研修センター」を新たに整備・移転しました。従来の人材確保、質の向上、定着支援等の機能に加え、保健・医療・福祉の連携や地域福祉を支える人材の育成支援、事業者・団体等への活動支援、福祉施策に関する調査・研究の展開を図るほか、福祉の仕事や資格、将来のキャリアプランなど就業相談機能の充実とその周知に努めるなど、福祉人材の総合的拠点としての機能を果たしていきます。

「福祉人材育成・研修センター」が、介護人材確保に向けた中核機関として、令和元年度に設置した「世田谷区介護人材対策ワーキンググループ」の機能を強化した総合的な介護人材確保を推進するための基盤（プラットフォーム）の運営を担います。区は、「福祉人材育成・研修センター」を中心として、介護サービス事業者、国や都の関係機関等と連携を図りながら、中長期的な視点も含めた効果的かつ適切な施策の展開を目指します。

また、雇用を所管する部署との連携を強化し、他業種で働いていた求職者や就労意欲のある元気高齢者など、介護分野への参入を促進します。

② 働きやすい環境の整備・生産性の向上・生活支援策による人材確保

介護の現場で働く職員が長く働き続けることができるよう、人材不足の時代に即した介護現場の革新及び生産性の向上を図り、本来業務に注力できる環境づくりが重要です。介護の質は維持しながら介護職員の身体的・精神的負担を軽減し、効率的な業務運営ができるよう、区内事業所の取り組み事例の横展開を図るとともに、国や都と連携しながら介護ロボットやＩＣＴ機器の活用を推進します。さらに、事業者が作成する文書に関する負担削減の実現に向け、事業者と協働して取り組みを進めます。

また、事業所の新人指導担当者（トレーナー）向けの養成研修の充実による、経験の浅い職員への育成力強化や、ハラスメント対策を実施するとともに、職場等における様々な悩みごとについて、ビデオ会議ツール等を利用したオンライン相談を取り入れるなど、相談支援体制の充実に取り組みます。

結婚、出産、子育て、介護など、生活環境の変化に応じた働き方ができるよう、両立支援に関する介護事業所の取組み促進に向けた普及啓発を行うほか、都事業と連携した住まいの確保支援（宿舎借り上げ事業等）などの生活支援策に取組みます。

③ 多様な人材の参入・活躍の促進及び外国人人材の受け入れ支援

介護職員が担っている業務を切り分け、働く曜日や時間帯、時間数などライフスタイルに合わせた働き方を提供することで、若年層のみならず、中年齢層や子育て

を終えた世代、高年齢層など各層の介護分野への就職を促します。世代に応じたアプローチにより介護の仕事に対する障壁の払拭に努め、特に区内約9,500人の働きたいと考えている元気高齢者（※）をターゲットに、介護の仕事への興味関心のきっかけとなるセミナーの実施や、シニアボランティア・ポイント事業参加者の入門的研修への誘導、AIを活用したシニアマッチング事業（GBER）による介護事業者とのマッチングなど一体的に取り組みます。

介護の仕事の社会的価値を早い段階で啓発していくことで、次世代を担う小・中学生が将来の職業として考えるきっかけをつくります。出前授業や職場体験などを通じ、介護の仕事の魅力の発信と興味関心の醸成に努めるほか、保護者や教職員に対しても理解促進を図ります。また、これまでとは違う切り口で、主に若年者をターゲットとした出版社等のメディアに委託し、介護事業をはじめとした福祉系産業のイメージを変える魅力発信冊子を作成し、オンラインでの周知に取り組みます。これにより若年者の仕事の選択肢を拡げ、「生活を支える仕事に就きたい」という気持ちをリードし就職につなげます。さらに、実習やインターンシップをきっかけとした介護事業者による人材確保の取り組みを支援するなど、多様な世代を対象とした介護の職場体験などに取り組みます。

外国人材については、国や都による様々な支援策や区内事業所の取組み事例の周知に努めるとともに、課題などを整理したうえで、交流の場の確保など日常生活面における支援等を検討します。

※ 高齢者ニーズ調査からの推計値

④ 職員の資質及び専門性の向上・介護職の魅力向上

介護職員としての高い専門性と当事者意識を醸成し、介護に関する知識や技術のほか、ヤングケアラーやダブルケアラー、LGBT等の人権の視点も踏まえ、高度化・多様化する介護ニーズに応え得る人材の育成に取り組みます。

福祉人材育成・研修センターにおいて、介護職員の育成・専門性、実践力の向上に資する研修を実施するほか、介護実習室や調理実習室を活用した実技・実習型研修の充実に取り組みます。また、web研修（オンライン研修）の取組みを進めるなど、個別学習の機会の充実を図ります。

また、介護職員が介護職員初任者研修から介護福祉士資格取得に至るまでの費用を助成するなど、介護職員のキャリアアップを支援します。介護事業者に対しても、事業所内研修の講師費用や外部研修の受講に要する費用助成を行うほか、様々な研修等に関する情報提供の充実を図り、研修講師の紹介や派遣の仕組みづくりを進めることで、職員の資質向上に取り組む事業者を支援します。

求職者が不安なく介護の仕事に就くためには、将来のキャリアプランがイメージできることが大切です。キャリアのロールモデルとなる職員と交流する場を設けるなど、将来のキャリアプランが描きやすいよう取組みを進めます。

併せて、介護の仕事に対する職業イメージを改善するために、引き続き介護の魅力を発信し介護のブランディングを強化するとともに、ターゲット層に応じたきめ細やかなアプローチを行うことで、介護人材の獲得につなげていきます。

(4) サービスの質の向上

① 事業者への適切な指導・監査の実施

介護保険法に基づき、介護サービス事業者に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底を図るため指導を行います。指導にあたっては、介護保険法に基づく実地指導、講習等による集団指導を実施し、介護サービス事業所の適正な運営とサービスの質の確保に向け、効率的・効果的な指導に取り組みます。また、区民にとって身近で、開かれたサービスであることが求められている地域密着型サービスにおいては、基準に定められる運営推進会議の開催状況について実地指導等を通じて把握し、適切な会議の開催・運営について引き続き指導します。

重大な基準違反や介護報酬の請求に関する不正・不当がある場合等には、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的に監査を実施します。

② 第三者評価の促進・活用

各事業所における福祉サービス第三者評価制度の積極的な活用及び、継続的な受審を進めます。福祉サービス第三者評価制度は、事業者や利用者ではない第三者の評価機関が専門的・客観的な立場から各施設のサービスの内容や質などを評価することで、各事業所におけるサービスの質や効率性を高めるとともに、受審結果を公開することで事業運営の透明性の確保を目指す仕組みです。

各事業所が継続的に受審を進めることで、一人ひとりの施設職員が自らのサービスを見つめ直し、より良いサービスを提供するための動機付けにつなげ、利用者や家族の意見を積極的に取り入れながら施設全体として不断に改善を進めることなどを期待して推進するものです。また、受審結果の公表を推奨し、区民が各施設の利用を検討する際の具体的な情報として活用できるように促します。

③ 苦情対応の充実

これまで区に寄せられた苦情や事故に関する情報について理解を深め、苦情や事故につながらないためのポイントをあらかじめ理解しておくことは、事業所等をサービスの利用者が自ら選択し、契約したうえで利用する現在の制度では非常に重要です。また、事業所にとっても区で発生している苦情や事故についての情報を集め、発生の原因や解決のポイントについて理解を深め、分かりやすい言葉を用いた丁寧な説明や図解・動画なども活用した理解を助ける資料等をあらかじめ作成し、利用者の確実な理解を促すことは苦情・事故の未然防止にとって有効です。

区では、「保健福祉サービス苦情審査会活動報告」「質の向上 Navi」などを通じて苦情や事故の情報提供を進めてきました。引き続き、内容の充実を図り、情報提供先を検討することで苦情対応の充実につなげます。

④ サービスの質の向上に向けた事業者への支援

サービス向上委員会の提言などを踏まえサービスの質の向上に関して事業者へ

の支援について検討します。

コラム

公共交通が不便な地域における移動環境の改善

～地域の実情にあった交通手段の導入検討～

世田谷区では、バス停留所から200メートル以上、かつ鉄道駅から500メートル以上離れている地域を「公共交通不便地域」としています。

区内の鉄道は東西方向に発達しており、これを補完する南北方向はバス交通に依存していますが、都市計画道路などの道路整備が進んでいない地域ではバス路線の密度が低く、公共交通不便地域は、令和元年11月時点で区内の20.2%を占めています。

区ではこの間、交通まちづくり基本計画に基づき、「誰もが快適に安全・安心な移動ができる世田谷」を実現するため、南北交通の強化、公共交通不便地域の対策に向けて事業者と連携し、コミュニティバスを導入してきました。

一方で、公共交通不便地域には、既存のコミュニティバス路線で活用されている小型バス車両すら導入困難な狭い道路があり、こうした道路の多い地域では、導入可能な車両の定員等の関係で採算が取れず、バス会社等による事業参入が困難な状況にあります。

こうした状況等を踏まえ、平成28年度より公共交通不便地域対策の検討に着手し、平成29年度には砧1～8丁目を対策のモデル地区に選定しました。そして、地域の皆様とともに、狭い道路でも走行可能なワゴン車を活用した定時定路線型コミュニティ交通の導入を検討しています。

今後見込まれる超高齢社会や単身高齢者の増加等を見据え、区民、特に高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らし続けられるよう、モデル地区における定時定路線型の検証のほか、他の交通手段の分析を行う等、民間との連携も視野に入れ、対策の検討を進めていきます。

～連携・協力のイメージ～



～車両のイメージ～

コラム

事業所の協力のもと進めている世田谷区の介護人材対策

区における介護人材対策は、介護事業所のご意見も踏まえながら一体となって取り組んでいます。令和元年度には、区内の介護サービス事業者等を構成員とする検討会「世田谷区介護人材対策ワーキンググループ」を立ち上げました。今後は、この「ワーキンググループ」の機能を強化した「(仮称)世田谷区介護人材対策推進協議会(プラットフォーム)※」を基盤に、中長期的な視点も含めた介護人材対策を進めてまいります。ここでは、事業所の協力のもと進めている介護人材対策の一部を紹介します。

合同入職式・永年勤続表彰

職能団体から推薦された委員で構成される実行委員会にて事業内容を検討し、新人職員を対象とした「合同入職式」や、10年以上勤務した方を対象とした「永年勤続表彰」を実施しています。事業所間の垣根を越えた交流を図ったり、今までの仕事を振り返ったりすることで、これから仕事に前向きに取り組んでいただくきっかけにもなっています。



訪問系介護事業所への電動アシスト自転車助成事業



「ワーキンググループ」の意見交換の中で「職員が高齢化等する中、電動自転車があれば業務軽減（離職防止）にも繋がるとともに、電動自転車を貸与していることが採用活動時のアピールポイントにもなる」という事業者からの声をきっかけに、本事業は誕生しました。電動自転車を購入した経費を助成する本事業を利用し、約300台の自転車が区内外を走っています。

福祉・介護のおしごとフェア

区内特別養護老人ホームの施設長会と一体となって作り上げているイベントです。事業所ごとの面接会だけでなく、現役職員による座談会や介護ロボットの展示など、介護の魅力発信にも力を入れています。



※(仮称)世田谷区介護人材対策推進協議会(プラットフォーム)とは？

国は、「市区町村において、関係機関・団体との連携を図りつつ、総合的な介護人材確保を推進するため、中核機関や協議会などの基盤を構築」することとしています。区では、令和元年度に立ち上げた「世田谷区介護人材対策ワーキンググループ」の機能を強化し、「福祉人材育成・研修センター」を事務局に据え、協議会において介護人材対策を進めます。

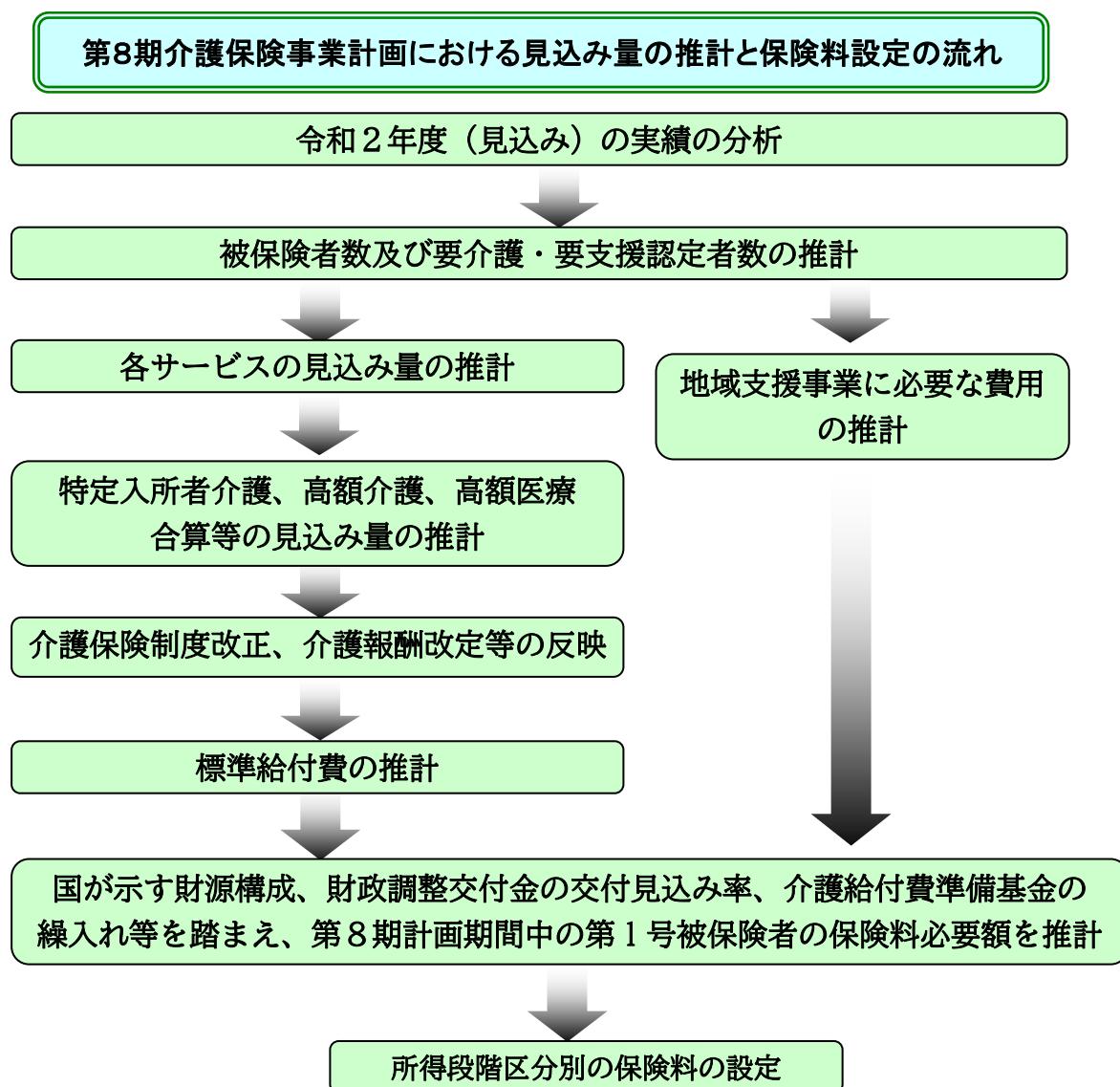
4

介護保険制度の円滑な運営

「介護保険法」及び「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、区は保険者として、介護保険事業計画の中で、介護給付費のサービス種類ごとの見込み量等を推計するとともに、第8期における介護保険料など介護保険の円滑な実施を図るために必要な事項を定めます。

また、介護保険制度への信頼を高め、制度の持続可能性を確保するため、給付適正化事業や制度の趣旨普及を進めるとともに、低所得者の介護保険料や利用者負担分の軽減を図ります。

さらに、2025年度（令和7年度）及び2040年度（令和22年度）に必要となる介護サービス量等を推計し、世田谷区の将来像を区民や事業者等と広く共有することで、介護予防や身近な地域での活動について認識を深め、地域包括ケアシステムの推進を図ります。



(1) 介護サービス量の見込み

① 被保険者数の推計

平成29年7月に区が作成した「世田谷区将来人口推計」をベースに、令和2年度までの推計値と実績の乖離の分析及び住所地特例対象者数を加味し、性別・年齢階層別に各年度の被保険者数を推計しました。

65歳以上の第1号被保険者数のうち、前期高齢者（65～74歳）は令和4年度以降減少しますが、75歳以上の後期高齢者は増加するため、第1号被保険者の合計人数は引き続き増加することを見込んでいます。

また、40歳～64歳の第2号被保険者も同様に増加することを見込んでいます。

被保険者数
単位：人

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
第1号被保険者	183,939	185,044	186,381	187,909	189,165	190,713	195,265
前期高齢者	87,609	86,483	86,830	87,177	84,899	82,707	81,978
後期高齢者	96,330	98,561	99,551	100,732	104,266	108,006	113,287
75～79歳	34,633	36,246	35,723	35,095	37,057	39,392	43,302
80～84歳	28,696	28,206	28,007	28,476	28,820	29,658	30,076
85～89歳	19,843	20,254	21,188	21,865	22,281	22,149	21,737
90歳以上	13,158	13,855	14,633	15,296	16,108	16,807	18,172
第2号被保険者	328,718	334,907	340,413	345,088	348,809	351,540	356,915
合計	512,657	519,951	526,794	532,997	537,974	542,253	552,180

※平成30～令和2年度は9月末実績、令和3年度以降は10月1日現在見込み。

※第1号被保険者：65歳以上、前期高齢者：65～74歳、後期高齢者：75歳以上

第2号被保険者：40歳～64歳

② 要介護・要支援認定者数の推計

被保険者に対する要介護・要支援認定者の割合を示す「認定率」は、性別・年齢階層別で割合が異なることから、過去の動向等を踏まえ、性別・年齢階層別の「認定率」を推計しました。その上で、各年度の被保険者数と認定率を乗じて要介護度別の認定者数を推計しました。

第1号被保険者の中でも認定率の高い年齢階層の人数が増える見込みから、令和3年度以降も要介護・要支援認定者数は増加し、全体の認定率は上昇することを見込んでいます。

一方、年齢階層別の認定率のうち、75歳～89歳の認定率は低下傾向にあります。この傾向は様々な要因が考えられますが、第8期計画においては、計画目標に「区民の健康寿命を延ばす」を掲げ、「自立支援・介護予防・重度化防止」に重点的に取り組んでいくことを踏まえ、令和3年度以降も75歳～89歳の認定率は低下傾向が継続していくと見込んでいます。

なお、令和2年度の認定者数は、前年度比で増加が少ない状況にあり、年齢階層別の認定率では大きく下がっている階層がありますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、一時的に減少した可能性が考えられることから、令和3年度以降の認定者数は令和元年度までの実績（認定率）をもとに推計しました。

要介護・要支援認定者数（要介護度別）

単位：人

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
要支援1	5,132	5,202	5,253	5,305	5,398	5,469	5,566
要支援2	5,140	5,553	5,741	6,122	6,330	6,477	6,659
要介護1	7,738	7,297	7,087	7,350	7,406	7,458	7,543
要介護2	7,164	7,624	7,811	8,070	8,367	8,627	9,073
要介護3	5,309	5,258	5,368	5,402	5,490	5,564	5,666
要介護4	4,863	4,984	4,964	5,140	5,280	5,422	5,680
要介護5	4,202	4,176	4,175	4,112	4,170	4,245	4,379
認定者 計	39,548	40,094	40,399	41,501	42,441	43,262	44,566
前年度比	—	1.4%	0.8%	2.7%	2.3%	1.9%	—
事業対象者	743	759	739	750	750	750	750

※平成30～令和2年度は9月末実績、令和3年度以降は10月1日現在見込み。

※事業対象者は「介護予防・日常生活支援総合事業」の推計に使用します。

要介護・要支援認定者数（年齢階層別）

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
40～64歳	729	767	772	777	788	795	808
65～74歳	3,890	3,774	3,829	3,813	3,688	3,532	3,381
75～79歳	4,666	4,796	4,681	4,462	4,708	5,016	5,534
80～84歳	8,764	8,483	8,037	8,345	8,368	8,605	8,770
85～89歳	10,974	11,163	11,308	11,871	11,978	11,816	11,448
90歳以上	10,525	11,111	11,772	12,233	12,911	13,498	14,625
第1号 計	38,819	39,327	39,627	40,724	41,653	42,467	43,758
合計	39,548	40,094	40,399	41,501	42,441	43,262	44,566

要介護・要支援 年齢階層別認定率

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
40～64歳	—	—	—	—	—	—	—
65～74歳	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.3%	4.3%	4.1%
75～79歳	13.5%	13.2%	13.1%	12.7%	12.7%	12.7%	12.8%
80～84歳	30.5%	30.1%	28.7%	29.3%	29.0%	29.0%	29.2%
85～89歳	55.3%	55.1%	53.4%	54.3%	53.8%	53.3%	52.7%
90歳以上	80.0%	80.2%	80.4%	80.0%	80.2%	80.3%	80.5%
第1号 計	21.1%	21.3%	21.3%	21.7%	22.0%	22.3%	22.4%

※認定率は、年齢階層別の要介護・要支援認定者数/被保険者数で計算した。

③ 介護施設・居住系サービス量の見込み

施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び居住系サービス（認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護）の見込み量は、過去の要介護・要支援認定者別の利用状況を分析するとともに、「世田谷区介護施設等整備計画」（以下、「施設等整備計画」）に基づく介護施設等の整備目標を踏まえて推計しました。

④ 居宅・地域密着型サービス量等の見込み

居宅・地域密着型サービス等の見込み量は、要介護・要支援認定者数に対するサービス利用者数の割合や一人あたりのサービス利用回数・給付費等の実績を分析し、推計しました。また、「施設等整備計画」の整備目標を踏まえて、他のサービスの見込み量を調整しました。

介護サービス量（介護給付）の見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
(1) 居宅サービス				
訪問介護	給付費(千円) 回数(回) 人数(人)	7,024,054 171,606.9 8,375	6,982,508 170,438.4 8,488	6,928,897 169,071.9 8,553
訪問入浴介護	給付費(千円) 回数(回) 人数(人)	391,525 2,460.2 503	369,371 2,320.4 483	360,149 2,262.8 474
訪問看護	給付費(千円) 回数(回) 人数(人)	3,493,296 70,620.1 5,757	3,648,370 73,895.0 6,027	3,692,090 74,889.1 6,090
訪問リハビリテーション	給付費(千円) 回数(回) 人数(人)	339,436 9,167.6 772	354,647 9,570.1 801	366,425 9,889.1 817
居宅療養管理指導	給付費(千円) 人数(人)	1,716,237 10,667	1,795,055 11,153	1,825,699 11,346
通所介護	給付費(千円) 回数(回) 人数(人)	5,761,718 60,405.9 6,247	5,917,953 62,092.8 6,427	6,043,740 63,563.1 6,542
通所リハビリテーション	給付費(千円) 回数(回) 人数(人)	736,329 7,609.6 1,411	739,499 7,625.8 1,445	748,558 7,727.4 1,467
短期入所生活介護	給付費(千円) 日数(日) 人数(人)	1,001,777 9,206.4 930	1,039,070 9,545.3 941	1,056,152 9,693.6 941
短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円) 日数(日) 人数(人)	108,120 765.7 113	110,268 781.0 115	109,384 775.7 114
短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円) 日数(日) 人数(人)	0 0.0 0	0 0.0 0	0 0.0 0
短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円) 日数(日) 人数(人)	0 0.0 0	0 0.0 0	0 0.0 0
福祉用具貸与	給付費(千円) 人数(人)	2,015,064 11,721	2,065,355 12,073	2,102,885 12,344
特定福祉用具購入費	給付費(千円) 人数(人)	68,644 198	68,315 196	68,541 197
住宅改修費	給付費(千円) 人数(人)	120,639 130	117,072 126	117,915 127
特定施設入居者生活介護	給付費(千円) 人数(人)	10,455,214 4,212	10,752,401 4,328	11,018,011 4,435
				11,400,665 4,586

※ 給付費は年間累計の金額、回(日)数は1か月あたりの数、人数は1か月あたりの利用者数。

※ 給付費は四捨五入しているため、内訳の計と表中の計が一致しない場合があります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費(千円) 人数(人)	448,004 178	494,365 202	509,838 208
夜間対応型訪問介護	給付費(千円) 人数(人)	83,359 198	84,060 200	84,974 202
地域密着型通所介護	給付費(千円) 回数(回) 人数(人)	3,246,213 33,608.4 4,038	3,353,808 34,543.2 4,181	3,447,942 35,384.5 4,293
認知症対応型通所介護	給付費(千円) 回数(回) 人数(人)	548,751 3,702.8 372	574,574 3,878.7 379	581,301 3,931.6 381
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円) 人数(人)	731,021 253	878,762 298	1,022,670 342
認知症対応型共同生活 介護	給付費(千円) 人数(人)	2,665,428 790	2,832,769 839	2,985,611 884
地域密着型特定施設入 居者生活介護	給付費(千円) 人数(人)	0 0	0 0	0 0
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	給付費(千円) 人数(人)	321,469 87	413,259 112	458,069 124
看護小規模多機能型居 宅介護	給付費(千円) 人数(人)	227,046 73	279,267 90	331,281 105
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	給付費(千円) 人数(人)	8,992,960 2,682	9,428,322 2,809	9,952,117 2,965
介護老人保健施設	給付費(千円) 人数(人)	3,191,899 887	3,221,097 895	3,406,159 946
介護医療院	給付費(千円) 人数(人)	423,000 86	630,077 128	836,392 170
介護療養型医療施設	給付費(千円) 人数(人)	516,976 122	355,431 84	194,217 46
(4) 居宅介護支援	給付費(千円) 人数(人)	3,322,448 17,094	3,389,758 17,455	3,442,472 17,753
介護給付費合計	給付費(千円)	57,950,627	59,895,433	61,691,489
				63,956,382

※ 給付費は年間累計の金額、回(日)数は1か月あたりの数、人数は1か月あたりの利用者数。

※ 給付費は四捨五入しているため、内訳の計と表中の計が一致しない場合があります。

介護サービス量（予防給付）の見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	387,918	405,983	422,824
	回数(回)	9,769.2	10,219.0	10,643.8
	人数(人)	924	950	969
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	41,812	42,401	42,921
	回数(回)	1,135.4	1,151.1	1,165.0
	人数(人)	107	110	112
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	109,898	115,052	117,174
	人数(人)	821	859	875
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	183,857	189,168	193,132
	人数(人)	450	462	471
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	4,606	4,735	4,735
	日数(日)	61.9	63.6	63.6
	人数(人)	11	11	11
介護予防短期入所療養介護（老健、病院、介護医療院等）	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	166,153	173,037	176,938
	人数(人)	2,888	3,010	3,078
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	11,728	11,728	12,325
	人数(人)	39	39	41
介護予防住宅改修	給付費(千円)	65,040	68,279	68,279
	人数(人)	60	63	63
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	451,638	477,650	499,628
	人数(人)	486	513	536
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	15,949	22,102	26,796
	人数(人)	17	23	29
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	2,984	2,986	2,986
	人数(人)	1	1	1
(3) 介護予防支援	給付費(千円)	222,268	230,126	234,453
	人数(人)	3,651	3,778	3,849
予防給付費合計	給付費(千円)	1,663,851	1,743,247	1,802,191
				1,846,070

※ 給付費は年間累計の金額、回(日)数は1か月あたりの数、人数は1か月あたりの利用者数。

※ 給付費は四捨五入しているため、内訳の計と表中の計が一致しない場合があります。

総給付費（介護給付費＋予防給付費）の見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
総給付費（百万円）	59,614	61,639	63,494	65,802

⑤ 標準給付費の見込み

各サービスの見込み量に、介護報酬改定の影響等を反映して推計した総給付費に、過去の実績や介護保険制度改革の影響を踏まえて見込んだ特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を合わせて標準給付費を推計しました。

標準給付費の見込み

単位：百万円

	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年
総給付費（介護給付費+予防給付費）	59,614	61,639	63,494	65,802
特定入所者介護サービス費	850	803	817	819
高額介護サービス費	2,490	2,706	3,027	3,170
高額医療合算介護サービス費	432	469	510	567
審査支払手数料	74	77	80	84
合計（標準給付費）	63,461	65,694	67,927	70,443

- ※ 特定入所者介護（介護予防）サービス費：一定の要件を満たす低所得の方に対して、施設・短期入所サービスの食費・居住費（滞在費）負担には限度額が設定され、限度額を超える分は特定入所者介護（介護予防）サービス費として現物給付されます（本人負担の軽減）。
- ※ 高額介護（介護予防）サービス費：介護サービスの利用者負担額が一定の上限額を超えた場合は、超えた額を支給します。
- ※ 高額医療合算介護（介護予防）サービス費：介護サービスと医療保険の両方を利用し、合算した年間の利用者負担額が、世帯単位の限度額を超えた場合は、超えた額を支給します。
- ※ 審査支払手数料：国民健康保険団体連合会に支払う介護給付費審査支払手数料。
- ※ 給付費の額について、百万円未満を四捨五入して表示しているため、内訳の計と表中の計が一致しない場合があります。

【標準給付費の見込みに反映した主な改正内容】

- ・介護報酬改定 +約 0.7%
- ・特定入所者介護（介護予防）サービス費の利用者負担段階区分の細分化（4段階→5段階）及び要件となる預貯金額等の基準の見直し
- ・高額介護（予防）サービス費のうち、現役並み所得者がいる世帯の自己負担上限額が細分化し、一部の上限額を見直し

(2) 地域支援事業の量の見込み

地域支援事業は、高齢者ができるだけ地域で自立した生活を営むことを支援する区のサービスです。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の各事業について、適切にサービスを提供するために必要なサービス量を推計しました。

【地域支援事業の内訳】

<介護予防・日常生活支援総合事業>

- 介護予防・生活支援サービス事業
訪問型サービス、通所型サービス、介護予防ケアマネジメント 等
- 一般介護予防事業
一般介護予防事業、せたがやシニアボランティア・ポイント事業

<包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）>

- あんしんすこやかセンターの運営

<包括的支援事業（社会保障充実分）>

- 在宅医療・介護連携推進事業
- 生活支援体制整備事業
- 認知症包括支援事業
- 地域ケア会議推進事業

<任意事業>

- 介護給付適正化事業
- 家族介護支援事業
認知症ケア推進事業、家族介護慰労事業、高齢者等おむつ支給等事業、
高齢者見守りステッカー事業、家族介護教室
- その他の事業
福祉用具・住宅改修支援事業、認知症サポーター等養成事業、高齢者配食
サービス事業、成年後見制度利用支援事業、高齢者安心コール事業

地域支援事業費の見込み

単位：百万円

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
介護予防・日常生活支援総合事業	1,886	1,942	2,000	2,082
包括的支援事業及び任意事業	1,189	1,195	1,211	1,228
合計	3,075	3,138	3,211	3,310

※ 事業費は百万円未満を四捨五入して表示しているため、内訳の計と表中の合計が一致しない場合があります。

介護予防・生活支援サービスの見込み

	第7期			第8期			2025年度	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	
(1) 訪問型サービス								
総合事業訪問介護 サービス(従前相当)	事業費(千円)	496,911	516,624	537,120	558,325	580,372	603,293	637,438
	回数(回)	13,866	14,347	14,801	15,361	15,747	16,016	16,363
	人数(人)	2,476	2,562	2,643	2,743	2,812	2,860	2,922
総合事業生活援助 サービス(訪問型A)	事業費(千円)	15,946	15,756	15,568	15,382	15,198	15,017	14,282
	回数(回)	608	570	570	589	608	619	631
	人数(人)	160	150	150	155	160	163	166
支えあいサービス (訪問型B)	事業費(千円)	6,828	8,330	9,619	10,000	11,429	12,857	15,715
	回数(回)	347	473	487	476	544	612	748
	人数(人)	80	89	100	119	136	153	187
専門職訪問指導 (訪問型C)	事業費(千円)	1,433	1,638	1,828	2,061	2,266	2,499	3,048
	回数(回)	13	15	16	18	20	22	27
	人数(人)	9	10	11	12	13	15	18
(2) 通所型サービス								
総合事業通所介護 サービス(従前相当)	事業費(千円)	743,044	763,907	785,866	808,456	831,695	855,602	886,338
	回数(回)	13,265	13,485	13,955	14,480	14,840	15,100	15,435
	人数(人)	2,653	2,697	2,791	2,896	2,968	3,020	3,087
総合事業運動器機能 向上サービス(通所 型A)	事業費(千円)	9,978	10,599	11,259	11,960	12,704	13,495	14,821
	回数(回)	288	264	269	283	283	293	298
	人数(人)	60	55	56	59	59	61	62
地域デイサービス (通所型B)	事業費(千円)	7,186	8,107	6,590	15,781	18,599	21,841	23,891
	回数(回)	256	279	269	670	816	962	962
	人数(人)	89	91	76	167	204	240	240
介護予防筋力アップ 教室(通所型C)	事業費(千円)	37,937	24,622	19,057	30,650	29,463	29,463	29,463
	回数(回)	295	213	252	510	510	510	510
	人数(人)	22	21	21	42	42	42	42
(3) 介護予防ケア マネジメント	事業費(千円)	203,964	198,737	179,131	199,262	204,481	208,378	213,590
	人数(人)	3,363	3,299	3,037	3,318	3,405	3,470	3,557
合計	事業費(千円)	1,523,227	1,548,321	1,566,037	1,651,876	1,706,206	1,762,445	1,838,586

※ 事業費は年間累計の金額、回数は1か月あたりの数、人数は1か月あたりの利用者数。

※ 事業費は四捨五入しているため、内訳の計と表中の計が一致しない場合があります。

※ 平成30年度、令和元年度は実績、令和2年度以降は見込み。

(3) 第1号被保険者の保険料

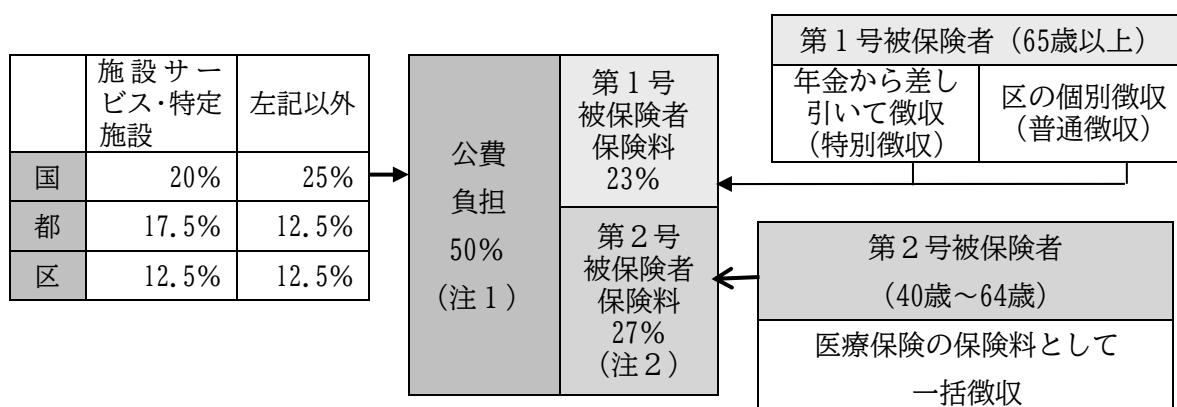
第1号被保険者の保険料については、令和3年度から5年度までの第1号被保険者数の見込み、標準給付費及び地域支援事業費の推計、国が示す保険料算定に必要な係数等をもとに設定しました。

① 介護保険事業の財源構成と第1号被保険者保険料の仕組み

介護サービスを利用する場合、原則として費用の1割～3割が利用者負担となり、残りの費用を介護保険事業から給付されます。

介護保険の財源は、国・都・区の公費と、65歳以上の第1号被保険者、40歳から64歳の第2号被保険者の保険料で負担しています。保険者（区）は、3年間の計画期間ごとに必要な費用を見込み、所得段階別に第1号被保険者の保険料を設定することとされています。第8期では、第7期に引き続き第1号被保険者の負担割合は23%、第2号被保険者の負担割合は27%に設定されています。

介護保険（標準給付費）の財源構成（第8期）



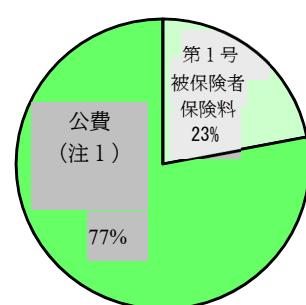
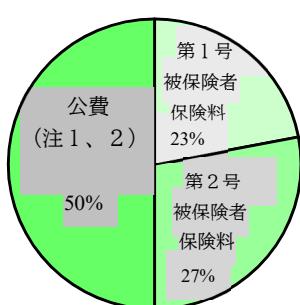
(注1)国の負担分のうち、財政調整交付金として全国平均で5%が各区市町村間の高齢者の年齢構成や所得分布に応じて交付されます。交付割合が5%未満の場合は、差分が第1号被保険者の負担となります。

(注2)第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、国内の人口比により国が定めます。（介護保険の国庫負担金の負担等に関する政令）

地域支援事業費の財源構成（第8期）

＜介護予防・日常生活支援総合事業＞

＜包括的支援事業・任意事業＞



(注1) 公費の内訳は、国1/2、都1/4、区1/4。(注2) 国負担分のうち5%は財政調整交付金。

② 第8期介護保険料設定の考え方

標準給付費及び地域支援事業費の増加が見込まれる中、保険料の上昇を抑えるとともに、被保険者の負担能力に応じた保険料設定を行うために様々な観点から慎重に検討を行いました。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、過去の実績を踏まえた推計では対応できない状況が今後発生した場合にも備えながら、令和3年度から令和5年度の保険料を設定しました。

ア 低所得者等への配慮

介護保険制度の持続可能性のためには、低所得者等に配慮した保険料設定が必要です。第7期では、消費税率の引き上げによる增收分を活用した低所得者対策により、第1～第4段階の保険料率を引き下げましたが、第8期においても低所得者対策を継続します。その上で、他の段階への影響を考慮しながら、一部の段階の保険料率の引き下げを行いました。

また、区独自で実施している保険料負担の減額制度においても、更なる低所得者等への配慮を行うため、第3段階の保険料率の引き下げを行いました。

イ 保険料段階

区では負担能力（所得）に応じた保険料の累進性を高めるため、保険料段階の細分化を行ってきました。保険料の累進性を高めることは保険料（基準額）の上昇の抑制に効果がありますが、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞等の影響により、保険料段階別の構成比が変動することを見込んでいることなどから、第8期においては第7期と同様の17段階としました。

なお、介護保険法施行規則の改正に伴い、第8段階、第9段階の基準所得金額の変更を反映しています。

ウ 介護給付費準備基金の活用

事業計画期間内の給付費等の第1号被保険者の負担分は、計画期間内の保険料収入でまかなうことが原則です。一方、給付費等の実績が見込み量より少なかつた場合や保険料の収入実績が見込みより多かった場合、差分の保険料は、介護給付費準備基金（以下、「基金」という。）に積み立て、次期計画以降の保険料必要額に充当することで保険料の上昇抑制を図ることができます。

第7期では、第6期末の基金残高の一部を保険料必要額に充当し、保険料（基準額）の引き下げを図りましたが、第8期においても基金残高の一部を充当することで保険料の上昇抑制を図る必要があります。

一方、第8期において保険料や基金が不足し、都の基金（東京都財政安定化基金）からの借り入れを行った場合、第9期の保険料で返済する必要が生じるため、第9期の保険料が大幅に上昇する可能性があります。

新型コロナウイルスの感染拡大による影響により、今後3年間の認定者数、介護サービスの利用状況及び第1号被保険者の所得状況等に関して多くの不確定要素が現時点で見込まれていることから基金残高の一部を留保したうえで、残りの

基金残高を充当しました。

③ 第1号被保険者保険料の収納管理

第1号被保険者の保険料は、介護保険法に基づき、年金から差し引いて徴収する特別徴収、若しくは納付書や口座振替等で支払う普通徴収により収納しています。

区では、収納率の向上を目指し、納付機会の拡大や納期限までに納付のない被保険者に対する徴収の強化に取り組んできましたが、負担の公平性、公正性の確保のため、また、保険料の上昇を抑制するため、取組みを強化していきます。

納付機会の拡大として、コンビニ収納、モバイルレジ、口座振替等の各種支払い方法を増やしてきましたが、利便性の向上のため新たな支払い方法の検討を進めます。

また、徴収の強化に向けて、適切な債権管理のもと、計画的に納付勧奨を行うとともに、経済的な事情により納付が困難な方に対しては分割納付相談などのきめ細かな対応を行っていきます。

④ 第1号被保険者の保険料段階と保険料

第8期（令和3年度～令和5年度）					第7期（令和2年度）		人口構成比	
段階	所得段階区分（）は第7期基準		国料率	区料率	年額保険料（円）	区料率	年額保険料（円）	
1	非課税世帯 本人非課税	生活保護等受給者 老齢福祉年金受給者	0.30 [0.50]	0.30 [0.50]	22,248	0.30 [0.50]	23,220	2.7%
2				0.30 [0.50]	22,248	0.30 [0.50]	23,220	15.5%
3		本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下の方	0.50 [0.75]	0.50 [0.65] <u>(0.40)</u>	37,080 <u>(29,664)</u>	0.50 [0.65] <u>(0.50)</u>	38,700 <u>(38,700)</u>	6.5%
4		本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超える方		0.70 [0.75] <u>(0.50)</u>	48,204 <u>(37,080)</u>	0.70 [0.75] <u>(0.50)</u>	54,180 <u>(38,700)</u>	6.2%
5		本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	0.85	63,036	0.90	69,660	13.5%
6		本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額 1.00	基準額 1.00	74,160 月額6,180	基準額 1.00	77,400 月額6,450	11.6%
7		合計所得金額が120万円未満の方	1.20	1.15	85,284	1.15	89,010	11.1%
8		合計所得金額が120万円以上210(200)万円未満の方	1.30	1.25	92,700	1.25	96,750	12.7%
9		合計所得金額が210(200)万円以上320(300)万円未満の方	1.50	1.40	103,824	1.40	108,360	7.1%
10	課税世帯 本人課税	合計所得金額が320(300)万円以上400万円未満の方	1.70	1.60	118,656	1.60	123,840	3.1%
11		合計所得金額が400万円以上500万円未満の方		1.70	126,072	1.70	131,580	2.9%
12		合計所得金額が500万円以上700万円未満の方		1.90	140,904	1.90	147,060	2.3%
13		合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方		2.30	170,568	2.30	178,020	1.7%
14		合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方		2.70	200,232	2.70	208,980	1.2%
15		合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満の方		3.20	237,312	3.20	247,680	0.8%
16		合計所得金額が2,500万円以上3,500万円未満の方		3.70	274,392	3.70	286,380	0.3%
17		合計所得金額が3,500万円以上の方		4.20	311,472	4.20	325,080	0.8%

※1 料率の〔〕内は、消費税率の引き上げによる財源を活用した保険料軽減前の数字。

※2 料率及び保険料の（）内は、区による独自軽減後の数字。

※3 第7期は年度により料率、金額の一部が異なるため、令和2年度の料率、金額を掲載している。

※4 第1～第6段階の合計所得金額は、年金に係る雑所得金額を差し引いた額を用いる。

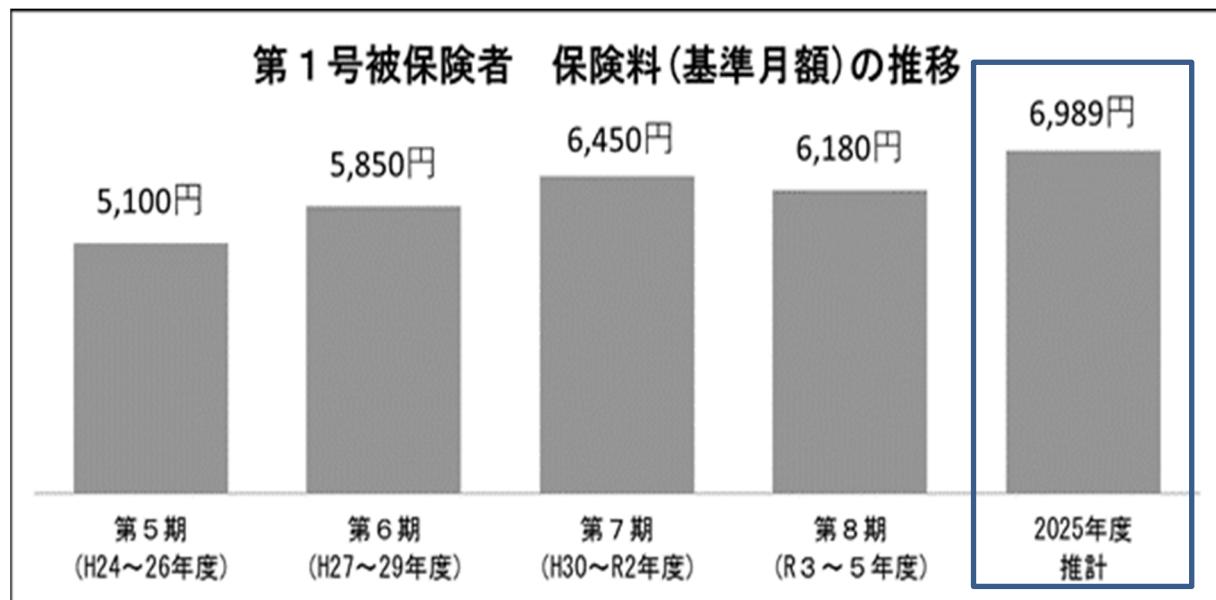
⑤ 2025年度（令和7年度）の保険料水準

2025年度（令和7年度）の第1号被保険者数は約19万5千人で、令和2年度と比べて、前期高齢者は減少しますが、後期高齢者及び総数は増加する見込みです。また、要介護・要支援認定者数も約4万5千人と増加を見込んでいます。その結果、保険料を財源とする標準給付費及び地域支援事業費の増加を見込んでいます。

2025年度の保険料水準は、上記の推計を踏まえて、以下の方法で推計しました。

【推計方法】

- ・第1号被保険者の保険料の負担割合は、国が示す係数を使用しました。
- ・第1号被保険者の保険料の所得段階区分は第8期の所得段階区分と同じ区分で推計しました。
- ・介護給付費準備基金は充当していません。
- ・その他、国が示した係数または第8期の保険料推計時の係数を使用しました。



⑥ 2040年度（令和22年度）の推計

2040年度（令和22年度）は「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、「介護サービス量の見込み」及び「地域支援事業の量の見込み」について、国が示した推計手順の考え方を踏まえ推計しました。

単位：人

	被保険者数	認定者数	認定率
第1号被保険者	250,200	48,252	19.3%
	前期高齢者	128,932	5,312
	後期高齢者	121,268	42,940
	75～79歳	48,658	6,155
	80～84歳	30,829	9,015
	85～89歳	20,656	10,756
	90歳以上	21,125	17,014
第2号被保険者	326,405	737	—
合 計	576,605	48,989	—

単位：百万円

	2040年度 (令和22年度)
総給付費（介護給付費＋予防給付費）	72,654
地域支援事業費	3,775
介護予防・日常生活支援総合事業	2,407
包括的支援事業及び任意事業	1,368

※ 事業費は百万円未満を四捨五入して表示しているため、内訳の計と表中の合計が一致しない場合があります。

2040年度の介護サービス費の見込み

	給付費(千円)	回(日)数	人数(人)
居宅サービス	訪問介護	7,869,787	192,013.4
	訪問入浴介護	411,805	2,588.1
	訪問看護	4,205,183	85,281.8
	訪問リハビリテーション	419,724	11,326.7
	居宅療養管理指導	2,078,334	—
	通所介護	6,838,229	71,792.8
	通所リハビリテーション	852,723	8,792.7
	短期入所生活介護	1,197,938	10,987.1
	短期入所療養介護（老健）	123,653	877.0
	短期入所療養介護（病院等）	0	0.0
	短期入所療養介護（介護医療院）	0	0.0
	福祉用具貸与	2,406,380	—
	特定福祉用具購入費	77,621	—
	住宅改修費	133,617	—
	特定施設入居者生活介護	12,623,125	—
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	589,778	—
	夜間対応型訪問介護	96,345	—
	地域密着型通所介護	3,915,569	40,137.8
	認知症対応型通所介護	664,619	4,490.0
	小規模多機能型居宅介護	1,174,818	—
	認知症対応型共同生活介護	3,391,852	—
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	—
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	594,723	—
	看護小規模多機能型居宅介護	374,207	—
施設サービス	介護老人福祉施設	11,417,700	—
	介護老人保健施設	4,051,585	—
	介護医療院	1,227,662	—
居宅介護支援		3,900,695	—
介護給付費合計		70,637,672	—

	給付費(千円)	回(日)数	人数(人)
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0.0
	介護予防訪問看護	473,258	11,913.6
	介護予防訪問リハビリテーション	48,275	1,310.4
	介護予防居宅療養管理指導	130,811	—
	介護予防通所リハビリテーション	216,009	—
	介護予防短期入所生活介護	5,591	75.1
	介護予防短期入所療養介護(老健、病院、介護医療院等)	0	0.0
	介護予防福祉用具貸与	197,890	—
	特定介護予防福祉用具購入費	13,540	—
	介護予防住宅改修	76,934	—
	介護予防特定施設入居者生活介護	558,261	—
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0.0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	30,311	—
	介護予防認知症対応型共同生活介護	2,986	—
介護予防支援		262,111	—
予防給付費合計		2,015,977	—

総給付費(千円)	72,653,649
----------	------------

(4) 納付適正化の推進

介護保険制度の信頼を高め、持続可能な制度を維持するためには、介護給付を必要とする方を適正に認定し、利用者のニーズに沿った必要なサービスを過不足なく提供することが重要です。そのために、区では、国の「介護給付適正化計画」に関する指針に基づき、都と連携を図りながら、介護給付の適正化に資する事業に取り組んでいきます。

第7期計画に引き続き給付適正化の事業として、ア 要介護認定の適正化、イ ケ アプラン点検、ウ 住宅改修・福祉用具点検、エ 縦覧点検、医療情報との突合、オ 介護給付費通知、カ 納付実績の活用の6事業について取組み目標を定め、より効率的で効果的な取組みを進めています。

ア 要介護認定の適正化

要介護（要支援）の認定は、介護保険法の定めにより、全国一律の基準に基づき行う必要があります。世田谷区では、部会数が60部会、委員人数が240人、委員任期が2年という体制で審査会を運営しています。

適切に認定調査が行われるよう、一次判定への影響が大きい調査項目に重点を置いた認定調査員研修を引き続き実施するとともに、認定調査の実施状況を把握・分析し、その結果を研修等に活用していきます。

また、審査会における模擬案件の審査結果や部会ごとの審査判定結果等の情報を共有しながら、認定審査の平準化を図るなど、引き続き審査会の高い質を維持するための取組みを進めています。

令和3年度 取組み目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定調査の実態調査を実施し、分析を行う。 ・ 指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請にかかる認定調査結果の点検等を実施する。 ・ 審査会にて模擬案件の審査を実施し、その結果を共有する。 ・ 審査会の部会ごとの審査判定結果や東京都及び全国の審査判定結果の比較分析を行い、部会・委員間で情報を共有し、平準化を図る。
令和4年度 取組み目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定調査の実態調査の実施及び分析を引き続き行うとともに、研修会等での結果の活用を検討する。 ・ 指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請にかかる認定調査結果の点検等を実施する。 ・ 審査会にて模擬案件の審査を実施し、その結果を共有する。 ・ 審査会の部会ごとの審査判定結果や東京都及び全国の審査判定結果の比較分析を行い、部会・委員間で情報を共有し、平準化を図る。
令和5年度 取組み目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定調査の実態調査の実施・分析を引き続き行うとともに、結果の活用を図る。

- ・認定調査結果の点検方法の検証を行うとともに、改善を図る。
- ・審査会にて模擬案件の審査を実施し、その結果を共有する。
- ・審査会の部会ごとの審査判定結果や東京都及び全国の審査判定結果の比較分析を行い、部会・委員間で情報を共有し、平準化を図る。

イ ケアプラン点検

ケアプラン点検は、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援・重度化防止」に資する適切なものになっているかを、ケアマネジャーとともに検証確認しながら、ケアマネジャーの「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の普遍化を図り健全な給付の実施を支援するために実施するものです。

都が作成した「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」（以下、「ガイドライン」）を活用し、区の職員とケアマネジャーがともに利用者ごとのケアプランの内容について検証確認するとともに、主任ケアマネジャーの同行訪問による、より専門的な視点を踏まえたケアプラン点検も実施していきます。

また、届出が義務化されている国が定める規定回数以上の訪問介護（生活援助を中心型）を位置づけたケアプランなどについては、他職種により適切なケアマネジメントのプロセスを踏まえているか検証を行い、ケアマネジャーへの必要な助言等、ケアマネジメントの支援を行います。

さらに、「ガイドライン」やケアプラン点検の実施結果等を活用し、ケアプラン作成における留意点等を研修や集団指導等で周知することで、「自立支援・重度化防止」に資するケアプランの作成やケアマネジメントの質の向上を図っていきます。

令和3年度 取組み目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインを活用したケアプラン点検の充実を図る。 ・区職員など点検者のスキル向上、ケアマネジャーのガイドラインの理解促進を図る。 ・ケアプラン点検の実施結果を活用したケアマネジメントの質の向上に取り組む。
令和4年度 取組み目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインを活用したケアプラン点検の充実を図る。 ・区職員など点検者のスキル向上、ケアマネジャーのガイドラインの理解促進を図る。 ・ケアプラン点検の実施結果を活用したケアマネジメントの質の向上に取り組む。
令和5年度 取組み目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインを活用したケアプラン点検の充実を図る。 ・区職員など点検者のスキル向上、ケアマネジャーのガイドラインの理解促進を図る。

- ・ケアプラン点検の実施結果を活用したケアマネジメントの質の向上に取り組む。
- ・事業の検証を行うとともに、次期計画に向けた事業の改善を図る。

ウ 住宅改修・福祉用具点検

介護保険サービスとして実施する、住宅の改修や福祉用具の購入・貸与、なかでも軽度者に対する福祉用具貸与について、利用者の身体状況や生活環境を踏まえているか、利用者の自立支援・重度化防止に寄与しているかの視点で調査・点検し、必要に応じて、プランの見直しや、より適正な工事・利用方法のアドバイスを行います。

第7期に引き続き、住宅改修や福祉用具購入の申請内容から対象者を選定し、区職員と専門員が利用者宅へ訪問する調査を実施します。

書類の点検・審査の正確性をさらに向上させるため、ケースのデータを蓄積し、点検・審査の精度を高める手法を検討するとともに、専門知識が必要な住宅改修の審査事務においては、専門職を審査の補助として活用していきます。

また、住宅改修・福祉用具事業者及びケアマネジャー向けの講演会の開催やパンフレットの作成等を行い、事業者、ケアマネジャー及び区民への制度や手続きの理解促進を図ります。

令和3年度 取組み目標

- ・調査・点検の手法について評価・分析を行う。
- ・講演会の開催やパンフレットの作成に加えて、新しい啓発方法について検討する。

令和4年度 取組み目標

- ・評価・分析を踏まえて、新たな調査・点検の手法について検討を行う。
- ・検討を踏まえた制度等の理解促進のための啓発方法を実施する。

令和5年度 取組み目標

- ・検討結果を踏まえた調査・点検を実施する。
- ・制度等の理解促進のための啓発方法を実施する。

エ 縦覧点検、医療情報との突合

縦覧点検は、利用者ごとに複数月にまたがる介護給付費の状況を確認することにより、1か月単位では判明しなかった請求内容の誤り等を発見し、給付の適正化を図るものです。

医療情報との突合は、医療担当部署と連携を図り、入院情報と介護保険の給付データを突合し、医療と介護の重複請求のはずを図るものです。

介護給付費の審査・支払いを担っている「国民健康保険団体連合会」（以下、「国保連」）より提供される縦覧点検、医療情報の突合データを活用し、突合結果を事業者に照会するとともに、過誤申請等の必要な手続きを促します。

令和3年度 取組み目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 縦覧点検、医療情報との不合を継続する。 ・ 事業者への効率的で効果的な照会方法を検討する。
令和4年度 取組み目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 縦覧点検、医療情報との不合を継続する。 ・ 事業者への効率的で効果的な照会方法を実践する。
令和5年度 取組み目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 縦覧点検、医療情報との不合を継続する。 ・ 事業の検証を行うとともに、次期計画に向けた事業の改善を図る。

オ 介護給付費通知

介護給付費通知は、利用者やその家族に対し、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、利用者が自ら受けているサービスを改めて確認し、事業者の適正な請求に向けた効果をあげるものです。

第7期に引き続き、介護給付費通知を年に1回送付するとともに、より利用者に分かりやすい通知となるよう改善を図っていきます。また、ケアマネジャーや介護事業者に対して介護給付費通知の理解促進に努めます。

令和3年度 取組み目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護給付費通知を継続するとともに、分かりやすい通知に向けた検討を行う。 ・ 介護事業者への制度周知を行う。 ・ 利用者、事業者等からの問い合わせに対して、的確に対応できるよう体制を強化する。
令和4年度 取組み目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討結果を踏まえた介護給付費通知を送付する。 ・ 事業者等への制度周知を行う。 ・ 利用者、事業者等からの問い合わせに対応する。
令和5年度 取組み目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護給付費通知を継続して実施する。 ・ 事業者等への制度周知を行う。 ・ 事業の検証を行うとともに、次期計画に向けた事業の改善を図る。

カ 給付実績の活用

「国保連」から提供される介護給付の実績データを分析・評価し、その結果を個別指導や集団指導時などの機会を捉えて、事業者にフィードバックすることで、事業者への注意喚起を図っていきます。

令和3年度 取組み目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護給付の実績データを分析・評価し、事業者へのフィードバック方法の検討を行う。

令和4年度 取組み目標
・介護給付の実績データを事業者へフィードバックする。
令和5年度 取組み目標
・介護給付の実績データを分析・評価するとともに、次期計画に向けた事業の改善を図る。

(5) 制度の趣旨普及・低所得者への配慮等

① 制度の趣旨普及

介護保険制度は、介護を必要とする人を社会全体で支えるための社会保障制度であることから、区民の介護保険制度の理解の促進を図るとともに、介護保険制度の信頼を高めることが重要となっています。

制度の理解の促進のため、区のおしらせ「せたがや」による介護保険制度の紹介、「介護保険のてびき」、「よくわかる介護保険」等の発行による各種サービスの案内、区のホームページやスマートフォンを活用した「せたがや高齢・介護応援アプリ」による迅速な情報提供を行っていきます。

サービスの担い手である介護サービス事業所には、区のホームページやファクシミリによる情報提供（FAX情報便）を活用して、様々な情報を提供することでサービスの質の向上などを図るとともに、災害等の発生時には、必要な情報を迅速に提供していきます。

また、第8期の介護保険制度の改正については、様々な手法を用いて、区民や介護サービス事業所等に改正内容等を広く周知していきます。

② 低所得者への配慮等

低所得者の第1号被保険者の介護保険料については、区独自の保険料負担の減額制度も含めて、第8期の第1号被保険者の介護保険料を設定する中で検討を行いました。

また、国が定める利用者負担軽減制度である「高額介護（介護予防）サービス費」、「高額医療合算介護（介護予防）サービス費」、「特定入所者介護（介護予防）サービス費」について、利用者に分かりやすいような制度周知に努めています。

さらに、より生計が困難な低所得者を対象に、介護サービス利用時の利用者負担分の一部を助成する「生計困難者等に対する利用者負担額軽減事業」を実施していきます。事業の実施にあたっては、国・東京都が実施している助成制度に区独自の助成を上乗せするとともに、事業者に負担のかからない区独自の利用者負担助成制度を実施していきます。

第4章

計画の推進体制

第4章では、計画の推進体制や進行管理について定めます。

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理

1

計画の推進体制

本計画の施策を効果的に展開していくための推進体制は、次のとおりです。

(1) 区長の附属機関・各種委員会等

世田谷区地域保健福祉推進条例に基づく区長の附属機関である、世田谷区地域保健福祉審議会、世田谷区保健福祉サービス苦情審査会及び世田谷区保健福祉サービス向上委員会を活用し、附属機関における調査・審議や施策の評価・点検の結果等を最大限に施策の展開に反映させていきます。

また、介護保険事業の適正な運営を確保するため、介護保険法に基づく区長の附属機関である世田谷区介護認定審査会において、介護認定審査を適切に実施します。

さらに、地域密着型サービスの事業者指定や運営等に関する意見を徴する機関である世田谷区地域密着型サービス運営委員会、地域包括支援センターの設置及び運営に関する意見を徴する機関である世田谷区地域包括支援センター運営協議会を活用し、制度の適切な運営を図ります。

各附属機関等の役割や機能等は次のとおりです。

【世田谷区地域保健福祉審議会】

区長の附属機関で、学識経験者、福祉・医療関係者、区民等の委員で構成され、区の地域保健福祉に係る施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項について調査審議を行います。

【世田谷区保健福祉サービス苦情審査会】

区長の附属機関で、保健、医療、福祉、法律等の分野の委員で構成され、保健福祉サービス等に対する区民からの苦情について、中立公正の立場で審査を行います。

【世田谷区保健福祉サービス向上委員会】

区長の附属機関で、医療、保健、福祉、法律等の分野の委員で構成され、外部の評価機関が実施する第三者評価などサービス評価の結果等に基づき、区や事業者が提供する保健福祉サービス等の向上に向けた取り組み等について調査審議を行います。

【世田谷区介護認定審査会】

区長の附属機関で、要介護者等の保健、医療、福祉に関する専門職で構成され、介護保険の要介護・要支援認定の2次判定を実施します。

【世田谷区地域密着型サービス運営委員会】

委員は、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、区民で構成され、地域密着型サービス事業所の指定及び運営に関する事項等について審議を行います。

【世田谷区地域包括支援センター運営協議会】

委員は、学識経験者、医療関係者、事業者、地域活動団体等で構成され、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）の設置（担当圏域、委託先法人など）及び運営に関する事項等について審議を行います。

(2) 区の組織

世田谷区の地域行政制度に基づき、28地区の日常生活圏域ごとに設置されたあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、5地域の総合支所及び区役所本庁の三層構造による推進体制を基本とし、各施策の担当課が中心となって施策の実施や見直し等に取り組むとともに、関係所管が連携・協力して計画の推進に取り組みます。

(3) 施策の担当課

地域行政制度に基づき、地区・地域・全区がそれぞれの役割をもって、計画目標の達成を目指します。総合支所は、地区のバックアップや地域版地域ケア会議の運営などを行っています。対人での総合的なサービスや区民参加が必要な事務等を担うとともに、地域や地区での総合的な支援の仕組みを整え、的確な支援を行います。

P.14「日常生活圏域と地域包括支援センター、行政の三層構造」、P.15「世田谷区の地域包括ケアシステムのイメージ図」参照。

施策名	主な担当課（組織順）	頁
1 健康寿命の延伸		
(1) 健康づくり		
① 健康寿命の延伸に向けた健康づくり	総合支所保健福祉課 世田谷保健所健康企画課、健康推進課	26
② 生涯スポーツの推進	スポーツ推進部スポーツ推進課	26
③ 特定健診・特定保健指導、長寿健診等の実施	保健福祉政策部国保・年金課	27
④ がん検診等による早期発見と相談機能の充実	世田谷保健所健康企画課、健康推進課	27
⑤ 高齢者のこころの健康づくり	世田谷保健所健康推進課	27
⑥ 高齢者の食・口と歯の健康づくり	総合支所健康づくり課 世田谷保健所健康推進課	28
(2) 介護予防		
① 介護予防・生活支援サービスの充実	高齢福祉部介護保険課、介護予防・地域支援課	28
② 介護予防の普及及び通いの場づくり	高齢福祉部介護予防・地域支援課	28
③ 介護予防ケアマネジメントの質の向上	高齢福祉部介護予防・地域支援課	29
(3) 重度化防止		
① 適切なケアマネジメントの推進	高齢福祉部介護保険課、介護予防・地域支援課	29
② 重度化防止の取組みの推進	保健福祉政策部保健医療福祉推進課 高齢福祉部介護保険課、介護予防・地域支援課	30

2 高齢者の活動と参加の促進		
(1) 就労・就業		
① 高齢者の就労・就業等の支援	経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課	32
(2) 参加と交流の場づくり		
① 高齢者の社会参加の促進への支援	生活文化政策部市民活動・生涯現役推進課	32
② 高齢者の多様な居場所づくり	生活文化政策部市民活動・生涯現役推進課	33
③ 高齢者の活躍の場づくり	生活文化政策部市民活動・生涯現役推進課	33
④ 生涯学習等の支援	総合支所地域振興課	33
(3) 支えあい活動の推進		
① 地域の福祉資源開発とネットワークづくりの推進	保健福祉政策部生活福祉課 高齢福祉部介護予防・地域支援課	34
② 地域人材の発掘・育成	保健福祉政策部生活福祉課	34
③ 地域の支えあい活動の支援	経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課 保健福祉政策部生活福祉課	34
④ 地域住民による生活の支援	保健福祉政策部生活福祉課 高齢福祉部介護予防・地域支援課	34
⑤ せたがやシニアボランティア・ポイント事業	高齢福祉部介護保険課	35
⑥ 地域での交流と活動を支える場の支援	都市整備政策部居住支援課	35
(4) 認知症施策の総合的な推進		
① 条例の普及と理解の推進	高齢福祉部介護予防・地域支援課	35
② 認知症とともに生きることへの理解の促進	高齢福祉部介護予防・地域支援課	36
③ 本人が自ら発信・社会参加し、活躍する機会の充実	高齢福祉部介護予防・地域支援課	36
④ 本人同士の出会い、つながり、活動の推進	高齢福祉部介護予防・地域支援課	36
⑤ 本人との協働による認知症バリアフリーの推進	高齢福祉部介護予防・地域支援課	36
⑥ 本人が施策の企画・実施・評価に参画できる機会の充実	高齢福祉部介護予防・地域支援課	36
⑦ 「私の希望ファイル」の推進	高齢福祉部介護予防・地域支援課	36
⑧ 社会参加や健康の保持増進の機会の拡充	高齢福祉部介護予防・地域支援課	37

⑨ 地域包括ケアの地区展開と協力した地域づくりの推進	高齢福祉部介護予防・地域支援課	37
⑩ パートナーの育成・チームづくり	高齢福祉部介護予防・地域支援課	37
⑪ 意思決定支援・権利擁護推進	高齢福祉部介護予防・地域支援課	37
⑫ 相談と継続的支援体制づくり	高齢福祉部介護予防・地域支援課	37
⑬ 本人の生活継続を支えあうための専門職の質の確保・向上推進	高齢福祉部介護予防・地域支援課	38
(5) 見守り施策の推進		
① 4つの見守り	高齢福祉部高齢福祉課、介護予防・地域支援課	38
② サービスを通じた見守り	高齢福祉部高齢福祉課	38
③ 事業者の協定等による見守り	高齢福祉部高齢福祉課	38
④ 地域の支えあいによる見守り	高齢福祉部高齢福祉課	39
(6) 権利擁護の推進		
① 成年後見制度の普及啓発	保健福祉政策部生活福祉課	39
② 成年後見制度の相談支援	保健福祉政策部生活福祉課	39
③ 申立て及び親族後見人支援	保健福祉政策部生活福祉課	39
④ 区民成年後見人の養成及び活動支援	保健福祉政策部生活福祉課	39
⑤ 中核機関の設置・運営	保健福祉政策部生活福祉課	40
⑥ 成年後見等実施機関等との連携	保健福祉政策部生活福祉課	40
⑦ 成年後見区長申立ての実施	保健福祉政策部生活福祉課	40
⑧ 後見報酬の助成	保健福祉政策部生活福祉課	40
⑨ 地域福祉権利擁護事業(あんしん事業)の実施	保健福祉政策部生活福祉課	41
⑩ 高齢者虐待の防止と高齢者保護	高齢福祉部高齢福祉課	41
⑪ 消費者被害防止施策の推進	経済産業部消費生活課	41

3 安心して暮らし続けるための介護・福祉サービスの確保		
(1) 在宅生活の支援		
① あんしんすこやかセンターの相談支援の充実	高齢福祉部介護予防・地域支援課	44
② サービスの提供や見守りと一体的に行う情報提供・相談支援	高齢福祉部高齢福祉課	44
③ 区民に分かりやすい情報提供	高齢福祉部高齢福祉課	45
④ 地域ケア会議の実施	総合支所保健福祉課 保健福祉政策部保健福祉政策課 高齢福祉部介護予防・地域支援課	45
⑤ 地域密着型サービスの基盤整備	高齢福祉部高齢福祉課	46
⑥ ショートステイサービスの基盤整備	高齢福祉部高齢福祉課	46

⑦ 介護老人保健施設等の整備	高齢福祉部高齢福祉課	47
⑧ 持続可能な高齢者福祉サービスの実施	高齢福祉部高齢福祉課	47
⑨ 高齢者等の移動への支援	障害福祉部障害者地域生活課 道路・交通計画部交通政策課	47
⑩ 家族等介護者への支援	生活文化政策部人権・男女共同参画担当課 高齢福祉部高齢福祉課、介護保険課	47
⑪ 「在宅医療」の区民への普及啓発	保健福祉政策部保健医療福祉推進課 高齢福祉部介護予防・地域支援課	49
⑫ 医療・介護のネットワーク構築	保健福祉政策部保健医療福祉推進課 高齢福祉部介護予防・地域支援課	49
⑬ 様々な在宅医療・介護情報の共有推進	保健福祉政策部保健医療福祉推進課	49
⑭ 災害への対策	保健福祉政策部保健医療福祉推進課 高齢福祉部高齢福祉課	50
⑮ 健康危機への対応	世田谷保健所健康企画課 保健福祉政策部保健医療福祉推進課 高齢福祉部高齢福祉課、介護保険課	50
(2) 安心できる住まいの確保		
① 特別養護老人ホームの整備	高齢福祉部高齢福祉課	51
② 認知症高齢者グループホームの整備	高齢福祉部高齢福祉課	52
③ 介護付有料老人ホーム等の計画的な整備誘導	高齢福祉部高齢福祉課	52
④ 都市型軽費老人ホームの整備	高齢福祉部高齢福祉課	52
⑤ サービス付き高齢者向け住宅の整備誘導	高齢福祉部高齢福祉課	53
⑥ 公営住宅の供給	都市整備政策部住宅管理課	53
⑦ 高齢者住宅改修費助成及び高齢者住宅改修相談の実施	高齢福祉部高齢福祉課	53
⑧ 高齢者の民間住宅への入居支援	都市整備政策部居住支援課	53
⑨ ユニバーサルデザインの推進	都市整備政策部都市デザイン課	53
(3) 福祉・介護人材の確保及び育成・定着支援		
① 介護人材確保の基盤整備	高齢福祉部高齢福祉課	54
② 働きやすい環境の整備・生産性の向上・生活支援策による人材確保	高齢福祉部高齢福祉課	54
③ 多様な人材の参入・活躍の促進及び外国人材の受け入れ支援	高齢福祉部高齢福祉課	54

④ 職員の資質及び専門性の向上・介護職の魅力向上	高齢福祉部高齢福祉課	55
(4) サービスの質の向上		
① 事業者への適切な指導・監査の実施	保健福祉政策部保健福祉政策課 高齢福祉部介護保険課	56
② 第三者評価の促進・活用	保健福祉政策部保健福祉政策課	56
③ 苦情対応の充実	保健福祉政策部保健福祉政策課	56
④ サービスの質の向上に向けた事業者への支援	保健福祉政策部保健福祉政策課	56
4 介護保険制度の円滑な運営		
(1) 介護サービス量の見込み	高齢福祉部介護保険課	61
(2) 地域支援事業の量の見込み	高齢福祉部介護保険課	68
(3) 第1号被保険者の保険料	高齢福祉部介護保険課	70
(4) 納付適正化の推進	高齢福祉部介護保険課	77
(5) 制度の趣旨普及・低所得者への配慮等	高齢福祉部高齢福祉課、 介護保険課	81

2

計画の進行管理

計画の進行管理は次のとおり行います。

(1) 区長の附属機関・各種委員会等

計画に基づく高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の運営について、実施状況の把握とその評価・検証を行い、世田谷区地域保健福祉審議会などに定期的に報告し、計画の進行管理を行います。

また、区の新実施計画事業の進捗管理、評価等と整合を図ります。

(2) 評価・検証の視点

施策の評価・検証にあたっては、次の視点で行います。

- ① 年次ごとに目標数値を掲げている施策については、目標数値と実績数値の差や達成割合等により評価・検証を行います。
- ② 計画期間の3年間で目標数値を掲げている施策については、目標達成に向けた進捗状況等により評価・検証を行います。
- ③ 介護保険事業については、年次ごとのサービス供給見込み量とサービス供給実績の差や達成割合等により評価・検証を行います。
- ④ 施策が各法令や世田谷区地域保健福祉推進条例で規定する基本方針等に基づいているか等、確認し、必要に応じて施策のあり方を見直します。

(3) 評価・検証の結果等の公表

施策の取組み状況や評価・検証の結果等は、区のホームページ等で公表します。

第5章

計画策定の経過

第5章では、第8期計画策定に向けての、世田谷区地域保健福祉審議会及び同審議会高齢者福祉・介護保険部会における審議の経過等を掲載します。

1

計画策定に向けた審議等の経過

(1) 高齢者のニーズ等の把握

① 令和元年度高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査

令和元年12月に、世田谷区にお住いの高齢者や居宅介護サービス利用者の状況および世田谷区内に所在している介護事業者の事業運営等の実態を把握・分析し、計画の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

区民編

A 65歳以上で、介護保険要介護認定の要介護1～5の方を除いた方 6,800人

B 第1号被保険者のうち、在宅の要介護1～5の方 1,900人

C 第2号被保険者のうち、在宅の要介護1～5の方 100人

事業者編 区内介護保険サービス事業所 1,134件

② 在宅介護実態調査

令和元年5～9月、在宅で生活をしている要支援・要介護認定者の介護実態や介護者の就労状況を把握し、検討の基礎資料とするため、聞き取り調査を行いました。

回答数 319件

いずれも詳細は、「調査結果報告書」参照。

(2) 地域保健福祉審議会への諮問

区は、令和元年11月13日開催の審議会に「第8期計画の策定にあたっての考え方」について諮問しました。審議会では、高齢者等に関わる専門的事項について、学識経験者、医療関係者、区民、事業者で構成する部会を設置し、審議を行うこととしました。

(3) 第7期計画の取組み状況からの課題把握

現行の第7期計画の2年目までの実績等を把握し、第8期計画の課題を整理しました。(資料編1)

(4) 部会における審議(第1回～第4回)

令和2年2月から7月にかけて4回の部会が開催し、第7期の取組み状況と課題、第8期に向けた論点整理、介護保険事業の進捗及び重要な施策の展開等について審議が行われました。第4回部会では、第8期計画の策定の考え方について、中間まとめ案の審議が行われました。

(5) 第8期計画素案の策定及び区民意見募集

区では、部会及び審議会での審議を受け、第8期計画素案をとりまとめ、シンポジウム及びパブリックコメントを実施し、広く区民や事業者等の意見を募りました。

(6) 部会における審議（第5回～第6回）及び審議会の答申

2回の部会を開催し、介護保険料設定の考え方、介護保険施設等について審議が行なわれました。令和2年11月13日開催の第77回審議会において、第8期計画策定にあたっての考え方について、区に答申が行われました。

(7) 庁内における検討及び計画の策定

区は令和2年1月に、関係所管で構成する高齢者福祉・介護保険事業計画策定検討委員会を設置し、庁内検討を行ないました。

【世田谷区地域保健福祉審議会及び高齢者福祉・介護保険部会の審議等の経過】

開催日	会議名	主な案件
令和元年11月13日	第75回 地域保健福祉 審議会	第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に あたっての考え方について（諮問）
令和2年2月12日	第1回 高齢者福祉・ 介護保険部会	① 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の 策定について ② 介護保険制度の見直しに関する意見（国資料） ③ 第7期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事 業計画の取組状況について ④ 介護保険事業の実施状況及び「データでみるせた がやの健康」抜粋 ⑤ 地域包括ケアの地区展開の取組みについて ⑥ 認知症施策の総合的な推進について ⑦ 高齢者福祉・介護保険部会における主な検討事項 の論点（案）
令和2年4月23日 (資料に対する意 見を提出する形 式)	第2回 高齢者福祉・ 介護保険部会	① 令和元年度高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査 結果について ② 介護基盤の整備及び住まいについて ③ 福祉・介護人材の確保と育成・定着支援について
令和2年5月29日 (資料に対する意 見を提出する形 式) ★議論を補完する ため、オンライン 意見交換会を開 催。	第3回 高齢者福祉・ 介護保険部会	① 介護予防・重度化防止について ② 在宅医療・介護連携の推進について ③ 持続可能な高齢者福祉サービスのあり方について ④ 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 基本理念及び目標等について（案）
令和2年7月1日	第4回 高齢者福祉・ 介護保険部会	① 介護保険事業の実施状況について ② 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策 定にあたっての考え方について《中間のまとめ （案）》 ③ 「新しい生活様式」に対応した高齢者保健福祉施 策について
令和2年7月17日	第76回 地域保健福祉 審議会	第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に あたっての考え方について《中間のまとめ（案）》

令和2年9月3日	第5回 高齢者福祉・ 介護保険部会	① 第8期における介護保険料の設定の考え方について ② 介護施設等の整備状況と今後の整備の考え方について ③ 計画の評価指標及び計画値の例について ④ 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)
令和2年10月30日	第6回 高齢者福祉・ 介護保険部会	① シンポジウム及びパブリックコメントの実施結果（速報） ② 世田谷区介護施設等整備計画（素案） ③ 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定にあたっての考え方について（答申案）
令和2年11月13日	第77回 地域保健福祉 審議会	第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定にあたっての考え方について（答申）



【世田谷区地域保健福祉審議会 委員名簿】

区分	分野	氏名	職・所属等	備考
学識 経験者		中村 秀一	医療介護福祉政策研究フォーラム理事長	会長
		和氣 純子	東京都立大学人文社会学部教授	副会長
		石渡 和実	東洋英和女学院大学人間科学部教授	
		加藤 悅雄	大妻女子大学家政学部児童学科准教授	
		北本 佳子	昭和女子大学人間社会学部教授	R2.9.30 退任
		川上 富雄	駒澤大学文学部社会学科教授	R2.10.1 新任
		諏訪 徹	日本大学文理学部社会福祉学科教授	
		星 旦二	東京都立大学名誉教授	R2.9.30 退任
		岩永 俊博	全国健康保険協会前理事	R2.10.1 新任
区民	福祉・ 地域団 体	吉村 俊雄	世田谷区社会福祉協議会 会長	
		坂本 雅則	世田谷区民生委員児童委員協議会 会長	
		西崎 守	世田谷区町会総連合会 副会長	
	高齢	渡辺 大	深沢あんしんすこやかセンター管理者	R1.12.31 退任
		蓮見 早苗	用賀あんしんすこやかセンター管理者	R2.1.1 新任
	障害	坂 ますみ	世田谷区肢体不自由児者父母の会 会長	
	児童	飯田 政人	福音寮 施設長	
	医療	窪田 美幸	世田谷区医師会 会長	
		吉本 一哉	玉川医師会 会長	
		端山 智弘	世田谷区歯科医師会 会長	R2.7.7 退任
		田村 昌三	世田谷区歯科医師会 会長	R2.7.8 新任
		大島 基嗣	玉川歯科医師会 会長	
		富田 勝司	世田谷薬剤師会 会長	
		高野 和則	玉川砧薬剤師会 会長	
公募委 員	矢崎 秀明			
	福原 英信			R2.9.30 退任
	唐川 美保子			R2.10.1 新任

【世田谷区地域保健福祉審議会 高齢者福祉・介護保険部会 名簿】

任期：令和2年2月12日から令和4年2月11日まで

区分	氏名	職・所属等	備考
学識経験者	中村 秀一	医療介護福祉政策研究フォーラム理事長	部会長
	大渕 修一	東京都健康長寿医療センター研究所研究部長	
	北本 佳子	昭和女子大学人間社会学部教授	
	諏訪 徹	日本大学文理学部社会福祉学科教授	
	星 旦二	東京都立大学名誉教授	
	和気 純子	東京都立大学人文社会学部教授	
医療関係	小原 正幸	世田谷区医師会 理事	
	山口 潔	玉川医師会 理事	
	芹澤 直記	世田谷区歯科医師会 理事	R2.6.26 退任
	大竹 康成	世田谷区歯科医師会 理事	R2.6.27 新任
	岩間 渉	玉川歯科医師会 理事	
	八木 亮	世田谷薬剤師会 副会長	
	小林 百代	玉川砧薬剤師会 副会長	
区民	西崎 守	世田谷区社会福祉協議会 副会長	
	藤原 和子	世田谷区民生委員児童委員協議会 副会長	
	水野 貞	世田谷区町会総連合会 副会長	
	森田 武美	鳥山認知症高齢者の家族の会	
	大野 精一	公募区民委員	
	小野木 喜博	公募区民委員	
	関根 良樹	公募区民委員	
	田原 美智子	公募区民委員	
事業者	野村 博之	特別養護老人ホーム 喜多見ホーム(介護老人福祉施設)	
	磯崎 寿之	あんくる株式会社(訪問介護)	
	相川 しのぶ	やさしい手祖師谷居宅介護支援事業所(居宅介護支援)	
	森田 稔	グループホームひかり世田谷宇奈根(認知症対応型共同生活介護)	

2

シンポジウム及びパブリックコメントの実施結果

§ 1 シンポジウムの実施結果

1 実施日時及び会場

日時 令和2年9月25日（金）18時30分～20時30分

会場 世田谷区福祉人材育成・研修センター 研修室C

2 参加者

約40人

3 内容

(1) 第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案の説明

高齢福祉部高齢福祉課長

(2) 基調講演「介護保険制度とこれからの世田谷区に求められるもの」

中村 秀一（世田谷区地域保健福祉審議会長）

(3) パネルディスカッション

・発表①「砧あんしんすこやかセンターの取り組み」

山本 恵理（砧あんしんすこやかセンター管理者）

・発表②「重度化防止の取り組み」

佐藤 庸平（成城リハケア所長）

・パネルディスカッション テーマ「地域で元気で安心して暮らし続けるために」

【コーディネーター】中村秀一 【パネリスト】山本恵理、佐藤庸平

4 主な意見等

(1) 第8期高齢・介護計画素案について

・重点対策の提起は良い発想だ。

・介護人材対策をどうしていくかは悩ましい課題だ。介護の魅力を発信することに力を注いでほしいです。やれることをやっていこう。

(2) 基調講演について

・国全体と比較して、区の状況が分かった。

・「健康寿命を延ばす」という取組みは個人の価値観が大変影響される部分であり、なかなか難しいと感じた。ただし、元気な高齢者が大変増えていると感じている。

(3) パネルディスカッションについて

・地域での活動が重要になってくることや、当事者に対する傾聴や自立支援が効果があると感じた。

・介護職がまだ十分に理解されていないことは、影響が大きいと感じた。

・8050問題を抱える家族の想いに気付くあんしんすこやかセンターはすばらしいと

思った。

- ・介護・福祉・医療の連携は十分できているが、地域住民や社会資源とつながること、連携はまだまだ乏しいと思う。
- ・人と人との関係が希薄になっている中、人との濃厚に関わる（人生に関わる）福祉・介護の仕事に魅力を感じてもらうのが難しい。自分が携わるのは嫌だが、誰かが担ってくれるなら助かる、というような他人事の考え方が多いうちは難しいかと思う。区民一人ひとりが地域や社会のあり方を自分事として考えられる世の中になっていくと良いと思う。

§ 2 パブリックコメントの実施結果

1 意見募集期間

令和2年9月18日（金）から10月9日（金）まで

2 意見提出人数

意見提出人数 131人

(はがき118人、電子メール9人、封書1人、Fax2人、持参1人)

延べ意見件数 181件

3 主な意見等

■ 計画の基本的な考え方

- ・高齢者対策も大切だが、少子化対策にも力を入れてほしい。
- ・区は幼児などの問題だけでなく、高齢者福祉にも力を入れてほしい。
- ・住み慣れた地域で支えあい自分らしく安心して暮らし続けるためには、高齢者、障害者、障害児の計画を別々に検討していたのでは解決策は出てこない。2025年に向けて、横串をさして検討していくべきだ。
- ・安心して暮らし続けられる基本理念を、施策で具体化してほしい。

■ 健康づくり

- ・平均寿命と健康寿命にはかなり差があると思う。高齢者の健康法を分かりやすく発信してほしい。
- ・保健センターの体操教室に20年以上通っている。各地域にセンターを作り、高齢者の健康増進を図ってほしい。

■ 地域交流

- ・高齢者でも60歳と80歳では大きく異なる。元気な後期高齢者向けの交流や学びの場を作ってほしい。
- ・65～80歳までは地域貢献し、80歳以上は余生を楽しむ。区はこれに対応した地域内の相互支援の仕組みを作る。高齢者でも支援できる活動へ結びつける仕組みづくりにより介護費用も削減される。

■ 高齢者の集う場づくり

- ・高齢者施策は、行政の対応だけでは不十分であり、高齢者が地域で集える場の取

組みに効果がある。

- ・高齢者サークルなど、居場所があることにより健康寿命が延び、介護・福祉にかかる人員と予算を減らせるのではないか。
- ・高齢者が無料で集える場所を増やして欲しい。
- ・ふじみ荘を廃止しないでほしい。

■ 就労

- ・高齢者の求人内容はこれまでの経験を生かすものと合っていない。60～70歳の人だけの会社をつくり、週3日前後で仕事をシェアし、今までの経験などを生かした「何でも屋」を区関連企業として設立できないか。
- ・介護離職した人が復職できるよう週3～4日勤務や在宅勤務などの形態やキャリアに合った就労への橋渡しをしてほしい。

■ 在宅生活の相談・支援

- ・人とのつながりを勧める講座だけでなく「ひとりでの老後」を考える講座などを開いてほしい。コロナの時代を生きる方法としても、一人でどうやって老後を送るか、ひとり暮らしを楽しむ方法を学ぶ講座を期待する。
- ・ちょっとした家事の手助けをしてくれる人がいると良い。

■ 見守り

- ・ひとり暮らし高齢者の異変に気が付いた住民がすぐに連絡できるよう、回覧板に民生委員の連絡先を記載しておいたり、あんしんすこやかセンターへの連絡を徹底する等、地域住民の見守り意識を向上させる取組みが必要だと思う。

■ 認知症

- ・認知症の家族の介護はいつ終わるか分からず、神経も使う。本人に寄り添う介護のためには家族が健康であることが大切だ。家族会には仕事などでなかなか参加できない。どのような様子・内容なのか、教えてほしい。
- ・軽度認知症のための施策を充実させてほしい。

■ 成年後見制度

- ・国の成年後見制度利用促進基本計画には、地域連携ネットワークにおけるチーム及び専門職団体による支援体制などの整備には、地域ケア会議や地域活動を行う各種機関・協議会等、既存の仕組みを活用しつつ、有機的な連携を図りつつ進めるように、とある。地域ケア会議、第2層協議体等の仕組みをどのように位置づけていくのか。
- ・成年後見制度利用促進計画を内包することで権利擁護支援と一体的な計画になっていることは評価できるが、ノーマライゼーションプランの成年後見制度利用促進計画との整合性に欠ける部分がある。

■ 在宅介護・医療

- ・在宅医療をしてくれる診療所が増えると安心できる。
- ・在宅介護は心身ともに負担が大きく、働きながら介護を続けることが困難になり、仕事を辞める人も多い。高齢者福祉を充実させるだけでなく、高齢の親を支える家族のケアも考えてほしい。
- ・高齢化の諸課題の解決をするため、延命治療はやめ、リビングウィルに基づく尊

厳死の法整備が必要だ。

■ 住まい

- ・少ない年金でも住み続けられる住宅を区内に確保してほしい。
- ・住居費を減らせば、食生活が充実し健康になり、介護保険の利用も減るので、区営住宅に低い使用料で住めるようにしてほしい。

■ 介護施設

- ・特養ホームの整備計画の根拠を見直し、必要な人が入所できる増床計画を策定してほしい。
- ・各地区に小規模特養ホーム・認知症グループホーム・小規模多機能居宅介護サービスを整備してほしい。
- ・遺族年金程度で入居できる特別養護老人ホームを増やしてほしい。

■ 福祉・介護人材

- ・在宅サービスを担う介護人材確保のため、給与保障に区として積極的にかかわるとともに、介護職の資質向上、特に医療に精通するケアマネジャーの確保と研修などに力を入れてほしい。
- ・I T、A I、ロボット等の先進技術を統合し、異なる世代との共同した新しい社会空間・居住空間実現のため、試験的・実験的に各地域にプロジェクトを作り、福祉介護の業務の高度化、専門化を進めるべきだ。

■ 介護保険制度

- ・介護の仕事やボランティアをしている人が、介護を受ける側になった時、優遇される制度があると良い。人手不足の緩和と合せて介護されることの理解が進むことは介護する人・される人の双方に役立つと考える。
- ・65歳過ぎても元気なうちは区の事業で奉仕活動をして、その活動を貯蓄し、介護が必要になった時は、その分、遠慮なく支援してほしい言える制度を皆で考えることにより、明るい社会になるのではないか。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の対象者を要介護認定者に拡大しないでほしい。

■ 介護保険料及び利用者負担

- ・65歳以上の介護保険料段階では、高収入層の保険料をもっと高くし、中間層の負担を減らすなど、所得に応じた応能負担にしてほしい。
- ・介護保険料が高い。介護保険サービスを一定期間利用しない時は、保険料を免除・減額してほしい。健康を維持し、サービスは使っていないが、スポーツクラブの会費や道具の購入に費用がかかっていることを考慮し、少しでも負担を軽減してほしい。
- ・生計困難者等に対する利用者負担軽減制度(さくら証)の対象を拡大してほしい。

■ 経済的な課題

- ・通院のために病院の近くに住まざるを得ない。年金は家賃に消え、切り詰めても赤字である。年金を増やせないか。
- ・通院のための介護タクシーの費用が多くかかっている。タクシー代助成額を増やしてほしい。

■ 介護保険サービス事業者

- ・介護保険の住宅改修や福祉用具貸与について、ケアマネジャーが特定の事業所しか紹介しないなどの不適切な扱いがあった。

■ I C Tの推進

- ・区業務の徹底した I T化を目指し、併せて高齢者を含む I T化ネットワーク、健康、介護、医療部門の I T化ネットワーク、さらには関連パブリック部門の I T化を計画し、小規模パイロットモデルを開発すべきだ。
- ・高齢者の交流、ネットワークづくりなどには、区主催のパソコンやスマートフォン教室などが有効と考える。区民が利用できるよう、区施設に Wi-Fi を整備すべきだ。

■ 情報提供の方法

- ・情報は高齢者に分かりやすい言葉で、インターネット環境に頼らず発信してほしい。
- ・和製英語ではなく、日本語での表記を大切にしてほしい。

■ 都市整備

- ・健康づくりのために散歩をしているが、疲れた時に座れるようベンチを設置してほしい。
- ・歩道の舗装の状態が悪く、凹凸・つぎはぎ・高低差などがあって、危険な状況だ。

■ 交通

- ・後期高齢者となり、通院が大変になってきた。ディマンドバスの停留所を増やしてほしい。
- ・自転車が信号無視をしたり、歩道を速度を落とさずに走り込んでいて、怖くて外出しなくなった。自転車交通を取り締まってほしい。

 第6章

資料編

第6章では、基礎資料として、第7期の取組み状況や介護保険事業の現状、日常生活圏域の現状等のデータ等を掲載します。

- 1 第7期計画 取組み状況と課題
- 2 高齢者の状況
- 3 介護保険の状況
- 4 日常生活圏域（まちづくりセンター単位）の状況
- 5 将来推計

1

第7期計画 取組み状況と課題

第7期（平成30～令和2年度）における各施策の取組み状況（見込み）を把握し、第8期の施策に向けた課題を整理しました。

1 健康づくり・介護予防の総合的な推進

（1）多様な健康づくりの推進

▶取組み状況

- 何かひとつ、健康に良いことを生活の中に加え、主体的かつ継続的に取り組めるよう、リーフレット『外出は、介護予防・認知症予防に効果あり！これからは「キヨウイク」と「キヨウヨウ』等を配布するとともに、あんしんすこやかセンタースキルアップ会議等を通じて活用方法等を説明した。
- 口腔機能の維持向上では、後期高齢者医療保険料のお知らせ等に、すこやか歯科健診のご案内を同封し、受診者が増加した。
- スポーツ振興財団と連携し、筋力低下の抑制や歩行能力向上等のプログラムを展開しつつ、参加者とのきめ細かなコミュニケーションも重視するなど、「心と体」の充実を図る事業等を実施した。
- がん患者や家族等への支援の充実を図るため、区、関係機関、関係団体等が情報収集、情報交換、意見交換等を行う「がん患者等支援ネットワーク会議」を設置した。また、保健センターにおいて、書籍や資料が閲覧できる情報コーナーを開設するとともに、情報コーナー内にがんに関する一次相談窓口を開設した。
- 区内に本拠を置く信用金庫2行と連携し、がん先進医療費融資制度を開発するとともに同制度に対する区の医療費利子補給制度を導入した。また、対策型検診として実施するがん検診の一層の質の向上を目的として、対策型がん検診精度管理に関する専門部会を設置した。
- 自殺対策基本方針の重点施策に「高齢者に対する支援の充実」を位置付け、精神疾患・障害、こころの健康への理解を促すとともに、偏見や誤解のない地域づくりに向けたテーマ別の講座を開催するなど、広く普及啓発・情報発信を行った。また、保健センターに「夜間・休日等こころの電話相談窓口」をはじめとするこころの相談機能について整備するとともに、保健所に精神保健福祉士、保健師、医師等の多職種チーム設置し、未治療や治療中断等の対応が困難な精神障害者等へ保健福祉センターと連携を図り実施する訪問支援事業を新設した。
- 子どもから高齢者まで幅広い世代が参加する異世代交流の会食の機会を通じ、「家族や仲間と一緒に食べることの大切さ」や「健康な体づくり」、「日本の食文化・マナー」等を伝え学ぶ様々な食育事業を展開した（令和元年度・5地域で延15回）。また、これら事業の中では、高齢者クラブや町会・自治会、地域活動グループ等が参加し、数多くの高齢者が事業の担い手となり活躍していた。

事業名等	29年度 実績	30年度計画 (実績)	元年度計画 (実績)	2年度計画
特定健診・目標受診率	37.6%	39.0% (37.7%)	40.0% (34.4%)	41.0%
特定保健指導・目標利用率	10.9%	14.0% (9.3%)	15.0% (5.0%)	16.0%

※2年度実績は3年11月に確定するため未掲載。

◆課題

- 健康無(低)関心層への働きかけを目的として、各種講座やイベント等を中心に普及啓発を行っているが、健康づくり運動「健康せたがやプラス1」の認知度は伸び悩んでいる。
- 低栄養予防の食生活への転換を早期に促すため、壮年期から働きかけることが必要である。
- 「データでみるせたがやの健康2019」から見えた課題
 - ・高齢になると生活習慣病などで通院する人は増えるとともに、介護サービスを利用しながら生活する人が増えていく。生活習慣病は、若い頃からの生活習慣の蓄積により発症することから、すべての年代において望ましい生活習慣を取り入れるために、健康に関する正しい知識を活用できるように、情報を収集し区民へ発信することが大切である。
 - ・高齢期には、病気があっても自分らしくいきいきと暮らすことを目指す。そのため、フレイル対策として、歩ける力、筋力や、バランスのよい食事や自分で食べるための口腔機能の維持、外出や交流などの社会参加を続けることが大切である。
 - ・介護保険被保険者における有病率について、50%以上の疾患は、「高血圧症」「心疾患」「筋・骨格」であり、国と比較すると、「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」「心疾患」「筋・骨格」「精神」の有病率が高い。特に「脂質異常症」は、平成29・30年度とも20%以上高い。
- 80歳で自分の歯を20本以上持ち、高齢者の生活の質の向上を目指す歯科保健の推進運動である「8020運動」において、区内の高齢者の割合は50%を超えたが、多くの歯が残っている高齢者の口腔機能の維持がより重要になることから、口腔機能の維持・向上の重要性の啓発をより一層進める必要がある。
- スポーツを身近な地域で体験できるよう、参加がしやすい時間帯や場所を工夫するほか、無関心層へのアプローチを行うなど、生きがいやコミュニティの形成にもつながる取組みを実施し、区民が「週1回以上運動」できる環境を整備する必要がある。
- 特定健診実施率が23区内で下位にあり、受診率向上が課題である。特に40・50歳代の実施率が低い傾向にあり、この年代に対する対策が必要となっている。
- がん相談の利用実績を伸ばすために、「がん患者等支援ネットワーク会議」等を活用した効果的な周知の実施や、がん患者や家族等のニーズを反映した利用しやすい相談体制を検討するとともに、関連所管と連携したがん相談の実施などの工夫を行う

必要がある。また、対策型検診として実施するがん検診の一層の質の向上については、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に沿った精度管理を、一層強化する必要がある。

○認知症の予防（発症遅延・進行抑制）としての生活習慣病予防の啓発を工夫していくことも必要な視点となる。また、65歳以上の自殺死亡者は、全体の約3割を占める。さらに、年齢を重ねるほど困りごとを自分で抱え込む傾向にあるため、気楽に相談できる体制の充実とともに、地域での支え合いを促進するなど、周囲も変化に気づきの力を育むことで、孤立を防止していく必要がある。

（2）介護予防の総合的な推進

▶取組み状況

- 介護予防筋力アップ教室について、教室終了後も引き続き介護予防の取組みを継続することや地域の通いの場にむすびつくようプログラムを見直し、高齢者の自立支援に効果的な事業となるよう改善を図った。
- あんしんすこやかセンターの新任職員や再委託先の居宅介護支援専門員の業務がスムーズに実施できるよう介護予防ケアマネジメントマニュアルを改訂した。
- 本人による介護予防の取り組み“セルフマネジメント”を推進するため、取り組み目標や取組み内容を記録する新たな介護予防手帳を作成・配布した。
- 社会参加が介護予防にとって重要であることや、介護になる前にフレイル（虚弱）の状態があり、この段階での予防が重要であることなど、新たな介護予防のテーマについて、健康長寿ガイドブックの配布や介護予防事業、介護予防講演会や地域団体への説明を通し、普及啓発に取り組んだ。
- 世田谷いきいき体操の自主活動に既に取り組んでいるグループに対する活動継続支援として、活動グループの交流会や活動の効果が確認できるよう体力測定講習会を開催した。また、自宅でも世田谷いきいき体操に取り組めるよう、貸出用DVDの図書館への設置や保健センターが作成した体操の動画が視聴できるよう区ホームページにリンク先を掲載した。

事業名等	29年度 実績	30年度計画 (実績)	元年度計画 (実績)	2年度計画 (実績見込み)
一般介護予防事業参加者数	16,166人	16,000人 (16,178人)	16,200人 (14,425人)	16,400人 (13,000人)
介護予防自主活動グループ数	193団体	210団体 (255団体)	230団体 (251団体)	250団体 (250団体)
「支えあい」の意識醸成のための普及啓発講演会等の実施	6回	3回 (6回)	3回 (5回)	5回 (5回)
住民参加型・住民主体型サービスの利用者数	訪問型サービス	74人	100人 (108人)	130人 (108人)
	通所型サービス	99人	120人 (138人)	160人 (134人)
住民参加型・住民主体型の担い手の数	訪問型サービス	496人	500人 (552人)	550人 (579人)
	通所型サービス	13団体	22団体 (15団体)	29団体 (19団体)
				600人 (600人)
				36団体 (19団体)

◆課題

- 地域デイサービスや支えあいサービスなどの住民主体のサービスとともに、様々なインフォーマルサービスを含む多様なサービスの充実のため、取組みを継続していく必要がある。
- 介護予防ケアマネジメントの質の向上については、国の介護保険制度の見直しの検討の中で「介護予防ケアマネジメントを再委託しやすいよう環境整備する」との記載もあり、再委託先である居宅介護支援事業所のケアマネジャーを含めた質の向上への取組みが必要である。
- フレイル予防等、介護予防の必要性や方法について、より多くの高齢者に分かりやすく伝え、取組みを始める・継続するための効率的・効果的な情報提供や支援を実施する必要がある。
- 国的一般介護予防事業等の推進方策の検討会において、介護保険による財政的支援を実施している事業に限らず、高齢者の関心等に応じた幅広い取組みが通いの場に含まれると明確化された。既存の自主活動について実態を把握し、介護予防の通いの場として整理する必要がある。
- より多くの高齢者が心身の状態に応じ、身近な地域で多様な社会参加ができるよう、生活支援コーディネーターや三者連携の取組み、関係機関と連携し、地域で支える介護予防の地域づくりを推進していく必要がある。

(3) 生涯現役の推進

▶取組み状況

- 高齢者クラブや高齢者による地域活動団体の活動について、イベント実施までの事務支援やPR活動など、いきがいづくりへの支援や地域人材の発掘・育成に向けた取組みを行った。また、情報誌「おとな・り(re)」は、中高年世代はもとより幅広い世代が地域に関心を持ち、地域活動等に参加するきっかけとなる情報発信に努めた。

- 総合支所の地域振興課において、55歳以上の区民を対象に「仲間づくり」と「生きがいづくり」を目的に生涯学習セミナーを実施し、セミナー修了後には、有志による自主グループが立ち上がり、継続的な学習活動につながっている。
- ひだまり友遊会館では、シリーズ講座、相談・訪問事業のほか、保育園や会館活動団体等と連携し「ひだまり祭り」などを開催し、地域・多世代の交流を図った。また、せたがやがやがや館では、児童館・地域団体と連携した「がやがや村まつり」や将棋大会を開催し、多世代が交流できるイベントを実施した。
- 高齢者の就労促進のため、平成30年度より、ハローワークと共にシニア向け就職面接会を開催した。また、産業振興公社三茶おしごとカフェでは、高齢者のニーズに合わせセミナーの回数を増やし、窓口相談も引き続き実施している。
- シルバー人材センターでは、ホームページのリニューアルや、各地域での入会説明会を実施し、会員増につながった。また、発注者と会員の円滑な就業マッチングをはじめ未就業会員の就業機会の確保等に取り組めるよう、会員情報のデータベース化を行なった。

◆課題

- 高齢者クラブの全体的な高齢化に伴い、会員数が減少し後任者や担い手不足からクラブ自体の縮小化が見込まれる状況にあり、事務負担軽減になる支援や人材確保等の取組みが必要である。また、高齢者人口のさらなる増加が見込まれる中、懸念される高齢者の社会的孤立の防止、健康づくりにつながる新たな取組みも必要である。さらに、高齢者施設の整備だけではなく前期高齢者と後期高齢者など世代の幅のニーズに応じた空間の提供や事業展開への取組みが求められている。
- 生涯学習セミナーは仲間づくりを目的にしているが、最近の受講者は個人の学習に重点を置く傾向があるため、セミナー修了後の自主グループが円滑な学習活動に発展できるよう、講師と相談して個人の学習に加え、参加型の学習プログラムを提供する等の工夫が必要である。
- 一人でも多くの就労を望む高齢者が働くようにするために、企業側の理解を進める必要がある。そのため産業振興公社三茶おしごとカフェでの求人開拓や啓発リーフレットの活用により企業に働きかけていく。

2 地域で安心して暮らし続けるための介護・福祉・住まいの充実

(1) 相談支援・情報提供の充実

▶取組み状況

- あんしんすこやかセンターの一体整備は、残り1か所（松原）となった。
- 地域包括ケアの地区展開（三者連携会議、地域ケア会議等）については、3者の関係づくりが深まり、相談支援の充実が進んでいる。
- 地区版地域ケア会議や地域版地域ケア会議（地域ケア連絡会）を通じて、関係機関との関係づくりや支援体制の充実に取り組むとともに、8050世帯等への対応の検討により、複合的な課題解決等を図る体制の充実に取り組んでいる。

- あんしんすこやかセンターの新規事業等の実施や業務量の拡大等を踏まえ、条例改正し、令和元年度から職員配置基準を変更した。
- 介護保険法の規定に加え、国の自立支援・重度化防止等に向けた保険者機能強化推進交付金への対応、さらに、プロポーザル方式により実施した運営事業者選定における事業者提案の実現を促進するため、あんしんすこやかセンターの評価点検について、地域包括支援センター運営協議会において検討し、令和元年度から実施した。
- 高齢者安心コールでは、高齢者や親族、近隣の方から日常生活や生活の不安に関する相談について、ケアマネジャー等が電話で24時間365日受け付ける電話相談サービス、定期的に電話により高齢者の状況を確認する見守りサービス、ボランティアによる訪問援助サービスの3つのサービスを実施している。
- ひとりぐらし高齢者及び高齢者のみ世帯状況調査や民生委員ふれあい訪問を通じて、高齢者の日常生活の安心・安全の確保を図るとともに、必要とされる情報の提供及び相談支援に取り組んでいる。
- 「せたがやシルバー情報」を65歳以上の高齢者がいる世帯へ各戸配布することにより、介護保険制度や高齢者福祉サービス等の情報を提供した。また、せたがや高齢・介護応援アプリ等を活用し、福祉施設等のイベントなどについて、タイムリーな情報提供に努めた。

事業名等	29年度 実績	30年度計画 (実績)	元年度計画 (実績)	2年度計画 (実績見込み)
あんしんすこやかセンターとまちづくりセンターの一体整備	19か所	21か所 (22か所)	26か所 (26か所)	28か所 (27か所)

◆課題

- あんしんすこやかセンターの一体整備では、周辺環境への配慮等から建築計画の見直しがあった1か所について、令和3年度完了予定となり第8期にかかることになったため対応していく。
- ひきこもり、メンタルヘルス、8050問題やつなぎ先がない相談に対する支援について、支援機関の整備とともに、支援関係機関等でチームを編成し、多機関が協働して支援するためのネットワーク構築や効果的な支援方法の確立が必要である。こうした中で、あんしんすこやかセンターが役割を果たしていくよう支援していく必要がある。
- あんしんすこやかセンター業務の質の向上を図るため、評価点検を踏まえ、地域包括支援センター運営協議会と連携しながら、より効果的に評価点検を実施していく必要がある。
- 高齢者安心コールの訪問援助サービスについては、区内に類似の事業があり、利用者、ボランティア双方から、個々に利用や登録の申込み、調整の必要があり不便であるとの意見がある。また、電話相談サービスについても、福祉電話訪問と対応者の専門性の点で違いはあるが、整理・統合の検討の余地がある。利用者にとって、より使いやすい、分かりやすいサービスとすること、また、地域ボランティアがより活動しやすくしていくために、他事業との連携・協力を進めていく必要がある。

- 区民意識調査の結果では、高齢になるほど悩みやストレスを感じた時に自力でどうにかしようとする傾向がある。また、高齢になるほど身近に相談できる機会が少なくなる。地域で相談できる仕組み、支え合う仕組みを整える必要がある。

(2) 地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進

▶取組み状況

- 地区版地域ケア会議は、個別ケースの課題解決の実践を積み重ねるとともに、総合支所での地域ケア連絡会や本庁での研修等によるバックアップに取り組んだ。また、マニュアルの整備を進め、地域ケア会議の運用を改善し、自立支援・重度化防止等の一層の推進を図った。
- 地域版地域ケア会議では、地区の個別事例・課題の集積により、各地域で地域課題を抽出し、その課題解決に向けた検討・取組みを行なった。
- 全区版地域ケア会議のテーマとして、平成30年度は「精神疾患等への理解」、令和元年度は「身元保証人が立てられない方の入院・入所について」を取りあげた。
- 都のガイドラインに沿ったケアプラン点検を主任ケアマネジャーとも連携しながら実施した。また、新たに届出が義務化された「国が定める規定回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置づけたケアプラン」の点検を開始した。
- 世田谷区介護保険事業のケアマネジメント基本方針を策定し、ケアマネジャーへの周知を図った。また、主任ケアマネジャーの地区・地域での活動を支援した。
- 介護予防ケアマネジメントの質の向上のため、あんしんすこやかセンター職員向けの研修や、あんしんすこやかセンターを巡回し、ケアプランの点検を実施した。

◆課題

- 一人ひとりのニーズや身体状況及び生活環境の変化に合わせ、インフォーマルサービスも含む多様なサービスを組み合わせた適切なケアマネジメントが行えるよう、引き続きケアマネジメントの質の向上に取り組む必要がある。
- あんしんすこやかセンター、主任ケアマネジャー、ケアマネジャーの関係づくりをさらに深め、他職種と連携して総合的に利用者や家族の支援ができる体制づくりに引き続き取り組む必要がある。

(3) 在宅生活の支援

▶取組み状況

- 小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについては、区独自補助を含む整備費補助や新たな事業所の開設準備に要する経費の補助を実施し、計画的な整備を進めた。また、補助事業については、公募を実施し良質なサービス提供事業者の誘導を図った。
- 短期入所生活介護については、新規開設の特別養護老人ホームへの併設により、また、短期入所療養介護については、新規開設の介護老人保健施設の空床利用として整備を図った。
- 梅ヶ丘拠点整備事業として、短期入所療養介護、療養通所介護、定期巡回・隨時対

応型訪問介護看護等の機能を併せ持つ介護老人保健施設（在宅強化型）を平成31年4月に開設した。（整備実績は、介護施設等整備計画参照。）

- 配食サービスは民間事業者の参入等を鑑み、事業の見直しを行い、令和2年度末をもって廃止することを決定した。
- 健康保持と地域交流を目的とした公衆浴場の入浴券支給事業、介護負担を軽減するための紙おむつ支給事業、地域での孤立化の防止や身体機能の維持を目的にした会食サービスや支えあいミニデイ事業を実施した。
- 介護タクシー等の福祉移動サービスの利用に関する配車、相談、人材育成等を行う福祉移動支援センターの運営を支援するとともに、福祉有償運送事業を行う区内NPO法人を支援した。
- 介護者の負担軽減に向けた取り組みとして、「家族介護教室」を区内の特別養護老人ホームに委託し開催した。（平成30年度・10回112名、令和元年度・8回126名）
- ヤングケアラー支援に関する取り組みとして、シンポジウムを開催したほか、あんしんすこやかセンターの職員向けの出張講座を実施した。
- ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のためのイベント等を実施するとともに、男女共同参画センターらぶらすにおいて、働き方に関する相談や、男性のためのワーク・ライフ・バランス講座等を実施し、介護や子育て等により様々な働き方をしている人の支援を行った。

◆課題

- 認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護などの新たな事業所が開設されたが、依然として未整備地区があり、着実な整備を引き続き推進する必要がある。
- 看護小規模多機能型居宅介護は区内4か所（世田谷地域1か所、玉川地域2か所、砧地域1か所）にとどまっているが、医療的ケアが必要な方を含め要介護高齢者の在宅生活継続を支えるための重要なサービスであることから、面的にサービス提供範囲が拡がるよう、配置の考え方を検討する必要がある。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及啓発のため、事業者と区の共催により、ケアマネジャー等を対象としたセミナーを毎年開催したが、なかなか利用の拡大につながらないという課題がある。
- 認知症対応型通所介護は、認知症高齢者の在宅生活の支援、社会的孤立感の解消や家族等のレスパイトケアの観点から重要なサービスだが、一般の通所介護でも認知症高齢者の受け入れが行われている中で、差別化を図るのが難しいという課題がある。
- 土地所有者と介護事業者を結びつけるマッチングの仕組みを開始したが、成立までに至った事例はまだない。
- ショートステイの整備は計画数どおりだが地域偏在がある。特別養護老人ホームへの併設が中心となることから、国有地等の公有地における特別養護老人ホームの整備に併せて、計画的に整備を誘導する必要がある。また、介護付き有料老人ホーム等の空き室利用によるショートステイは、利用料金が高い場合が多いことから、利

用者が限定される課題がある。

- 介護老人保健施設は、地域ごとに2か所以上の整備を目指してきたが、複数の施設があるのは3地域にとどまっている。また、計画から開設まで複数年を要するため、中長期的視点による整備計画の検討が必要である。
- 区独自の高齢者福祉サービスは、社会情勢の変化、さらなる高齢化の進展による需要の増加、財源、人員等の限られた資源の効果的な活用という観点から持続可能な公的サービスのあり方と、その考え方に基づく事業へと転換していく必要がある。
- 家族等介護者が抱える課題は、介護と仕事、育児・療育の両立、生活困窮の状況、自分の生活との両立など多岐にわたるほか、世帯全体の状況を把握する必要がある。イベントや講座など従来の情報提供に加え、ＩＣＴの活用など個々のニーズやライフスタイルに即した情報発信・情報提供に取り組む必要がある。

(4) 安心できる住まいの確保

▶取組み状況

- 世田谷区介護施設等整備計画に基づき、地域医療介護総合確保基金や都及び区の補助金を活用して、計画的な整備を進めた。
- 特別養護老人ホームは、中長期整備目標の達成を目指し国有地等の公有地活用により計画的に整備を進めた。
- 認知症高齢者グループホームは満室の事業所が多く、区全体の入居率は約95%（令和2年3月現在）となっている。整備にあたっては、年3回の公募、不動産業者の団体を通じた土地所有者向けの補助制度案内や、土地所有者と介護事業者を結びつけるマッチングの取り組みにより、整備の機会が広がるよう進めた。
- 都市型軽費老人ホームは、定員数180人（10か所）に対し、92人（令和2年9月現在）の方が入所の申込みをしている。整備にあたっては、年3回の公募、不動産業者の団体を通じた土地所有者向けの補助制度案内や、土地所有者と介護事業者を結びつけるマッチングの取り組みにより、整備の機会が広がるよう進めた。
- 介護付有料老人ホーム等の特定施設入居者生活介護は、年度ごとの整備予定数を定め、事前相談の公募を実施して計画的な整備を進めた。事前相談の公募では、入居者に対する適切なサービス提供とともに、併設事業の実施、空き室利用によるショートステイの実施、災害対策や地域交流の提案など、地域貢献の取り組みに積極的な施設の整備を誘導した。
- サービス付き高齢者向け住宅の登録住戸数（開設前を含む）は、都内全体で、15,476戸（375か所）、うち1,462戸（31か所）が世田谷区にある（令和2年11月現在）。国や都の補助金を活用して整備・運営をしようとする事業者に対して、「サービス付き高齢者向け住宅整備補助に係る世田谷区の基準」を策定し、区が望む整備の考え方について周知した。（整備実績は、介護施設等整備計画参照。）

◆課題

- 介護施設整備の共通課題として、土地の確保、建築費の高騰、介護人材の確保・育成、サービスの質の確保がある。また、介護人材の安定的な確保の観点から、開設

時期が集中しないよう配慮を行う必要がある。

- 特別養護老人ホームの整備率（定員数／高齢者人口）は、23区の中で下から3番目にとどまっている。
- ユニット型特別養護老人ホームが、広域型24か所中10か所と増えてきたが、ユニットケアの優越性を認めつつも、利用者負担の観点から多床室併設のニーズがある。
- サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの増加など、住まいの多様化を踏まえ、2025年以降も見据えた整備目標を検討していく必要がある。
- 経年劣化により設備等の大規模改修工事が必要となる施設については、工事中の入所者の受け入れ調整等を施設間の連携・協力により着実に実施する必要がある。
- 認知症高齢者グループホームは用地確保の課題などから、28地区中7地区で未整備である。また、家賃負担が大きいため（区内家賃平均87,637円）、特別養護老人ホームのような補足給付の制度創設を、国に要望している。
- 都市型軽費老人ホームは認知度が低いことや事業の採算性などから、参入する事業者が少ない状況である。
- 介護付有料老人ホームの整備では、区内に整備しても区外の人も利用できるため必ずしも区民利用に結びつかない。逆に区内の整備数を抑えて、区民は区外にある施設を利用でき住所地特例の対象となるため、保険者としての区の負担抑制効果は高くない。高所得者層向けのホームが多く、広く区民が利用できる料金設定のホームの整備が課題である。
- サービス付き高齢者向け住宅の整備では、特定施設入居者生活介護の指定を受ける住宅が出てきており、介護付有料老人ホームとの違いが明確ではなくなっている。また、多くの区民が利用できる家賃設定になっていない住宅が多い。
- 区営住宅等では、身寄りのない単身高齢者の増加に対応した見守りや、死亡後の家財処分などが課題である。

（5）住・生活環境の整備

▶取組み状況

- 要支援・要介護認定の非該当者を対象に介護保険住宅改修費助成と同じ内容（予防改修）の助成を行う住宅改修費助成を行ない、高齢者が要介護状態となることの予防や重度化防止を図っている。また、必要に応じて高齢者住宅改修アドバイザーを派遣し、住宅改修に関するアドバイスを行っている。
- 高齢者の居住支援に係る関係団体（東京都居住支援法人、不動産団体2団体、区）との包括連携協定を締結した。また、お部屋探しサポート事業を、各総合支所で開始し、地域展開を図った。
- ユニバーサルデザイン推進条例に基づく届出制度を運用し、官民間わず建築物等の整備の推進を図った。また、ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期に基づき、毎年度、全25事業の点検・評価・改善といったスパイラルアップの取組みによる事業の進展を図っている。すべての歩行者が安心して快適に移動できるまちづくりを目指し、路上にベンチ等を設置するための検討会（世田谷区座れる場づくり検討会）を設置し、路上へのベンチ等設置基準の策定に取り組んでいる。普及啓発等

については、UDの普及啓発冊子を発行し、区民への理解を促した。

◆課題

- 住宅改修支援については、予防改修はいつの時点で実施することが効果的であるか、設備改修は一部対象となる工事が介護保険制度と重複があることから、費用負担のあり方含め、事業見直しが課題である。また、改修後、介護予防や要介護状態の重度化防止、生活の質の向上に繋がっているか、という評価の実施ができていない。
- 民間賃貸住宅において、高齢者や障害者に対する孤独死や近隣トラブルなどの不安によりオーナーから入居を拒まれるケースが多い。

3 在宅医療・介護連携の推進

(1) 「在宅医療」の区民への普及啓発

▶取組み状況

- 人生の最終段階の過ごし方の選択肢を知り、自分自身がどう過ごしたいかを考える機会を提供するため、在宅療養に関するシンポジウムを行なった。また、地区連携医事業を活用して、在宅医療をテーマにした区民向けのミニ講座を実施している。

◆課題

- 医療や介護を受けながら住み慣れた自宅で生活する「在宅医療」を区民に周知するとともに、もしもの時に自分が受けたい治療やケアを家族や医療・介護関係者など信頼できる身近な人と繰り返し話し合うACP(アドバンス・ケア・プランニング：人生会議)について普及していく必要がある。

(2) 様々な在宅医療・介護情報の共有推進

▶取組み状況

- 在宅療養相談窓口に寄せられた在宅医療に関する事例について、地区連携医事業の研修会で検討を行い、在宅療養相談窓口ガイドの作成へつなげた。
- ACP(アドバンス・ケア・プランニング：人生会議)について医師とあんしんすこやかセンターでの話し合いを通じて医療職・介護職への周知・普及を図った。
- ケアマネジャーが連絡しやすい時間帯を医療機関ごとに表示した「ケアマネタイム」や病院やケアマネジャーが入退院の際に必要な情報をまとめた「医療と介護の連携シート」について、集団指導等の場で周知した。

◆課題

- 在宅医療ニーズの増大に対応するためには、地域の医療と介護のネットワークの構築だけでなく、病院と地域のネットワークの構築が重要であることから、入院や退院の際に、患者の状態に合わせて適切な医療・介護が提供できる体制の構築を目指していく必要がある。
- 医療職・介護職の連携をより一層深めるため、既存のツールを見直し、改善するな

ど、効果的な活用について検討していく必要がある。

(3) 医療職・介護職のネットワークづくり

▶ 取組み状況

- これまでの在宅医療電話相談センターに代わり、各あんしんすこやかセンターに「在宅療養相談窓口」を設置し、相談事業とともに、在宅医療に関する周知も行なった。また、新たに民間の医療系ノウハウを取り入れ、相談支援の充実を図った。
- 患者の状態像に合わせた適切なリハビリを提供するため、都の委託事業である区西南部地域リハビリテーション支援事業を実施する医療法人を支援しながら、研修や事例検討の実施を通じて、医療職・介護職のリハビリに対する知識・理解の向上を図った。

◆課題

- 高齢者が寝たきりになることを予防し、地域で生涯にわたり生き生きと生活するため、東京都保健医療計画では急性期から回復期、そして生活期での一貫したリハビリの実施や地域リハビリテーション支援体制の充実が課題とされている。区においても病院などの医療機関のリハビリ職や介護施設や地域のリハビリ事業所にいるリハビリ職などが連携できる体制の構築を支援していく必要がある。

事業名等	29年度 実績	30年度計画 (実績)	元年度計画 (実績)	2年度計画 (実績見込み)
区民の在宅医療に関する認知度（区民意識調査）	60.4%	64% (76.2%)	68% (77.9%)	72% (74.0%)
在宅療養相談件数 (※目標値を修正)	—	2,000件 (11,092件)	10,000件 (11,327件)	10,000件 (10,000件)
多職種連携研修受講者数	275人	270人 (301人)	280人 (271人)	290人 (486人※)

※ オンライン開催。

4 認知症施策の総合的な推進

(1) 認知症施策の総合的な推進

▶ 取組み状況

- 相談・支援体制では、身近な地区でタイムリーに相談できるよう、あんしんすこやかセンターごとに認知症専門相談員を配置するとともに、28地区で地区型の「もの忘れチェック相談会」を実施し、各地域で医師の講話と個別相談を組み合わせた啓発型の「もの忘れチェック講演会」を実施した。
- 認知症初期集中支援チーム事業については、認知症在宅生活サポートセンター運営事業者への事業委託を開始し、全地域を専従で実施する体制を整え、支援の即応性が向上した。
- 認知症の人を介護している家族への支援として、家族の会、家族心理相談、介護者のためのストレスケア講座を実施し、家族介護者等の心理的負担の軽減を図った。

- 認知症カフェへの支援として、区内 39 か所で運営されている認知症カフェの情報を一覧にしたカフェハンドブックを作成し配布した。
- 認知症の人への支援として、「本人交流会事業」を立ち上げ、認知症の人同士が主になって語り合い、意見等を発信する場づくりに取り組んだ。
- 認知症サポーターの活躍の場づくりとして、認知症サポーターステップアップ講座を実施し、ボランティアを募集している認知症カフェ団体と認知症サポーターのマッチングを行ない、実践活動につなげた。また、認知症サポーターフォローアップ講座を新たに実施し、認知症サポーターの活動状況の把握と活動の継続支援に取り組んだ。
- 令和2年4月の認知症在宅生活サポートセンター開設に向け、委託事業者と区が併行運営し、都認知症疾患医療センターやかかりつけ医、あんしんすこやかセンター、家族会等との連携を深め、地域のネットワークづくりに取り組んだ。

事業名等	29年度 実績	30年度計画 (実績)	元年度計画 (実績)	2年度計画 (実績見込み)
あんすこでのもの忘れ相談での早期対応・早期支援（継続相談の実人数のうち2回以上相談した人数）	1,191人	1,200人 (1,026人)	1,250人 (951人)	1,300人 (750人)
認知症初期集中支援チーム訪問実人数	66人	80人 (80人)	110人 (101人)	140人 (110人)
認知症カフェ未設置地区数 [カフェの数]	3地区 [36か所]	3地区 [36か所] (3地区 [40か所])	2地区 [37か所] (2地区 [39か所])	1地区 [38か所] (2地区 [38か所])
認知症サポーターの養成人数 [累計概数] ※元・2年度の計画値を上方修正	3,230人 [28,119人]	1,320人 [27,400人] (3,539人 [31,658人])	2,000人 [33,658人] (3,191人 [34,849人])	2,500人 [36,158人] (1,270人 [36,119人])
キャラバン・メイト登録人數(累計概数)	159人	180人 (193人)	200人 (240人)	230人 (258人)

◆課題

- 高齢化の進展に伴い、認知症高齢者が増え続けるなか、いまだ認知症に関する正しい理解の不足等から認知症への偏見や差別があり、認知症の人やその家族が地域社会から孤立したり、適切な支援に結びつかないなどの現状がある。
このため、子どもから大人まで多くの人に認知症への理解が深められるよう、様々な媒体や機会を活用し、認知症の人の声を積極的に発信した普及啓発を行っていく必要がある。また、家族介護者等が孤立せず、仲間づくりや学びあいを通して社会参加ができるよう、身近な地区に家族会や認知症カフェ等の出かけることができる場づくりが必要である。

そして、地域で見守る体制づくりが強化できるよう、認知症サポーターの活躍の場づくりを拡充するとともに、地域住民同士のネットワークづくりを推進していく必要がある。

5 地域で支えあう仕組みづくりの推進

(1) 支えあい活動の推進

▶取組み状況

- 社会福祉協議会では、ふれあいサービス協力会員の広域的な調整、介護予防・日常生活支援総合事業の支えあいサービスの調整、シルバー人材センターのサービスの紹介、NPO団体が提供するサービスの紹介、民間のサービスの案内など、生活支援サービスを総合的にコーディネートし、高齢者の困りごとの解決を支援した。
- 支えあいサービスについては、社会福祉協議会、シルバー人材センターと連携し、担い手が増加したことにより、マッチングが図られ、利用料の見直しを実施したことで、利用者数が増加した。
- 社会福祉協議会職員(生活支援コーディネーター)が、地区の社会資源の訪問調査や地域ケア会議への出席、まちづくりセンター及びあんしんすこやかセンターと連携した地区アセスメントの取組み等を通じて地域の課題を把握・分析した。
- 地域の活動団体やサービス提供主体等が参加する地区(第二層)の協議体を開催し、居場所や生活支援サービスなど新たな社会資源を創出した。また、社会福祉法人や生活支援NPO団体、地域活動団体等、学識経験者等が参加する全区(第一層)の協議体では、各地区の取組みを共有するとともに地区での生活支援サービスの仕組みづくり等の検討を進めた。
- 高齢者が地域活動に参加するきっかけの一つとして、「せたがやシニアボランティア・ポイント事業」を実施した。事業に参加するための高齢者向けの研修を定期的に開催するとともに、ボランティアが活躍できる場所の拡充を図った。

事業名等	29年度 実績	30年度計画 (実績)	元年度計画 (実績)	2年度計画 (実績見込み)
社会福祉協議会地域支えあい活動登録団体数	755団体	785団体 (796団体)	800団体 (833団体)	815団体 (626団体)
社会福祉協議会地域支えあい活動延べ参加者数	214,364人	214,000人 (231,023人)	243,000人 (203,282人)	246,000人 (55,000人)
せたがやシニアボランティア・ポイント事業研修修了者数	2,646人	2,900人 (2,874人)	3,150人 (3,075人)	3,400人 (3,156人)
せたがやシニアボランティア・ポイント事業登録施設数	148か所	165か所 (157か所)	175か所 (158か所)	185か所 (160か所)

◆課題

- 生活支援に対応する、地域人材の育成に努めているが、まだまだ足りていない。
- 支えあいサービスについては、適切なマッチングを図るため、引き続き担い手の確保に努めるとともに、地域で支えあう互助の意識を醸成していく必要がある。
- シニアボランティア・ポイント事業については、社会状況を踏まえながら、地域活動への参加者を増やす工夫をする必要がある。また、高齢者が参加しやすいように登録施設数を増やす必要がある。
- 空き家活用を希望する団体は多いが、相談物件の多くが耐震改修の必要な古い物件であるため、所有者に多額の改修費用の負担がかかるなど、活用の対象となる物件が少ない。

(2) 高齢者見守り施策の推進

▶取組み状況

- 民生委員ふれあい訪問では、区やサービス事業者との関わりがない高齢者を訪問し、世帯状況や健康状態等を確認するとともに、必要に応じてあんしんすこやかセンター等の相談窓口や区の福祉サービス等を案内した。
- 高齢者安心コールでは、訪問援助サービスの対応件数を増やすため、高齢者安心コールの訪問援助サービスをシニアボランティア・ポイントの対象とするほか、訪問援助サービスボランティアを対象とした研修を実施した。
- 認知症により外出先から家に戻れなくなる可能性がある方にステッカーを配付し、高齢者安心コールを通じて緊急連絡先に連絡が取れるようにする高齢者見守りステッカー事業を実施している。
- 事業者との見守り協定締結数は21事業所・組合等となり、年1回、連絡協議会を開催し、情報共有及び交流を図っている。

事業名等	29年度 実績	30年度計画 (実績)	元年度計画 (実績)	2年度計画 (実績見込み)
あんしんすこやかセンターによる見守りが必要な高齢者の把握	22,623件	28,600件 (23,891件)	31,600件 (25,009件)	34,600件 (22,500人)
高齢者安心コール電話訪問登録者数	319人	340人 (339人)	370人 (317人)	390人 (325人)

- 避難行動要支援者支援事業の協定締結団体は、合計101団体となった。
- 指定避難所等での生活が困難な要介護高齢者を一時的に受け入れる福祉避難所（高齢者）は、計55施設となった（令和2年3月）。災害時の行動の可視化をテーマにした実動訓練を行うとともに、標準版BCPマニュアルの充実に取り組んだ。
- 在宅避難者への見守りでは、民生委員・児童委員の協力を得ながら、社会福祉協議会の災害サポートや「命のバトン」、介護サービスネットワークによる見守り活動等の役割を活用した連携体制づくりを進めた。

◆課題

- 民生委員ふれあい訪問においては、民生委員の高齢化、対象となる高齢者のさらなる増加、児童委員としての役割の比重の増大が見込まれる。また、表札のない（居住者の確認できない）オートロックの集合住宅の増加、就労やデイサービス等の利用による不在、特殊詐欺の増加に伴う調査への警戒感等から、年々、訪問による調査は困難となってきている。
- 福祉避難所（高齢者）では、引き続き協定施設の拡充に取り組むとともに、広く区民に周知を図り理解と協力を求める必要がある。

（3）権利擁護の推進

▶ 取組み状況

- 区民成年後見人を養成し、区民成年後見支援員として登録するとともに、連絡会や研修会を実施し、さらなる知識やスキルの向上を図った。また、判断能力が十分でない高齢者等で、親族等が家庭裁判所に後見等開始を申立てることが困難な方に対し、区が親族等に代わって後見等開始の審判の申立てを実施する区長申立てを実施している。
- リーフレットやホームページなどを活用し、制度の普及を図るとともに、弁護士等の専門職種やあんしんすこやかセンター、信用金庫等と連携して、老い支度講座を開催するなど、制度の早期利用を働きかけた。また、専門職種と連携し、成年後見制度の普及や成年後見センターの運営、地域のネットワークづくりなどについて検討するとともに、あんしんすこやかセンター等の相談機関と連携して事例検討を行うなど、地域との連携や制度の適切な運営を推進した。

事業名等	29年度 実績	30年度計画 (実績)	元年度計画 (実績)	2年度計画 (実績見込み)
成年後見センターでの相談件数	1,534件	1,620件 (1,389件)	1,640件 (1,242件)	1,660件 (1,450件)
区民成年後見人登録者数	147人	165人 (159人)	185人 (165人)	205人 (173人)
区長申立て件数	46件	60件 (67件)	65件 (52件)	70件 (50件)

- 民生委員、介護サービス事業者、医師会、警察等をメンバーとする高齢者虐待対策地域連絡会を開催し、事例等を共有するなどネットワークの充実を図った。また、具体的な対応方法をテーマとした研修を実施し、職員や介護サービス事業者等の対応力の向上を図った。
- 分離が必要な事例には一時保護施設への入所、やむを得ない事由による特別養護老人ホームへの入所措置を行うなど、高齢者の安全を図った。（一時保護施設への入所が平成30年度は4名、令和元年度は8名。やむを得ない措置が平成30年度は6名、令和元年度は2名。）

- 消費者安全確保地域協議会では、活動マニュアル・相談事例等の情報提供と共有を行い、研修会を実施した。福祉部門や関係事業者とのきめ細やかな連携により、消費者被害の発覚や救済に繋がる事例が73件報告された。
- 消費生活相談においては、高齢者の消費者被害相談専用電話を設け、高齢者が相談しやすい環境を確保している。

◆課題

- 認知症高齢者やひとり暮らし高齢者数の増加と比較して、成年後見制度利用者数は増えておらず、引き続き制度の普及啓発が課題となっている。また、親族後見人に特化した相談も求められている。
- 区長申立てのニーズは虐待や消費者被害などで顕在化し、全体として増加傾向にあるが、その手前の申立てを促進していく必要がある。また、権利擁護支援のため、本人や家族、後見人を取り巻く地域の関係機関と連携し、制度利用を必要とする人の早期把握に向け、地域で支えあうネットワークづくりが必要である。
- 虐待の早期発見や被虐待高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、様々な関係者との連携を強化していく必要がある。また、養介護施設従事者等による虐待が増加傾向にあるため、施設職員に対する研修等の支援を強化する必要がある。
- 消費者被害の防止では、高齢者を見守る関係者との連携をさらに推進する必要がある。また、被害救済を図るため、弁護士の支援を依頼しているが、さらに各部門の専門家の活用も検討し、解決困難な案件に着実に対応することが必要である。

6 サービスの質の向上、福祉・介護人材の確保及び育成

(1) サービスの質の向上

▶取組み内容

- 苦情報告書及び事故報告書の提出については、区ホームページや事業者からの照会、各種説明会など機会を捉えて、繰り返し提出の必要性の意識づけや周知徹底を継続的に実施している。また、保健福祉サービス向上委員会において、苦情・事故報告書提出の促進や事故報告書の活用、事業所の育成・支援、行政内部の標準化などについて検討し、その内容をもとに提言書を作成した。
- 区に指定権限のある地域密着型サービス、居宅介護支援を中心に、実地指導及び集団指導を行った。(実地指導件数：平成30年度：82事業所、令和元年度：89事業所) また、新たに導入した介護保険指定事業者等管理システム等を活用し、効率的かつ効果的な指定及び指導に努めた。さらに、地域密着型サービス事業所における運営推進会議の適切な運営が図られるよう実地指導などの機会を通じて指導・助言等を行った。
- 都の補助金を活用して、事業者がサービス内容を評価する機関と契約し、第三者評価を受審することについて補助金を交付している。
- 保健福祉サービス苦情審査会に関する情報提供を図り、苦情申立てに関する適正な対応を継続するとともに、苦情報告書の内容を検証し、検証過程における苦情審査

会委員からの意見や指摘について、担当所管への情報提供を行っている。また、苦情・相談対応能力の向上に向けて、職員や相談機関を対象とした研修を継続して実施している。

第三者評価受審数＜都補助を活用し、区が受審費を補助しているもの、または区が受審しているもの＞
(か所数)

事業名等	29年度 実績	30年度計画 (実績)	元年度計画 (実績)	2年度計画 (実績見込み)
認知症高齢者グループホーム	31	37 (33)	37 (29)	42 (29)
区立特別養護老人ホーム	3	—	—	3 (3)

◆課題

- 事象が発生した際に、苦情報告書及び事故報告書を積極的に提出することが、サービスの質の向上につながり、さらには、勤務する職員や事業所運営に良い効果を与えるものであるという考え方のもと、あらゆる機会を捉えて繰り返し周知し、考え方を定着させ、実践につなげていくことが、継続的な課題である。
- 「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について」において、実地指導における「標準確認項目」及び「標準確認文書」、所要時間の短縮等が示されているが、当該指針に基づき実施した場合、文書等の確認が十分に行えず、サービスの質の確保や介護給付の適正化に結びつけられないことが思料される。
- 都の補助率の変更によって受審状況に変動が起きることがあり、当該事業の利用を考えている方々にとっては、利用しにくくなることがある。
- 小規模事業者の中には、業務の多忙等から第三者評価の実施について、理解が得にくい事例がある。
- 苦情・相談対応能力向上研修については、実際にあった苦情事例や対応が困難だった事例などを分析・検証しながら、教材として活用すること等で職員の対応能力を向上させる必要がある。

(2) 福祉・介護人材の確保及び育成・定着支援

▶取組み状況

- ハローワーク等との共催による就職面接・相談会や介護施設等見学会を実施したほか、介護職員初任者研修の受講料助成を行うなど、介護サービス事業所への就労支援を行った。また、職員の採用にかかる経費助成や介護業務における負担軽減のための物品購入費助成を行なった。
- 福祉人材育成・研修センターでは、介護職員の育成・専門性向上を図るため職層や職務等に応じた研修のほか、性的マイノリティの理解促進に関する研修などを実施し、平成30年度、令和元年度とも延べ約2,600名が受講した。
- 介護福祉士実務者研修の受講費用や介護福祉士の資格取得にかかる経費、登録ヘルパーの研修受講に対する助成のほか、特別養護老人ホーム等の介護事業者が行う職場内研修等への助成を行うなど、人材の育成・定着を支援した。

- 定着率向上（離職防止）をテーマにしたセミナーの実施やメンタルヘルス相談事業のほか、介護ロボットやICT機器の導入経費の一部を助成するなど、定着促進に向けた取組みを進めた。
- 福祉・介護の仕事に対する理解促進とイメージアップを図るため、介護未経験者を主な対象とした「入門的研修（21時間）」を実施したほか、小学生及びその保護者を対象とした親子体験事業を区内20か所の特養ホームで開催し、児童と保護者183名の参加があった。また、区内特養ホーム施設長会との共催により「福祉・介護のおしごとフェア」を開催した。

◆課題

- 多様な人材の参入を促すため、働くメニューの多様化とターゲットに応じたアプローチを工夫する必要がある。介護の仕事に対する職業イメージを改善するために、社会全体に正しく情報を伝える（発信する）必要がある。
- 日々の業務を行いながら研修等の学習時間を確保することは、人材不足の状況もあり難くなっている。集合研修に参加しやすいよう曜日や時間帯の工夫をしているが、参加する（させる）時間がないとの声があるほか、人材育成にあたり事業所内に指導できる職員がいない、との声がある。
- 令和元年度世田谷区介護保険実態調査報告書（事業者編）では、平成30年度に離職した従業員のうち、在籍年数3年未満の職員が全体の7割強を占めている。早期離職防止はもとより、介護人材の他産業への流出防止が課題である。また、子育てや介護を理由とした離職も少なくないことから、仕事との両立が可能な職場環境づくりも求められる。

7 介護保険制度の円滑な運営

(1)～(3)は、「資料編 3 介護保険の状況」を参照。

(4) 介護給付の適正化

▶取組み状況

国の「介護給付適正化計画」に関する指針に基づき、都と連携を図り「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「住宅改修・福祉用具点検」「縦覧点検・医療情報との突合」「介護給付費通知」「給付実績の活用」について実施目標を定め取り組んだ。

◆課題

- 介護保険制度の信頼を高め、持続可能な制度を維持するため、国第8期の「介護給付適正化計画」に関する指針に基づき、引き続き介護給付の適正化に取り組む必要がある。また、実施にあたっては、認定者数、介護サービス事業所数、サービスの利用者数が多い区の状況を踏まえ、効率的で効果的に取り組む必要がある。

(5) 制度の趣旨普及・低所得者対策

▶取組み状況

- 介護保険制度の趣旨普及を図るため、リーフレット、小冊子等により、制度のあらましや制度改正について周知を行った。
- 介護サービス事業所には、区ホームページやFAX情報便を活用して、介護保険制度に関することや区の事業・研修などの様々な情報を提供した。
- 区独自の保険料負担の減額制度により低所得者の方の介護保険料の減額を行った。また、介護サービス利用時の利用者負担分の軽減のため、「高額介護（介護予防）サービス費」、「高額医療合算介護（介護予防）サービス費」、「特定入所者介護（介護予防）サービス費」を実施するとともに、より生計が困難な低所得者を対象に、利用者負担分の一部を助成する「生計困難者等に対する利用者負担額軽減事業」を区独自の助成も含めて実施した。

◆課題

- 第8期介護保険制度改正の内容について、区民や事業所への周知が必要である。
- 災害等発生時に、介護サービス事業所に迅速に情報を提供する必要がある。
- 第8期の低所得者対策について、第7期の状況及び第8期の制度改正を考慮しながら検討していく必要がある。

2

高齢者の状況

(1) 男女別・地域別人口

人口：単位（人）

	全区	男	女	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
総人口	921,556	436,552	485,004	254,512	154,460	226,568	164,681	121,335
65歳以上人口	184,691	77,332	107,359	48,736	30,678	46,525	33,891	24,861
総人口に占める割合	20.04%	17.71%	22.14%	19.15%	19.86%	20.53%	20.58%	20.49%
70歳以上人口	143,773	57,727	86,046	37,840	24,019	36,077	26,365	19,472
総人口に占める割合	15.60%	13.22%	17.74%	14.87%	15.55%	15.92%	16.01%	16.05%
75歳以上人口	98,205	36,703	61,502	25,720	16,645	24,326	18,052	13,462
総人口に占める割合	10.66%	8.41%	12.68%	10.11%	10.78%	10.74%	10.96%	11.09%
80歳以上	62,503	21,574	40,929	16,259	10,652	15,410	11,509	8,673
総人口に占める割合	6.78%	4.94%	8.44%	6.39%	6.90%	6.80%	6.99%	7.15%
90歳以上	13,972	3,661	10,311	3,604	2,451	3,622	2,512	1,783
総人口に占める割合	1.52%	0.84%	2.13%	1.42%	1.59%	1.60%	1.53%	1.47%
100歳以上	477	73	404	126	81	136	84	50
総人口に占める割合	0.05%	0.02%	0.08%	0.05%	0.05%	0.06%	0.05%	0.04%
後期高齢者の割合 (75歳以上 ／65歳以上)	53.17%	47.46%	57.29%	52.77%	54.26%	52.29%	53.26%	54.15%

住民基本台帳 令和2年4月

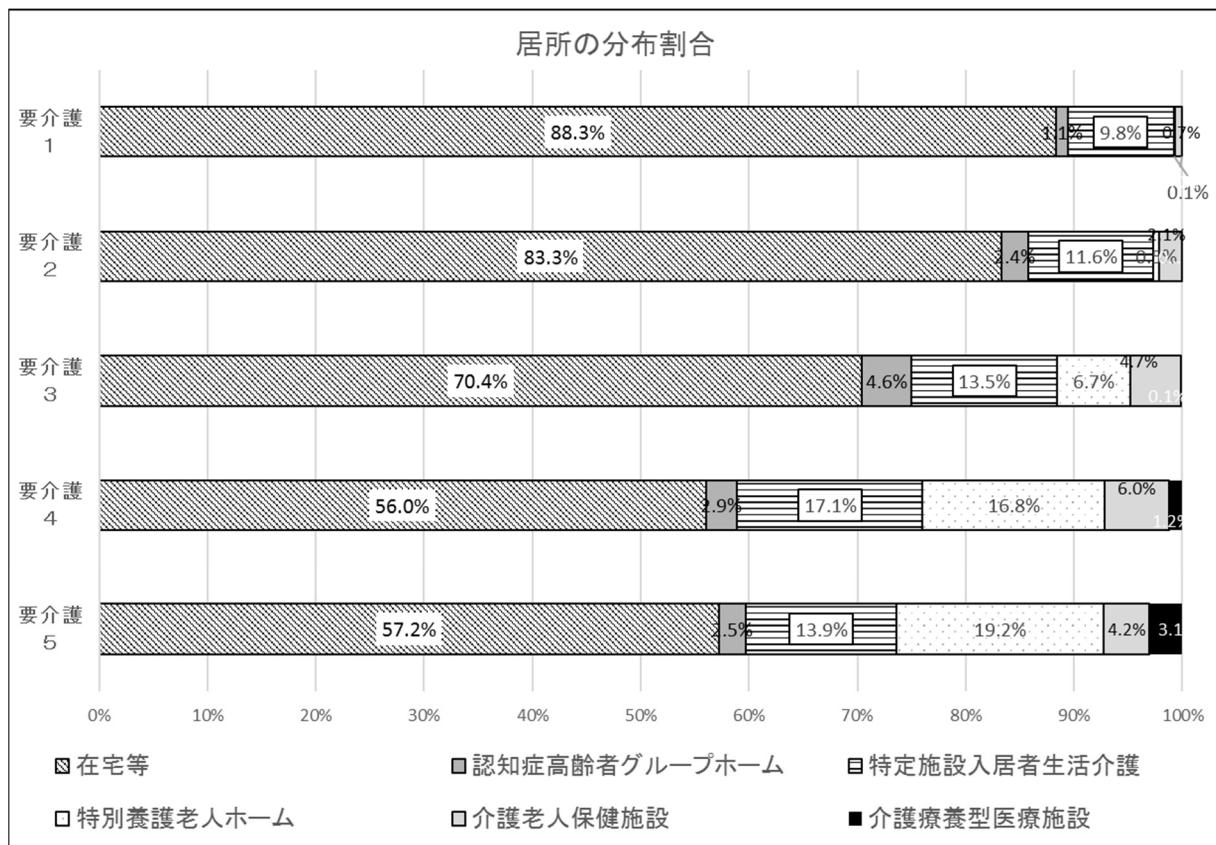
(2) 要介護認定者の居所（要介護度別）

令和元年9月給付審査分

単位：人

	在宅等	認知症高齢者グループホーム	特定施設入居者生活介護	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
要介護1	7,086	87	784	7	56	1
要介護2	6,221	181	863	40	159	3
要介護3	4,024	263	770	383	271	6
要介護4	3,001	154	918	899	321	65
要介護5	2,774	122	673	929	204	149

※「在宅等」には、サービス付き高齢者住宅、住宅型有料老人ホームを含む。



第2回高齢者福祉・介護保険部会資料より

3

介護保険の状況

(1) 要介護・要支援認定者の状況

(単位:人)

区分 ※認定者数は2号被保険者除く	平成29年度	平成30年度	令和元年度	伸び率	
				29~30年度	30~元年度
全国	要介護認定者数①	6,282,408	6,452,585	6,558,324	2.7% 1.6%
	第1号被保険者数②	34,879,036	35,251,985	35,544,861	1.1% 0.8%
	要介護認定率①/②	18.0%	18.3%	18.5%	- -
東京都	要介護認定者数①	579,233	594,330	608,092	2.6% 2.3%
	第1号被保険者数②	3,098,055	3,119,829	3,140,236	0.7% 0.7%
	要介護認定率①/②	18.7%	19.1%	19.4%	- -
東京区部	要介護認定者数①	392,386	400,697	409,219	2.1% 2.1%
	第1号被保険者数②	2,049,690	2,059,450	2,068,210	0.5% 0.4%
	要介護認定率①/②	19.1%	19.5%	19.8%	- -
世田谷区	要介護認定者数①	38,341	38,756	39,505	1.1% 1.9%
	第1号被保険者数②	183,267	184,415	185,692	0.6% 0.7%
	要介護認定率①/②	20.9%	21.0%	21.3%	- -
区分 ※認定者数は2号被保険者含む	平成29年度	平成30年度	令和元年度	伸び率	
				うち2号	29~30年度 30~元年度
全国	要支援1	877,891	12,205	927,688	5.7% 0.7%
	要支援2	880,319	19,455	925,524	5.1% 2.0%
	要支援小計	1,758,210	31,660	1,853,212	32,712 5.4% 1.4%
	要介護1	1,294,212	22,208	1,323,102	21,468 2.2% 2.2%
	要介護2	1,124,344	27,310	1,137,175	27,147 1.1% 1.7%
	要介護3	851,635	17,846	866,569	17,620 1.8% 1.5%
	要介護4	785,013	14,793	801,079	14,669 2.0% 2.1%
	要介護5	599,346	16,535	601,279	16,215 0.3% 0.2%
	要介護小計	4,654,550	98,692	4,729,204	97,119 1.6% 1.7%
	計	6,412,760	130,352	6,582,416	129,831 2.6% 1.6%
東京都	要支援1	91,407	1,146	94,182	1,108 3.0% 2.8%
	要支援2	76,325	1,635	79,038	1,775 3.6% 4.4%
	要支援小計	167,732	2,781	173,220	2,883 3.3% 3.5%
	要介護1	118,638	2,103	122,080	2,093 2.9% 1.7%
	要介護2	100,300	2,661	102,822	2,734 2.5% 2.1%
	要介護3	74,921	1,802	76,710	1,758 2.4% 1.6%
	要介護4	71,515	1,458	72,771	1,461 1.8% 3.0%
	要介護5	58,751	1,819	59,525	1,869 1.3% 0.3%
	要介護小計	424,125	9,843	433,908	9,915 2.3% 1.8%
	計	591,857	12,624	607,128	12,798 2.6% 2.3%
世田谷区	要支援1	5,316	53	5,075	41 -4.5% 5.5%
	要支援2	4,935	74	5,351	96 8.4% 7.9%
	要支援小計	10,251	127	10,426	137 1.7% 6.7%
	要介護1	7,811	136	7,341	122 -6.0% -4.6%
	要介護2	6,768	159	7,462	184 10.3% 3.5%
	要介護3	5,296	108	5,231	103 -1.2% 2.8%
	要介護4	4,819	75	4,912	85 1.9% 0.2%
	要介護5	4,113	112	4,139	124 0.6% -0.7%
	要介護小計	28,807	590	29,085	618 1.0% 0.2%
	計	39,058	717	39,511	755 1.2% 1.9%

出典：介護保険事業状況報告（各年度3月末現在）

(単位:人)

区分 ※認定者数は2号被保険者含む	認定者数			構成比		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全國	要支援1	877,891	927,688	934,336	13.7%	14.1%
	要支援2	880,319	925,524	944,440	13.7%	14.1%
	要支援小計	1,758,210	1,853,212	1,878,776	27.4%	28.2%
	要介護1	1,294,212	1,323,102	1,351,698	20.2%	20.1%
	要介護2	1,124,344	1,137,175	1,156,016	17.5%	17.3%
	要介護3	851,635	866,569	879,622	13.3%	13.2%
	要介護4	785,013	801,079	817,695	12.2%	12.2%
	要介護5	599,346	601,279	602,475	9.3%	9.1%
	要介護小計	4,654,550	4,729,204	4,807,506	72.6%	71.8%
	計	6,412,760	6,582,416	6,686,282	100.0%	100.0%
東京都	要支援1	91,407	94,182	96,824	15.4%	15.5%
	要支援2	76,325	79,038	82,490	12.9%	13.0%
	要支援小計	167,732	173,220	179,314	28.3%	28.5%
	要介護1	118,638	122,080	124,189	20.0%	20.1%
	要介護2	100,300	102,822	104,933	16.9%	16.9%
	要介護3	74,921	76,710	77,948	12.7%	12.6%
	要介護4	71,515	72,771	74,938	12.1%	12.0%
	要介護5	58,751	59,525	59,697	9.9%	9.8%
	要介護小計	424,125	433,908	441,705	71.7%	71.5%
	計	591,857	607,128	621,019	100.0%	100.0%
世田谷区	要支援1	5,316	5,075	5,356	13.6%	12.8%
	要支援2	4,935	5,351	5,773	12.6%	13.5%
	要支援小計	10,251	10,426	11,129	26.2%	26.4%
	要介護1	7,811	7,341	7,006	20.0%	18.6%
	要介護2	6,768	7,462	7,721	17.3%	18.9%
	要介護3	5,296	5,231	5,376	13.6%	13.2%
	要介護4	4,819	4,912	4,924	12.3%	12.4%
	要介護5	4,113	4,139	4,109	10.5%	10.5%
	要介護小計	28,807	29,085	29,136	73.8%	73.6%
	計	39,058	39,511	40,265	100.0%	100.0%

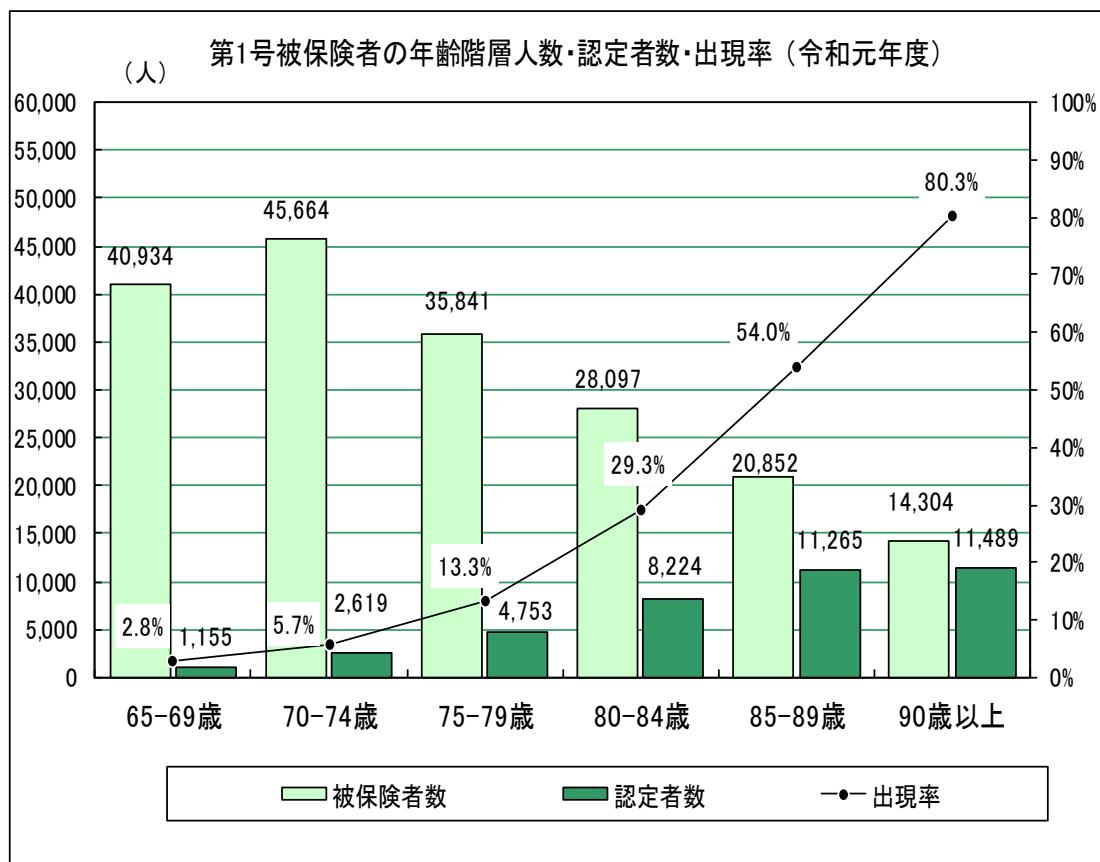
出典：介護保険事業状況報告（各年度3月末現在）

【参考】-① 年齢階層別認定者数の推移

(各年度3月末現在)

(単位:人)

区分 ※認定者数は2号 被保険者含む	平成29年度			平成30年度			令和元年度			
	被保険者数	認定者数	出現率	被保険者数	認定者数	出現率	被保険者数	認定者数	出現率	
認定者数計	-	39,058	-	-	39,511	-	-	40,265	-	
2号 40-64歳	324,883	717	0.2%	331,377	755	0.2%	337,724	760	0.2%	
1号 65歳以上	183,267	38,341	20.9%	184,415	38,756	21.0%	185,692	39,505	21.3%	
前期 高齢	65-69歳	46,562	1,335	2.9%	43,370	1,244	2.9%	40,934	1,155	2.8%
	70-74歳	41,470	2,546	6.1%	43,253	2,515	5.8%	45,664	2,619	5.7%
	小計	88,032	3,881	4.4%	86,623	3,759	4.3%	86,598	3,774	4.4%
後期 高齢	75-79歳	33,763	4,524	13.4%	35,623	4,663	13.1%	35,841	4,753	13.3%
	80-84歳	28,871	8,748	30.3%	28,463	8,499	29.9%	28,097	8,224	29.3%
	85-89歳	19,674	10,905	55.4%	20,109	10,977	54.6%	20,852	11,265	54.0%
	90歳以上	12,927	10,283	79.5%	13,597	10,858	79.9%	14,304	11,489	80.3%
	小計	95,235	34,460	36.2%	97,792	34,997	35.8%	99,094	35,731	36.1%
認定者の後期高齢者率	-	88.2%	-	-	88.6%	-	-	88.7%	-	



第1号被保険者数・認定者数は介護保険事業状況報告より

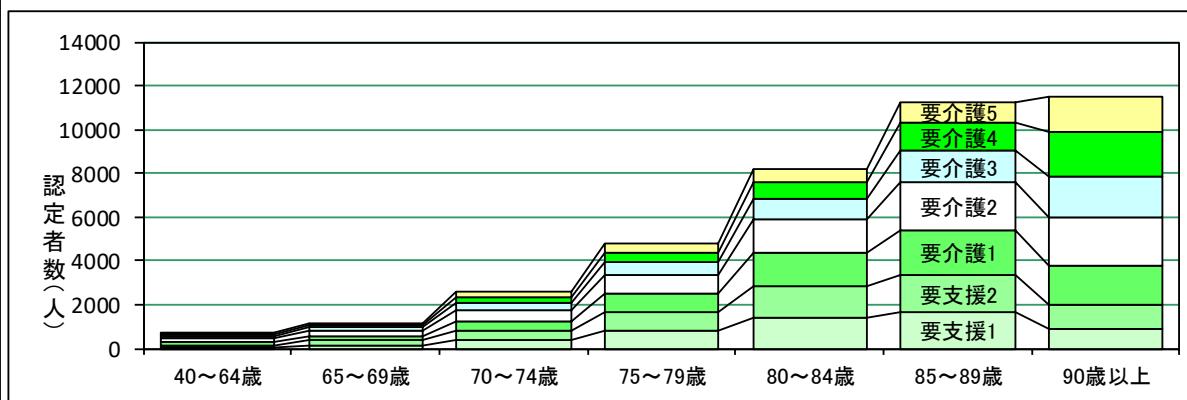
第2号被保険者数は世田谷区住民基本台帳より(外国人を含む)

※出現率は各年齢階層別被保険者数に占める要介護(支援)認定者の割合

【参考】-② 要介護・要支援認定者の年齢階層別内訳・構成比

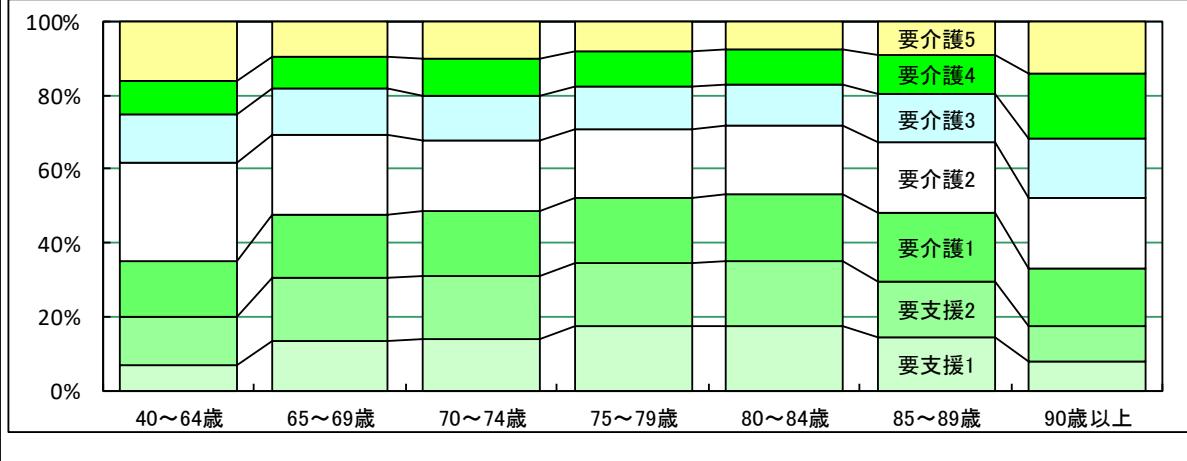
令和2年3月末現在。(単位:人)

	要支援1	要支援2	要支援計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護計	合計	構成比
40～64歳	51	99	150	118	201	101	68	122	610	760	1.9%
65～69歳	156	198	354	196	253	141	103	108	801	1,155	2.9%
70～74歳	363	454	817	453	510	316	261	262	1,802	2,619	6.5%
前期高齢者	519	652	1,171	649	763	457	364	370	2,603	3,774	9.4%
75～79歳	828	810	1,638	830	904	539	456	386	3,115	4,753	11.8%
80～84歳	1,442	1,425	2,867	1,500	1,534	914	791	618	5,357	8,224	20.4%
85～89歳	1,618	1,709	3,327	2,091	2,138	1,474	1,237	998	7,938	11,265	28.0%
90歳以上	898	1,078	1,976	1,818	2,181	1,891	2,008	1,615	9,513	11,489	28.5%
後期高齢者	4,786	5,022	9,808	6,239	6,757	4,818	4,492	3,617	25,923	35,731	88.7%
合計	5,356	5,773	11,129	7,006	7,721	5,376	4,924	4,109	29,136	40,265	100%



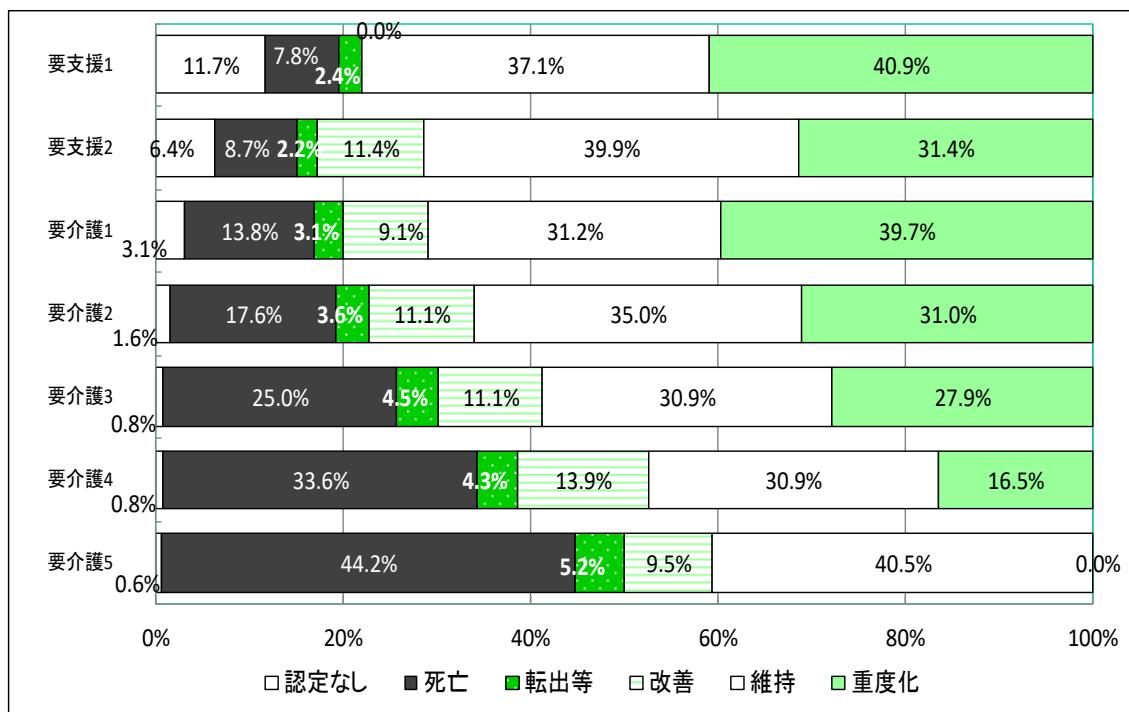
②年齢階層別・要介護度構成比(各年齢階層ごと上位3位までの要介護度を網掛けしている)

	要支援1	要支援2	要支援計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護計	合計
40～64歳	6.7%	13.0%	19.7%	15.5%	26.4%	13.3%	8.9%	16.1%	80.3%	100%
65～69歳	13.5%	17.1%	30.6%	17.0%	21.9%	12.2%	8.9%	9.4%	69.4%	100%
70～74歳	13.9%	17.3%	31.2%	17.3%	19.5%	12.1%	10.0%	10.0%	68.8%	100%
前期高齢者	13.8%	17.3%	31.0%	17.2%	20.2%	12.1%	9.6%	9.8%	69.0%	100%
75～79歳	17.4%	17.0%	34.5%	17.5%	19.0%	11.3%	9.6%	8.1%	65.5%	100%
80～84歳	17.5%	17.3%	34.9%	18.2%	18.7%	11.1%	9.6%	7.5%	65.1%	100%
85～89歳	14.4%	15.2%	29.5%	18.6%	19.0%	13.1%	11.0%	8.9%	70.5%	100%
90歳以上	7.8%	9.4%	17.2%	15.8%	19.0%	16.5%	17.5%	14.1%	82.8%	100%
後期高齢者	13.4%	14.1%	27.4%	17.5%	18.9%	13.5%	12.6%	10.1%	72.6%	100%
合計	13.3%	14.3%	27.6%	17.4%	19.2%	13.4%	12.2%	10.2%	72.4%	100%



【参考】-③ 要介護・要支援認定者の2年後の状況(29年度末から元年度末の変化)

		令和元年度末 (単位:人)					
		更新なし			更新結果		
		認定なし	死亡	転出等	改善	維持	重度化
平成29年度末	要支援1	5,433	637	426	130	2,017	2,223
	要支援2	4,985	318	434	108	569	1,990
	要介護1	7,973	244	1,104	251	724	2,484
	要介護2	6,933	112	1,218	252	772	2,429
	要介護3	5,409	41	1,351	242	598	1,670
	要介護4	4,968	39	1,668	212	692	1,537
	要介護5	4,257	26	1,881	220	404	820
計		39,958	1,417	8,082	1,415	3,759	13,853
							11,432



【参考】

更新した方の要介護度の変化

		令和元年度末 (単位:人)							改善	維持	重度化
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5			
平成29年度末	要支援1	2,017	995	580	316	166	118	48	2,017	2,223	
	要支援2	569	1,990	689	526	159	127	65	569	1,990	1,566
	要介護1	196	528	2,484	1,855	663	453	195	724	2,484	3,166
	要介護2	63	168	541	2,429	1,210	642	298	772	2,429	2,150
	要介護3	23	53	120	402	1,670	1,043	464	598	1,670	1,507
	要介護4	11	28	59	199	395	1,537	820	692	1,537	820
	要介護5	7	9	21	51	71	245	1,726	404	1,726	
計		2,886	3,771	4,494	5,778	4,334	4,165	3,616	3,759	13,853	11,432

←改善 維持 重度化→

※本資料の認定者の状況は、令和2年度に区独自でデータを抽出し、集計したものである。要介護認定の新規認定は申請日に遡って効力を発生するなどから、データの抽出時点によって認定者数が変動することが生じる。そのため、本資料の認定者数は他に記載の認定者数と一致しない場合がある。

例) 平成29年度末時点の集計では、認定申請中のため認定者数に計上されない方が、令和2年度に平成29年度末の認定者数を再集計するとな計上される。

(2) サービス利用者数

(単位:人)

区分 ※利用者数は2号被保険者含む	サービス受給者数			構成比		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全国	要支援1	278,369	287,561	304,963	5.2%	5.2%
	要支援2	428,182	450,806	480,449	7.9%	8.1%
	要支援小計	706,551	738,367	785,412	13.1%	13.3%
	経過的要介護	0	0	0	0.0%	0.0%
	要介護1	1,257,620	1,292,990	1,329,511	23.3%	23.3%
	要介護2	1,182,842	1,205,070	1,229,408	21.9%	21.8%
	要介護3	903,504	924,566	941,914	16.7%	16.7%
	要介護4	781,105	803,220	821,604	14.5%	14.5%
	要介護5	568,247	573,869	578,975	10.5%	10.4%
	要介護小計	4,693,318	4,799,715	4,901,412	86.9%	86.7%
	計	5,399,869	5,538,082	5,686,824	100.0%	100.0%
東京都	要支援1	22,330	24,083	26,394	4.5%	4.7%
	要支援2	31,952	34,376	37,711	6.5%	6.8%
	要支援小計	54,282	58,459	64,105	11.0%	11.5%
	経過的要介護	0	0	0	0.0%	0.0%
	要介護1	117,158	121,196	123,904	23.8%	23.9%
	要介護2	109,567	112,816	114,628	22.3%	22.2%
	要介護3	82,761	84,657	85,749	16.8%	16.7%
	要介護4	72,493	74,167	75,502	14.7%	14.6%
	要介護5	55,307	56,388	56,274	11.3%	11.1%
	要介護小計	437,286	449,224	456,057	89.0%	88.5%
	計	491,568	507,683	520,162	100.0%	100.0%
世田谷区	要支援1	1,169	1,195	1,394	3.5%	3.5%
	要支援2	1,733	1,950	2,408	5.2%	5.7%
	要支援小計	2,902	3,145	3,802	8.7%	9.2%
	経過的要介護	0	0	0	0.0%	0.0%
	要介護1	7,707	7,235	7,040	23.1%	21.2%
	要介護2	7,479	8,233	8,601	22.4%	24.2%
	要介護3	6,035	6,062	6,163	18.1%	17.8%
	要介護4	5,202	5,335	5,290	15.6%	15.7%
	要介護5	4,006	4,074	4,049	12.0%	12.0%
	要介護小計	30,429	30,939	31,143	91.3%	90.8%
	計	33,331	34,084	34,945	100.0%	100.0%

出典:介護保険事業状況報告(各年度3月審査(2月サービス)分)

利用者数は同報告における居宅・地域密着・施設各サービス受給者数の合計であり、一部利用者の重複を含む。

(3) 給付実績（介護給付と予防給付の合計）

		第6期			第7期			単位：千円	
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (A)	実績見込み (B)	令和2年度	前年比 増減率 (B/A-1)
居宅 サービス	訪問介護	7,467,215	7,335,621	7,366,916	7,190,175	7,146,334	7,214,808	12.3%	1.0%
	訪問入浴介護	534,814	489,881	494,006	484,473	443,711	431,842	0.7%	-2.7%
	訪問看護	2,424,330	2,730,637	3,000,916	3,169,654	3,345,494	3,637,841	6.2%	8.7%
	訪問リハビリテーション	227,188	251,419	300,763	330,324	341,344	366,744	0.6%	7.4%
	居宅療養管理指導	1,249,119	1,345,166	1,465,187	1,562,554	1,670,118	1,735,579	3.0%	3.9%
	通所介護	8,506,936	5,735,937	5,355,049	5,407,615	5,385,676	5,656,761	9.7%	5.0%
	通所リハビリテーション	752,761	772,881	775,979	746,073	824,251	886,038	1.5%	7.5%
	短期入所生活介護	969,937	1,001,752	1,047,559	977,555	938,293	988,021	1.7%	5.3%
	短期入所療養介護	135,132	143,493	149,139	127,874	173,596	107,342	0.2%	-38.2%
	特定施設入居者生活介護	8,622,189	8,647,703	9,242,935	9,527,241	9,963,208	10,448,670	17.8%	4.9%
	福祉用具貸与	1,785,627	1,877,242	1,995,447	2,029,988	2,049,828	2,160,681	3.7%	5.4%
	特定福祉用具購入費	92,683	91,230	88,871	82,211	78,990	91,662	0.2%	16.0%
地域 密着 型 サービス	住宅改修	269,909	237,065	226,209	201,114	199,108	185,000	0.3%	-7.1%
	居宅介護支援・介護予防支援	3,161,061	3,202,893	3,231,583	3,337,894	3,393,073	3,550,505	6.1%	4.6%
	合計	36,198,901	33,862,920	34,740,558	35,174,744	35,953,024	37,461,493	64.0%	4.2%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	307,238	294,305	281,049	404,977	378,166	422,531	0.7%	11.7%
	夜間対応型訪問介護	65,958	56,886	53,370	58,257	53,011	143,554	0.2%	170.8%
	地域密着型通所介護	—	2,552,814	2,878,843	2,866,472	2,937,378	3,157,564	5.4%	7.5%
	認知症対応型通所介護	641,808	654,795	620,797	589,100	593,519	546,347	0.9%	-7.9%
	小規模多機能型居宅介護	406,674	454,397	538,013	624,707	627,680	636,542	1.1%	1.4%
	認知症対応型共同生活介護	2,269,518	2,367,237	2,506,738	2,519,549	2,552,724	2,616,589	4.5%	2.5%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0.0%	—
施設 サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	6,917	6,427	50,075	249,759	298,843	310,468	0.5%	3.9%
	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	511	3,986	71,248	121,973	161,020	194,400	0.3%	20.7%
	合計	3,698,624	6,390,847	7,000,135	7,434,795	7,602,341	8,027,995	13.7%	5.6%
	介護老人福祉施設	6,519,719	6,538,572	6,635,803	6,748,809	7,460,535	8,612,703	14.7%	15.4%
	介護老人保健施設	3,904,675	3,879,277	3,748,423	3,588,630	3,391,935	3,475,515	5.9%	2.5%
介護療養型医療施設	介護療養型医療施設	1,476,946	1,349,084	1,180,040	1,038,657	962,737	791,459	1.4%	-17.8%
	介護医療院	—	—	—	8,862	49,297	209,610	0.4%	325.2%
	合計	11,901,339	11,766,933	11,564,266	11,384,958	11,864,504	13,089,287	22.3%	10.3%
	総給付費（実績値）	51,798,864	52,020,700	53,304,959	53,994,498	55,419,869	58,578,775	100.0%	5.7%
総給付費（計画値）		53,754,699	55,007,300	57,583,853	59,989,217	64,721,321	69,380,846		
対計画値 乖離額		-1,955,835	-2,986,601	-4,278,894	-5,994,719	-9,301,453	-10,802,071		
対計画値 乖離率		-3.6%	-5.4%	-7.4%	-10.0%	-14.4%	-15.6%		

※介護保険事業状況報告より作成。（東日本大震災による臨時特例補助金分を含む。）

※給付費（千円未満四捨五入）、構成比は四捨五入により内訳の計と合計が一致しない場合がある。

4

日常生活圏域（まちづくりセンター単位）の状況

(1) 高齢者の状況

総合支所	まちづくりセンター	面積(km ²)	人口(人)	高齢者人口(人)	高齢化率(%)	世帯数(世帯)	高齢者がいる世帯数				高齢者がいる世帯率(%)	うち高齢単身・高のみ世帯率	
								高齢単身者世帯数	高齢者のみ世帯数	その他高齢者がある世帯			
世田谷	池尻	1.186	24,540	4,176	17.02	14,669	3,107	1,504	731	872	21.18	15.24	
	太子堂	1.048	24,225	4,062	16.77	15,468	3,055	1,496	674	885	19.75	14.03	
	若林	1.165	27,688	4,994	18.04	16,492	3,770	1,854	818	1,098	22.86	16.20	
	上町	2.564	53,876	10,606	19.69	27,570	7,735	3,430	2,004	2,301	28.06	19.71	
	経堂	2.918	51,420	10,630	20.67	28,457	7,831	3,630	1,993	2,208	27.52	19.76	
	下馬	2.079	43,596	9,000	20.64	23,664	6,595	2,905	1,680	2,010	27.87	19.38	
	上馬	1.364	29,167	5,268	18.06	17,279	3,875	1,792	943	1,140	22.43	15.83	
		12.324	254,512	48,736	19.15	143,599	35,968	16,611	8,843	10,514	25.05	17.73	
北沢	梅丘	1.604	28,417	5,750	20.23	16,328	4,214	1,887	1,005	1,322	25.81	17.71	
	代沢	1.025	17,737	3,537	19.94	9,973	2,550	1,057	662	831	25.57	17.24	
	新代田	1.419	25,637	4,848	18.91	16,071	3,529	1,589	910	1,030	21.96	15.55	
	北沢	0.979	18,622	3,805	20.43	11,811	2,842	1,346	672	824	24.06	17.09	
	松原	1.502	29,632	5,706	19.26	17,804	4,193	1,934	1,044	1,215	23.55	16.73	
	松沢	2.123	34,415	7,032	20.43	18,469	5,164	2,291	1,293	1,580	27.96	19.41	
		8.652	154,460	30,678	19.86	90,456	22,492	10,104	5,586	6,802	24.87	17.35	
玉川	奥沢	1.206	22,433	5,073	22.61	11,651	3,655	1,576	1,014	1,065	31.37	22.23	
	九品仏	1.244	17,567	3,890	22.14	9,672	2,804	1,225	749	830	28.99	20.41	
	等々力	2.882	39,686	7,971	20.09	19,727	5,789	2,477	1,577	1,735	29.35	20.55	
	上野毛	2.537	33,236	7,138	21.48	16,246	5,178	2,223	1,386	1,569	31.87	22.21	
	用賀	2,472	36,836	7,250	19.68	18,908	5,333	2,456	1,306	1,571	28.20	19.90	
	二子玉川	2,049	27,884	5,264	18.88	13,607	3,847	1,718	1,053	1,076	28.27	20.36	
	深沢	3.419	48,926	9,939	20.31	24,189	7,240	3,066	1,935	2,239	29.93	20.67	
		4,532	226,568	46,525	20.53	114,000	33,846	14,741	9,020	10,085	29.69	20.84	
砧	祖師谷	1.669	27,025	6,252	23.13	13,593	4,573	2,094	1,195	1,284	33.64	24.20	
	成城	2.261	23,138	5,932	25.64	10,520	4,233	1,746	1,204	1,283	40.24	28.04	
	船橋	1.873	39,231	7,327	18.68	18,727	5,511	2,674	1,285	1,552	29.43	21.14	
	喜多見	3.973	32,709	6,340	19.38	15,476	4,678	2,048	1,149	1,481	30.23	20.66	
	砧	3.773	42,578	8,040	18.88	20,211	5,858	2,520	1,532	1,806	28.98	20.05	
		13.549	164,681	33,891	20.58	78,527	24,853	11,082	6,365	7,406	31.65	22.22	
烏山	上北沢	1.716	24,790	5,167	20.84	13,869	3,849	1,859	970	1,020	27.75	20.40	
	上祖師谷	2.162	32,612	6,185	18.97	15,789	4,484	1,882	1,183	1,419	28.40	19.41	
	烏山	3.837	63,933	13,509	21.13	34,617	9,994	4,632	2,521	2,841	28.87	20.66	
		7.715	121,335	24,861	20.49	64,275	18,327	8,373	4,674	5,280	28.51	20.30	
		合計	4,574,528	921,556	184,691	20.04	490,857	135,486	60,911	34,488	40,087	27.60	19.44

住民基本台帳 令和2年4月1日

(2) 要介護認定者の状況

総合支所	まちづくりセンター	要支援1	要支援2	小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計	令和2年3月31日現在(単位:人)	
											認定者数合計	うち1号被保険者
											認定者数	認定率
世田谷	池尻	135	149	284	131	141	122	90	84	568	852	837 20.0%
	太子堂	98	137	235	128	176	123	84	74	585	820	803 19.8%
	若林	133	150	283	183	208	143	119	109	762	1,045	1,018 20.4%
	上町	282	353	635	390	388	280	231	215	1,504	2,139	2,083 19.6%
	経堂	337	360	697	409	466	294	242	211	1,622	2,319	2,272 21.4%
	下馬	221	240	461	323	333	236	236	165	1,293	1,754	1,716 19.1%
	上馬	136	126	262	181	218	135	130	95	759	1,021	1,001 19.0%
		1,342	1,515	2,857	1,745	1,930	1,333	1,132	953	7,093	9,950	9,730 20.0%
北沢	梅丘	145	183	328	234	253	173	126	111	897	1,225	1,188 20.7%
	代沢	100	110	210	131	144	113	81	86	555	765	752 21.3%
	新代田	130	185	315	221	203	137	100	108	769	1,084	1,063 21.9%
	北沢	100	127	227	163	183	125	138	107	716	943	917 24.1%
	松原	147	187	334	231	244	151	120	125	871	1,205	1,172 20.5%
	松沢	207	215	422	301	341	194	183	129	1,148	1,570	1,542 21.9%
		829	1,007	1,836	1,281	1,368	893	748	666	4,956	6,792	6,634 21.6%
玉川	奥沢	149	181	330	194	191	146	124	109	764	1,094	1,078 21.2%
	九品仏	93	120	213	108	144	101	114	83	550	763	745 19.2%
	等々力	232	232	464	236	276	203	181	120	1,016	1,480	1,440 18.1%
	上野毛	234	200	434	232	274	154	151	139	950	1,384	1,356 19.0%
	用賀	212	216	428	277	264	181	150	144	1,016	1,444	1,398 19.3%
	二子玉川	124	152	276	169	191	130	131	88	709	985	967 18.4%
	深沢	291	293	584	315	354	216	232	203	1,320	1,904	1,866 18.8%
		1,335	1,394	2,729	1,531	1,694	1,131	1,083	886	6,325	9,054	8,850 19.0%
砧	祖師谷	175	215	390	283	271	203	167	120	1,044	1,434	1,398 22.4%
	成城	129	189	318	200	247	177	148	156	928	1,246	1,219 20.5%
	船橋	192	247	439	260	326	203	193	153	1,135	1,574	1,533 20.9%
	喜多見	127	201	328	241	306	203	180	153	1,083	1,411	1,374 21.7%
	砧	186	209	395	251	362	226	205	156	1,200	1,595	1,551 19.3%
		809	1,061	1,870	1,235	1,512	1,012	893	738	5,390	7,260	7,075 20.9%
鳥山	上北沢	188	130	318	190	214	148	140	119	811	1,129	1,111 21.5%
	上祖師谷	227	167	394	214	223	163	162	146	908	1,302	1,269 20.5%
	烏山	495	395	890	526	453	320	316	243	1,858	2,748	2,672 19.8%
		910	692	1,602	930	890	631	618	508	3,577	5,179	5,052 20.3%
住所地特例	123	100	223	270	313	366	445	349	1,743	1,966	1,951	-
合計	5,348	5,769	11,117	6,992	7,707	5,366	4,919	4,100	29,084	40,201	39,292	21.3%

※日常生活圏域別の認定者数は区独自に集計しているため、国のデータをもとにしている他の数字と一致しない。

※日常生活圏域(まちづくりセンター)の認定者は区内在住のみ。区外在住の認定者については、住所地特例として記載。

(3) 介護保険サービスの状況

		令和2年3月31日現在																								
総合支所	まちづくりセンター	居宅サービス							地域密着型サービス																	
		居宅介護支援	訪問介護	訪問看護	訪問リハビリ	通所介護	通所リハビリ	短期入所生活介護	認知症対応型通所介護	認知症高齢者グループホーム	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護看護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型通所介護											
世田谷	池尻	3	4	1		3	103			1	24	1	18													
	太子堂	9	12	5		3	81	1	30	1	54				1	15										
	若林	5	8	1		2	50					1	27		1	15										
	上町	12	13	7	1	9	299	2	50	1	10	2	24	2	27	7	82									
	経堂	17	22	6	1	6	180			2	24	2	36	1	150	9	115									
	下馬	5	3	2	1	3	110		3	15	2	22	2	36		3	38									
	上馬	11	7	2	1	3	89	1	55				1	18		2	15									
		62	69	24	4	29	912	4	135	5	79	7	94	9	162	1	150	1	300	4	107	0	0	23	280	
北沢	梅丘	5	7	1		1	22			1	12														7	81
	代沢	6	6	1	1	1	33	1	10																2	20
	新代田	6	6	3				1	32			1	3	1	18										4	44
	北沢	5	4	2		2	63			2	50	1	12												2	28
	松原	12	14	4	2	4	130	1	80			1	12			1	6								7	74
	松沢	7	8	1		2	54					1	12												10	121
		41	45	12	3	10	302	3	122	2	50	5	51	1	18	1	6	0	0	0	0	0	0	0	32	368
玉川	奥沢	9	6	2	1	4	123						1	27					1	29					3	49
	九品仏	8	9	4		1	35					1	12	1	18											
	等々力	9	9	3	1	3	91	1	8	2	15	1	12	1	18					1	29				7	88
	上野毛	5	4	3	1	3	90					1	12	2	45	1	30					1	24	4	38	
	用賀	16	12	7		7	237			1	8			2	36	1	17					1	29	5	73	
	二子玉川	7	9	4	2	2	73	1	50	2	48	1	3	1	9									1	10	
	深沢	14	11	5	1	4	116	1	26	1	12			1	27	1	20			2	58				14	175
		68	60	28	6	24	765	3	84	6	83	4	39	9	180	3	67	0	0	4	116	2	53	34	433	
砧	祖師谷	13	11	2	2	1	38	1	127					2	36										9	112
	成城	7	7	7	1	2	56			2	28	3	31			1	30	1	22						5	66
	船橋	8	7	3	3	3	85			1	10	2	15	4	81					2	54				3	43
	喜多見	7	9	2	2	5	165	4	80	2	28	2	24	9	162					1	25				3	33
	砧	9	9	4		1	65	1	20	1	4	1	3	3	54										5	74
		44	43	18	8	12	409	6	227	6	70	8	73	18	333	1	30	1	22	3	79	0	0	25	328	
烏山	上北沢	6	7	2		2	115			2	29			1	27					1	29					
	上祖師谷	8	6	3		5	158			2	25	3	26	3	63										6	60
	烏山	25	23	6	1	10	294	2	73	4	39	2	15	3	45	2	90			1	29				14	175
		39	36	11	1	17	567	2	73	8	93	5	41	7	135	2	90	0	0	2	58	0	0	20	235	
		合計	254	253	93	22	92	2,955	18	641	27	375	29	298	44	828	8	343	2	322	13	360	2	53	134	1,644

国民健康保険団体連合会事業所台帳を主たる資料として集計

※保険医療機関・薬局は、介護保険サービス事業所としてみなし指定されるため、介護保険サービス事業所として活動中の事業所を集計

※小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の人数は登録定員

(4) 介護保険施設及び医療施設等の状況

令和2年4月1日現在

総合支所	まちづくりセンター	介護保険施設			有料老人ホーム		サービス付き高齢者向け住宅	うち特定施設入居者生活介護	都市型特定施設入居者生活介護	高齢者住宅	医療							
		特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設							診療所	診療所	歯科	病院	医療型療養病床・再掲	薬局		
世田谷	池尻													9	19	2		8
	太子堂		1 130	2 97	1 47						1 10	51	36	4	4 399	27		
	若林							1 6			3 37	27	26			13		
	上町	1 58	1 63		7 242	3 162				1 20	3 30	42	33	1		21		
	経堂				3 378	3 378	2 63				3 51	63	59	2	2 163	28		
	下馬	3 184			2 139	2 139					1 8	29	22			10		
	上馬										1 33	29	17	1		11		
		4 242	2 193	2 97	13 806	8 679	3 69	0 0	1 20	12 169	250	212	10 6	562	118			
北沢	梅丘				1 30	1 30					1 14	31	30			15		
	代沢											20	23			10		
	新代田										1 19	20	25			11		
	北沢	1 100										36	24	1		10		
	松原		1 100		2 135	2 135					1 12	34	28	1 1	92	14		
	松沢						1 33			1 20	2 28	23	29			17		
		1 100	1 100	0 0	3 165	3 165	1 33	0 0	1 20	5 73	164	159	2 1	92	77			
玉川	奥沢				2 91	1 79						13	17	2		9		
	九品仏				1 42							31	32			12		
	等々力	2 112			8 372	7 365					1 14	41	35	1		12		
	上野毛				3 126	2 89	4 321	1 75			3 40	26	20	1 1	200	13		
	用賀	1 58			10 978	7 579	4 226				2 29	42	37	1		15		
	二子玉川	1 144	1 156		6 278	4 184					1 41	40	41	1		11		
	深沢	1 96	1 50		7 343	4 274	1 19			1 10	2 43	48	39			21		
		5 410	2 206	0 0	37 2230	25 1570	9 566	1 75	1 10	9 167	241	221	6 1	200	93			
砧	祖師谷				4 178	3 169	1 38	1 38			2 34	17	22	1 1	26	13		
	成城	3 183			5 402	4 344	2 109			1 10		47	28	1		13		
	船橋	3 289			8 383	6 362	1 83			2 40	1 20	24	20	1 1	201	11		
	喜多見	2 150	3 236		8 465	8 465	1 53			2 40		25	20			11		
	砧	1 60	1 77		3 196	2 134				1 20	1 19	28	23	1		11		
		9 682	4 313	0 0	28 1624	23 1474	5 283	1 38	6 110	4 73	141	113	4 2	227	59			
烏山	上北沢	2 129			2 118	2 118	2 77	1 40	1 20	2 47	20	14	1		10			
	上祖師谷	2 179			6 355	5 336	2 100	1 64		1 24	15	10	1		9			
	烏山	4 303	1 60		5 289	3 164	6 197			3 76	63	42	3		31			
		8 611	1 60	0 0	13 762	10 618	10 374	2 104	1 20	6 147	98	66	5 0 0	50				
合計		27 2,045	10 872	2 97	94 5,587	69 4,506	28 1,325	4 217	10 180	36 629	894 894	771 771	27 10 1,081	397				

※特別養護老人ホームは、定員29人以下の地域密着型特別養護老人ホーム（下馬、成城、上北沢の各圏域に1か所ずつ）。

いずれも定員29人）を含む。

(5) 支えあい活動等の状況

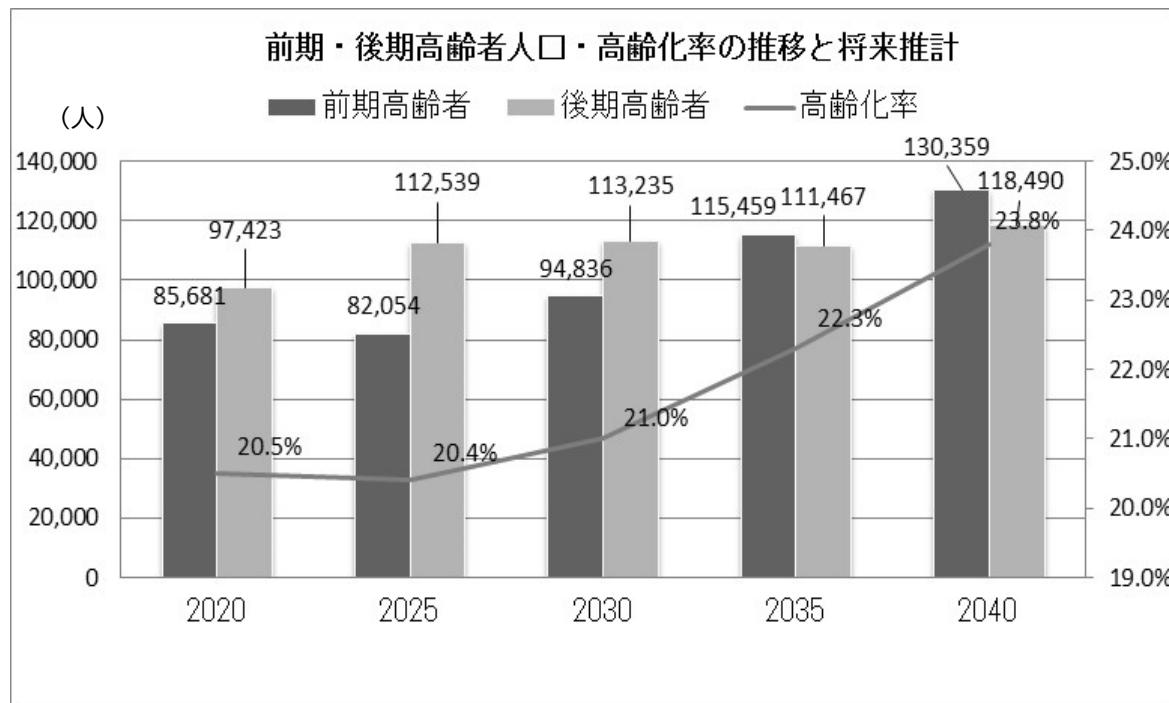
令和2年4月1日

総合支所	まちづくりセンター	民生・児童委員	会食サービス		支えあい活動			介護予防 地域デイサービス	認知症 カフェ	活動拠点、集会施設		高齢者 クラブ	
			グループ	利用者数	ふれあい・いきいきサロン	子育てサロン	支えあいミニディ			支えあい活動拠点	区民集会施設、高齢者集会所等		
世田谷	池尻	16		4	10	3	2		1	1	4	3	264
	太子堂	19		2	9	1	2		3		4	3	214
	若林	23		1	20	4	3	2	1	1	3	1	82
	上町	32	1	19	11	6	1	1	1		4	6	452
	経堂	29	7	119	25	7	2	2	1		6	2	232
	下馬	30		2	15	5	5	1	2	2	5	10	1,181
	上馬	19		9	14	2	10	2	1	2	3	4	314
		168	8	156	104	28	25	8	10	6	29	29	2,739
北沢	梅丘	20		13	22	0	0		1		3	2	136
	代沢	17	2	32	11	1	1		0		2	6	530
	新代田	18		2	12	0	2		1		5	3	322
	北沢	17		2	20	2	3	1	0		5	5	578
	松原	18		6	27	2	8		1	2	1	3	345
	松沢	25	1	15	21	2	0		3		3	3	441
		115	3	70	113	7	14	1	6	2	19	22	2,352
玉川	奥沢	16	2	76	23	4	0	2	2	1	3	2	260
	九品仏	13	1	26	17	3	0		1		2	1	165
	等々力	20		4	21	4	1	1	4	1	4	3	259
	上野毛	19	2	56	15	1	3		1	1	4	4	438
	用賀	17		9	20	7	1	1	1	2	8	2	157
	二子玉川	16	1	33	18	3	1	1	1			2	167
	深沢	28	2	40	38	5	2	1	2	1	5	3	144
		129	8	244	152	27	8	6	12	6	26	17	1,590
砧	祖師谷	20		9	35	4	1		1	1	2	1	44
	成城	18		16	18	1	1	1	1	1	2	1	216
	船橋	25	1	57	24	5	2	1	2	1	3	3	316
	喜多見	26		1	27	3	5		2	1	5	4	334
	砧	27	1	6	30	5	7		1	1	4	2	223
		116	2	89	134	18	16	2	7	5	16	11	1,133
烏山	上北沢	19		12	25	4	3		1	2	3	3	302
	上祖師谷	21	2	24	17	6	0	1	2		3	2	139
	烏山★	44	1	21	33	5	4	1	1	1	7	6	631
		84	3	57	75	15	7	2	4	3	13	11	1,072
	合計	612	24	616	578	95	70	19	39	22	103	90	8,886
		人	箇所	人	団体	団体	団体	団体	箇所	箇所	箇所	箇所	人
	★民生・児童委員の内訳: 烏山東24人・烏山西20人												

5

将来推計

(1) 前期・後期高齢者人口の将来推計（2040年まで）



	令和2年	令和7年推計	令和12年推計	令和17年推計	令和22年推計
	2020	2025	2030	2035	2040
人口	894,452	954,823	991,935	1,018,259	1,046,477
高齢者人口	183,104	194,593	208,071	226,926	248,849
高齢化率	20.5%	20.4%	21.0%	22.3%	23.8%
前期高齢者人口	85,681	82,054	94,836	115,459	130,359
後期高齢者人口	97,423	112,539	113,235	111,467	118,490
後期高齢者人口割合	53.2%	57.8%	54.4%	49.1%	47.6%

住民基本台帳（外国人除く）各年1月。推計は「平成29年7月世田谷区将来人口推計」から。

(2) 日常生活圏域別高齢者人口の将来推計

単位(人)

総合支所	まちづくりセンター	令和2年 (2020)
世田谷	池尻	4,173
	太子堂	4,058
	若林	5,007
	上町	10,531
	経堂	10,600
	下馬	8,990
	上馬	5,254
		48,613
北沢	梅丘	5,742
	代沢	3,541
	新代田	4,842
	北沢	3,800
	松原	5,730
	松沢	7,029
		30,684
玉川	奥沢	5,069
	九品仏	3,889
	等々力	7,929
	上野毛	7,105
	用賀	7,202
	二子玉川	5,232
	深沢	9,895
		46,321
砧	祖師谷	6,260
	成城	5,918
	船橋	7,301
	喜多見	6,343
	砧	8,028
		33,850
鳥山	上北沢	5,165
	上祖師谷	6,140
	鳥山	13,471
		24,776
	合計	184,244

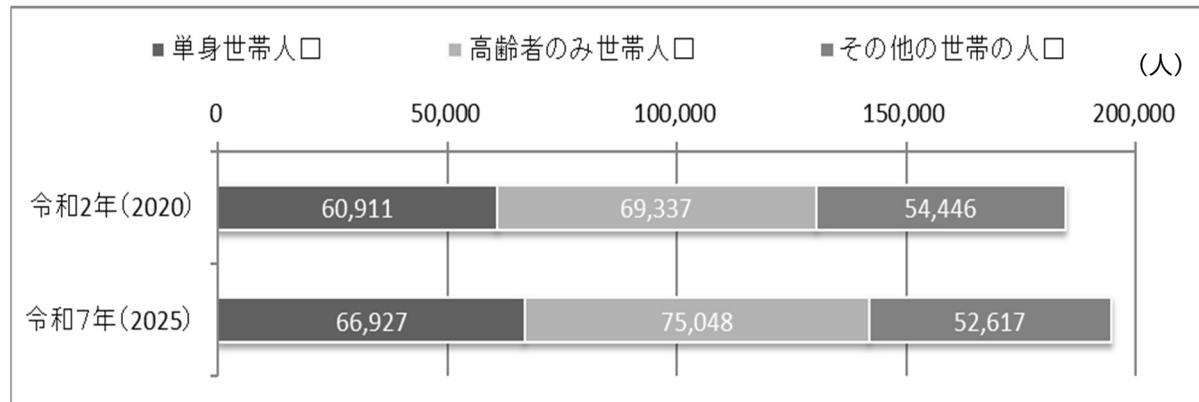
令和7年 (2025)推計	(参考)増減
4,427	254
4,305	247
5,311	304
11,171	640
11,244	644
9,536	546
5,573	319
51,568	2,955
6,016	274
3,710	169
5,073	231
3,981	181
6,004	274
7,365	336
32,149	1,465
5,379	310
4,127	238
8,413	484
7,539	434
7,642	440
5,552	320
10,500	605
49,151	2,830
6,727	467
6,360	442
7,846	545
6,817	474
8,628	600
36,378	2,528
5,284	119
6,282	142
13,782	311
25,349	573
194,594	10,350

令和2年1月の日常生活圏域別高齢者人口の比率を、「平成29年7月世田谷区将来人口推計」の地域別高齢者人口推計に合わせて算出。四捨五入して表示しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(3) ひとりぐらし高齢者人口の将来推計

単位（人）

	単身世帯人口	高齢者のみ世帯 人口	その他の世帯の 人口	計
令和2年(2020)	60,911	69,337	54,446	184,694
割合	33.0%	37.5%	29.5%	100%
令和7年(2025)推計	66,927	75,048	52,617	194,592
割合	34.4%	38.6%	27.0%	100%



「平成 29 年 7 月世田谷区将来人口推計」の高齢者人口に、住民基本台帳による単身世帯人口の変動傾向を照らして推計した。各年 1 月 1 日。外国人を除く。

(4) 認知症高齢者数の将来推計

●出現率の推移による将来推計

(単位：人)

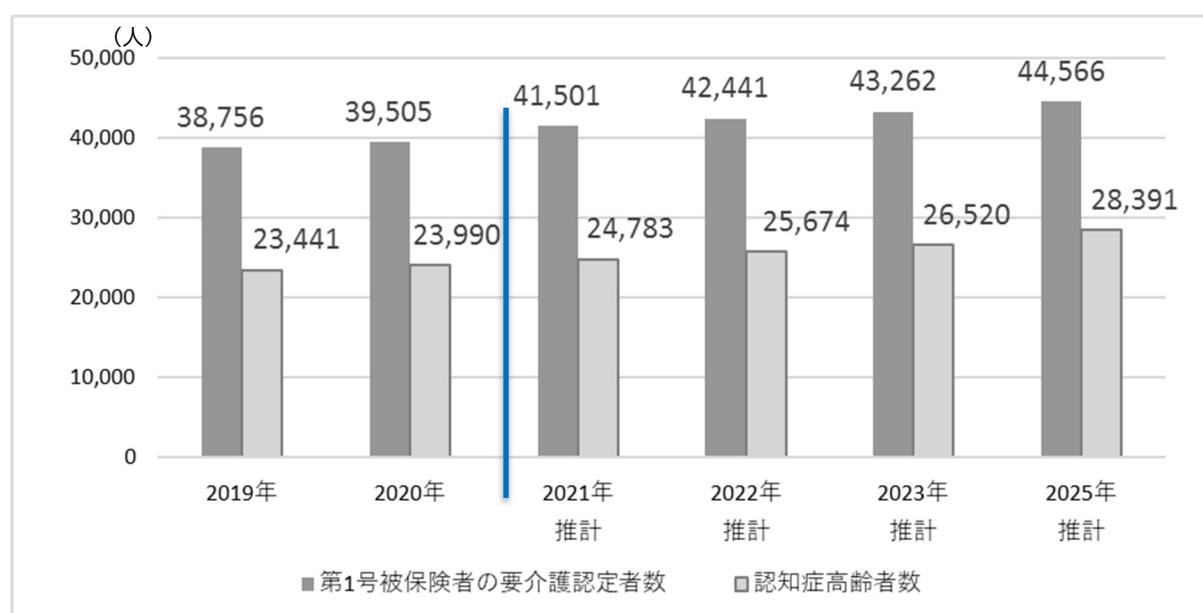
	令和元年	令和2年	令和3年 推計	令和4年 推計	令和5年 推計	令和7年 推計
	2019	2020	2021	2022	2023	2025
人口	976,469	921,556	912,894	924,423	935,274	954,823
高齢者人口	195,743	184,691	186,201	188,361	190,108	194,593
高齢化率 (%)	20.0	20.0	20.4	20.4	20.3	20.4
認知症高齢者の 出現率 (%)	12.8 ^{※1}	13.0 ^{※1}	13.3 ^{※3}	13.6 ^{※3}	14.0 ^{※3}	14.6 ^{※3}
認知症高齢者数	23,441 ^{※2}	23,990 ^{※2}	24,783 ^{※3}	25,674 ^{※3}	26,520 ^{※3}	28,391 ^{※3}

住民基本台帳 各年4月1日。推計は「平成29年7月世田谷区将来人口推計」より。

※1：65歳以上人口のうち要支援・要介護認定者でかつ認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上の人の出現率

※2：要支援・要介護認定者に占める認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上の人数

※3：要支援・要介護認定者のうち認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上の割合(%)の過去10か年の平均増加率(%)に基づき推計



(参考) 介護保険で利用できるサービスの概要

居宅サービス	(要支援1・2の方が受けられるサービスは介護予防サービス)	対象者
訪問介護	ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・排せつ・入浴などの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助を行う。	要介護1～5
訪問入浴介護	介護職員と看護職員が、浴槽を積んだ入浴車で居宅を訪問し、入浴の介助を行う。	要支援1・2 要介護1～5
訪問看護	看護師などが居宅を訪問し、病状の観察や療養上の世話、診療の補助などを行う。	要支援1・2 要介護1～5
訪問リハビリテーション	リハビリの専門職（理学療法士・作業療法士等）が居宅を訪問し、リハビリテーションを行う。	要支援1・2 要介護1～5
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導、助言等を行う。	要支援1・2 要介護1～5
通所介護	通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを日帰りで行う。	要介護1～5
通所リハビリテーション	医療機関や介護老人保健施設等で、リハビリテーションを日帰りで行う。	要支援1・2 要介護1～5
短期入所生活介護	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所し、日常生活上の世話や機能訓練などを行う。	要支援1・2 要介護1～5
短期入所療養介護	介護老人保健施設などに短期間入所し、看護・医学的な管理のもとで、介護やリハビリテーション、必要な医療を行う。	要支援1・2 要介護1～5
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している方に、日常生活上の世話や介護を提供する。	要支援1・2 要介護1～5
福祉用具貸与	車いすや歩行器など日常生活の自立を助けるために必要な福祉用具を貸与する。	要支援1・2 要介護1～5
特定福祉用具購入費の支給	入浴や排せつなどに使用する貸与になじまない福祉用具を購入した際に、1年間に10万円を上限に、費用の9割～7割を支給する。	要支援1・2 要介護1～5
居宅介護住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差の解消など、要件に該当する住宅改修を行った際に、1住宅につき20万円を上限に費用の9割～7割を支給する。	要支援1・2 要介護1～5

※ 要支援の方と要介護の方とでは、受けられるサービスの詳細が異なる場合がある。

ケアマネジメント	対象者
居宅介護支援	居宅で介護サービス等を利用するため、ケアマネジャーが、ケアプランの作成、事業者との利用調整などを行う。
介護予防支援	居宅で介護予防サービス等を利用するため、あんしんすこやかセンターが、介護予防ケアプランの作成、事業者との利用調整などを行う。

地域密着型サービス		(要支援1・2の方が受けられるサービスは 地域密着型介護予防サービス)	対象者
定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時の対応で、介護・看護を一体的に提供する。		要介護1～5
夜間対応型訪問 介護	夜間の定期巡回や、通報を受けての訪問により、排せつなどの介護その他の日常生活上の世話をを行う。		要介護1～5
地域密着型通所 介護	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを日帰りで行う。		要介護1～5
認知症対応型通 所介護	通所介護施設で認知症の方を対象に、日常生活上の世話や機能訓練などを日帰りで行う。	要支援1・2 要介護1～5	
小規模多機能型 居宅介護	「通い」を中心として、利用者の状況に応じ「宿泊」や「訪問」のサービスを組み合わせて提供する。	要支援1・2 要介護1～5	
認知症対応型共 同生活介護	共同生活をする住居に入居する認知症の方に、日常生活上の世話や機能訓練等を行う。	要支援2 要介護1～5	
地域密着型特定 施設入居者生活 介護	定員29人以下の小規模な有料老人ホームなどに入居している方に、日常生活上の世話や介護を提供する。		要介護1～5
地域密着型介護 老人福祉施設入 所者生活介護	常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所する定員29人以下の施設で、食事や排せつなどの介護や日常生活上の世話、療養上の世話をを行う。	原則、要介護 3～5が対象	
看護小規模多機 能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせてサービスを提供する。		要介護1～5

施設サービス		対象者
介護老人福祉施 設	常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所する施設で、食事や排せつなどの介護や日常生活上の世話、療養上の世話をを行う。	原則、要介護3 ～5が対象
介護老人保健施 設	病状が安定し、病院から退院した方などが在宅生活に復帰できるよう、医学的な管理のもとに、リハビリテーションを中心とした医療ケアを行う。	要介護1～5
介護療養型医療 施設	比較的病状が安定し、長期間の療養が必要な方が入所する医療施設で、医療や看護または介護を行う。 ※2023年度末までの経過措置サービス	要介護1～5
介護医療院	日常的に医学管理が必要な方に、長期療養のための医療や看護、日常生活上の世話をを行う。	要介護1～5

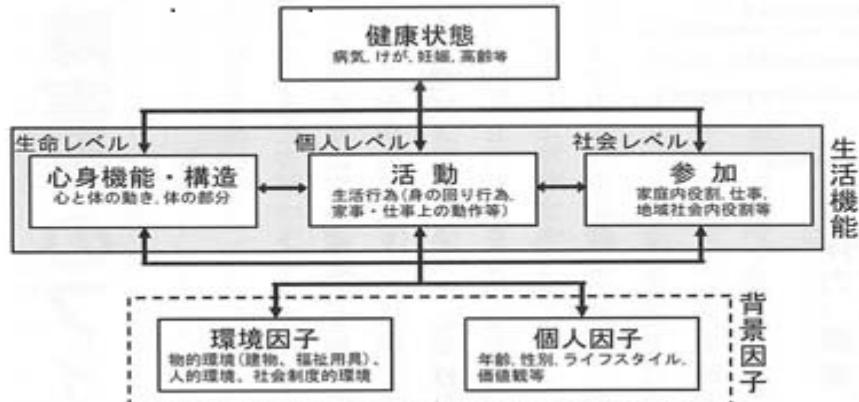
介護予防・生活支援サービス		対象者
訪問型サービス		
介護保険事業者によるサービス		
総合事業訪問 介護サービス	ホームヘルパーによる掃除、洗濯、調理、買い物等の生活支援及び、入浴介助などの身体的介助を行う。	要支援1・2 事業対象者
総合事業生活 援助サービス	ホームヘルパー等（一定の研修受講者を含む）による掃除、洗濯、調理、買い物等の生活支援を行う。	要支援1・2 事業対象者
住民参加型サービス		
支えあいサー ビス	住民等による掃除、洗濯物・布団干し、調理補助、買い物同行、ごみ出し等の簡易な家事援助を行う。	要支援1・2 事業対象者
短期集中型サービス		
専門職訪問指 導	理学療法士や管理栄養士等が訪問して、介護予防に必要な生活改善のためのアドバイス等を行う。	要支援1・2 事業対象者
通所型サービス		
介護保険事業者によるサービス		
総合事業通所 介護サービス	通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで行う。	要支援1・2 事業対象者
総合事業運動 器機能向上サ ービス	通所介護施設で、運動器機能向上プログラムを中心とした機能訓練などを日帰りで行う。	要支援1・2 事業対象者
住民主体型サービス		
地域デイサー ビス	住民やNPO法人が運営する定期的な「通いの場」で食事や介護予防を目的とした活動を行う。	要支援1・2 事業対象者
短期集中型サービス		
介護予防筋力 アップ教室	民間事業者が運営する短期集中型の教室で、筋力向上と介護予防の自己管理（セルフマネジメント）能力向上のためのプログラムを行う。	要支援1・2 事業対象者

(参考) 認知症高齢者の日常生活自立度

『要介護認定認定調査員テキスト 2009 改訂版(平成 27 年 4 月改訂)』(厚生労働省老健局老人保健課発行)から抜粋

	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
IIa	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等
IIb	家庭内でも上記IIの状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応等一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIIIaに同じ
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIaに同じ
M	著しい精神症状や問題行為あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する周辺症状が継続する状態等

(参考) ICF (国際生活機能分類) の概念図



(参考) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定検討委員会 構成員

検討委員会	幹事会
総合支所保健福祉センター所長（代表）	
総合支所保健福祉センター生活支援課長（代表）	総合支所保健福祉センター生活支援課長（代表）
総合支所保健福祉センター保健福祉課長（代表）	総合支所保健福祉センター保健福祉課長（代表）
	総合支所保健福祉センター保健福祉課地域支援担当係長（代表）
総合支所保健福祉センター健康づくり課長（代表）	総合支所保健福祉センター健康づくり課長（代表）
生活文化政策部市民活動・生涯現役推進課長	生活文化政策部市民活動・生涯現役推進課長
	生活文化政策部市民活動・生涯現役推進課生涯現役推進担当係長
保健福祉政策部長	
保健福祉政策部地域包括ケア担当参事	
保健福祉政策部保健福祉政策課長	保健福祉政策部保健福祉政策課長
	保健福祉政策部保健福祉政策課計画担当係長
	保健福祉政策部保健福祉政策課指導・サービス向上担当係長
保健福祉政策部保健医療福祉推進課長	保健福祉政策部保健医療福祉推進課長
	保健福祉政策部保健医療福祉推進課事業担当係長
保健福祉政策部生活福祉課長	保健福祉政策部生活福祉課長
	保健福祉政策部生活福祉課管理係長
高齢福祉部長	
高齢福祉部高齢福祉課長	高齢福祉部高齢福祉課長
	高齢福祉部高齢福祉課管理係長
	高齢福祉部高齢福祉課計画担当係長
	高齢福祉部高齢福祉課事業担当係長
高齢福祉部介護保険課長	高齢福祉部介護保険課長
	高齢福祉部介護保険課管理係長
高齢福祉部介護予防・地域支援課長	高齢福祉部介護予防・地域支援課長
	高齢福祉部介護予防・地域支援課介護予防・地域支援担当係長
	高齢福祉部介護予防・地域支援課認知症在宅生活サポート担当係長
世田谷保健所長	
世田谷保健所健康企画課長	世田谷保健所健康企画課長
	世田谷保健所健康企画課計画担当係長
世田谷保健所健康推進課長	世田谷保健所健康推進課長
	世田谷保健所健康推進課こころと体の健康担当係長
都市整備政策部居住支援課長	都市整備政策部居住支援課長
	都市整備政策部居住支援課居住支援担当係長

世田谷区介護施設等整備計画

(令和3年度～令和5年度)

(2021年度～2023年度)

1 計画の基本的事項

(1) 計画の趣旨

【基本理念】

住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる
地域社会の実現

少子高齢化の進展に伴い、要介護認定者や認知症高齢者の増加が見込まれるだけでなく、独居高齢者や高齢者のみ世帯の増加など社会的介護の必要性の増加や、介護人材を含む労働力人口の減少、社会保障費の給付と負担のアンバランスなど、様々な影響が予測されます。また、区民の生活スタイルの多様化に伴い、住まい方や生活支援サービス、介護サービスに対するニーズの多様化も進むと考えられます。

こうした中で、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025（令和7）年及び団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040（令和22）年を見据え、在宅生活の支援を基本として、区内の各地域・圏域の高齢化の状況や介護施設等の整備状況・利用状況、介護事業者の動向等を踏まえながら、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域密着型サービス、居住系サービス、施設サービスをバランスよく組み合わせ、整備を進めていく必要があります。

区では、基本理念である「住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を目指し、地域包括ケアシステムの構築の取り組みを進めています。社会情勢の変化を踏まえ、基本理念の実現を目指して、介護施設等の整備を計画的に推進するため、「世田谷区介護施設等整備計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度））との整合性を保つ、区の介護施設等の整備に関する計画として策定します。

また、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（以下、「医療介護総合確保法」という。）第5条に規定する「市町村計画」に該当する計画です。

(3) 計画の対象区域及び施設等

【対象区域】

区内28か所のまちづくりセンターの各管轄地域を、介護保険法第117条第2項第1号における、住民が日常生活を営んでいる地域として地域特性等を総合的に勘案して定める地域（以下、「日常生活圏域」という。）としています。

本計画では、この「日常生活圏域」を医療介護総合確保法第5条第2項第1号における「市町村医療介護総合確保区域」として位置づけています。

*令和元年7月、用賀圏域の分割により、新たに二子玉川圏域を設け、圏域数が27か所から28か所に増えました。

【対象施設等】

- ①医療介護総合確保法第5条第2項第2号の厚生労働省令で定める施設
- ②医療介護総合確保法第5条第2項第2号ハの厚生労働省令で定める老人福祉施設の一部
- ③広域型の介護施設及び老人福祉施設等

(4) 計画の期間等

「第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度））との整合性を保つ観点から、本計画の期間は令和3年度～令和5年度とし、中長期の視点を踏まえたうえで期間内の目標数を設定します。なお、この期間を以下では「第8期」とし、同様に平成27年度～平成29年度を「第6期」、平成30年度～令和2年度を「第7期」とします。

*認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、年度ごとの介護サービス量の見込みを定める観点から、令和3年度、令和4年度、令和5年度の整備目標数を設定します。

2 介護施設等整備の中長期的な考え方

(1) 2025（令和7）年に向けて

区では第6期計画の策定に際して、介護施設等整備の中長期的な考え方を定め、第6期及び第7期計画期間中において、この考え方に基づき補助金を活用するなどして整備を推進してきました。第8期計画においては、従前の内容を踏まえ、次に掲げる第1から第3の考え方に基づき、引き続き計画的な整備を推進します。

なお、整備数については基本的に事業種別ごとに定めるとともに、3年ごとの計画策定期に高齢者人口や要介護認定者数の推移、区民ニーズ等を踏まえ必要に応じて見直します。

【整備の方針】

- 第1 可能なかぎり住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、在宅の要介護高齢者を24時間365日支援する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護の基盤整備・普及を進めます。
- 第2 生活の基盤である「住まい」と「介護」が一体的に提供される認知症高齢者グループホームや、「住まい」と「生活支援」が一体的に提供される都市型軽費老人ホームの整備を進めます。
- 第3 重度の要介護高齢者の生活の場である特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）については、第6期計画において策定した2025（令和7）年を目途とする中長期目標である1,000人分の整備を目指し、計画的な整備を継続します。整備にあたっては、短期入所生活介護や地域の高齢者支援の拠点機能を備えたものとなるよう誘導します。

【配置の基本的な考え方】

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、区内地域ごと（世田谷地域、北沢地域、玉川地域、砧地域、烏山地域）に1か所以上
- ②小規模多機能型居宅介護については、日常生活圏域に1か所以上
- ③看護小規模多機能型居宅介護については、区内地域ごとに1か所以上
- ④認知症高齢者グループホーム、地域密着型特別養護老人ホームについては、いずれかが日常生活圏域に1か所以上
- ⑤特別養護老人ホーム、介護老人保健施設については、区内の地域ごとにそれぞれ2か所以上
- ⑥都市型軽費老人ホームについては、区内の地域ごとに1か所以上

【整備に際しての留意事項】

- ①地域医療介護総合確保基金や都及び区の補助金を活用して、民間事業者による整備を推進します。
- ②引き続き、「配置の基本的な考え方」に照らし、未整備の地域や圏域での整備を重点的に進めます。
- ③整備費補助事業については事業者公募を実施し、地域貢献や低所得者に対する利用者負担軽減など、良質なサービスを提供する事業者の誘導を図ります。また、低所得者に対する利用者負担軽減制度の活用などを働きかけます。
- ④新規施設における安定的な人材の確保の観点から、開設時期が重ならないよう配慮します。
- ⑤新型コロナウイルス感染症の影響による財政状況や事業者の参入動向も踏まえ、必要に応じ目標数を調整します。

（2）2040（令和22）年に向けて

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が区内においても増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、2040（令和22）年を見据え、これらの設置状況や利用状況、利用者像等を勘案し、都と情報連携を図りながら、第8期計画を推進していく中で、介護施設等の整備の考え方を確認していきます。

3 施設等の第7期までの整備状況と第8期の整備目標

定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
概要	定期的な巡回訪問または通報に応じた随時訪問により、日中・夜間を通じて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び療養上の世話を受けることができます。			
第7期までの整備状況	29年度末計	30～2年度整備数	2年度末計	
	事業所数 6	2・▲1	7	
・第7期計画で示した2025（令和7）年に向けた「配置の基本的な考え方」である「区内の5つの地域ごとに1か所以上」の整備は第7期に達成しました。				
第8期の整備目標と考え方	2年度末計	3～5年度整備目標	5年度末計（目標）	
	事業所数 7	2	9	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、医療的ケアを含む柔軟なサービス提供により要介護高齢者の在宅生活を24時間365日支えることのできるサービスです。このサービスの有効性を生かすため、各地域への事業者参入状況を踏まえながら、引き続き計画的な整備を進めます。 ・サービスの普及・定着を図るため、事業者連絡会との連携・協力により医療ソーシャルワーカー、ケアマネジャー向けセミナーを開催するなど、サービス内容の周知・啓発に継続的に取り組みます。				

夜間対応型訪問介護				
概要	夜間の定期的な巡回訪問または随時通報に応じた訪問により、排せつの介護その他の日常生活上の世話を受けることができます。			
第7期までの整備状況	29年度末計	30～2年度整備数	2年度末計	
	事業所数 1	1	2	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護への利用者の移行等の影響を想定し、第5～7期計画においては新規整備目標を設定しませんでした。 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護が創設された平成24年度以降、年々利用者は減少しています。				
第8期の整備目標と考え方	2年度末計	3～5年度整備目標	5年度末計（目標）	
	事業所数 2	目標数は設定しない		
・夜間帯のサービス提供を行う夜間対応型訪問介護の利用者のうち、24時間365日の切れ目のないサービス提供を行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスへ移行する事例も見られる一方、訪問介護と夜間対応型訪問介護の併用を選択する利用者も一定数存在します。 ・第8期計画では目標数を設定せず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの整備状況と利用者ニーズ等の動向を確認しつつ、夜間対応型訪問介護サービスの課題分析を進めます。				

認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）				
概要	認知症の状態にあり介護を必要とする方が、デイサービスセンターなどに通り、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練などを受けることができます。			
整備状況 第7期までの		29年度末計	30～2年度整備数	2年度末計
	事業所数	26	4・▲1	29
	定員	289	25・▲12 定員減4	298
<ul style="list-style-type: none"> 未整備圏域は9圏域ありますが、各地域にバランスよく整備されており、送迎ができないような大きな空白地帯はありません。 認知症対応型通所介護は、小規模多機能型居宅介護等とともに、専門的な認知症ケアの提供にあわせて家族のレスパイト機能を果たすなど、認知症高齢者の在宅生活を支援する上で重要な役割を担っています。 既存施設の平均稼働率や介護給付件数は低下しています。 				
第8期の整備目標と考え方		2年度末計	3～5年度整備目標	5年度末計（目標）
	事業所数	29	目標数は設定しない	
	定員	298		
<ul style="list-style-type: none"> 他の介護施設等への併設や、認知症高齢者グループホーム等の居間や食堂において行う共用型認知症対応型通所介護の実施について事業者に働きかけるなど、未整備圏域を中心に整備誘導を図ります。 第8期計画では目標数を設定せず、地域における認知症対応型通所介護サービスの役割や利用者ニーズ等と合わせ、小規模多機能型居宅介護など他サービスの整備状況を勘案し、課題分析を進めます。 若年性認知症を含む軽度認知症の方が、主体的かつ意欲的に参加する軽作業やボランティア活動等のデイサービスプログラム（社会参加型プログラム）の実施を事業者に働きかけるとともに、成功事例を紹介する等、サービス内容について事業者や利用者・家族等への普及を図ります。 機能を十分に発揮しきれず運営が困難になっている事業所については、運営事業者の意向を把握し、小規模多機能型居宅介護等への機能転換も検討します。 				

地域密着型通所介護	
概要	介護を必要とする方が、デイサービスセンター等に通り、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けることができます。定員18人以下の事業所。
目標と考え方 第8期の整備	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法の改正により、平成28年度より通所介護のうち定員18人以下の事業所は、地域密着型サービスとして位置付けられました。 既に区内全域に多くの事業所が整備されているため、第8期計画においても第7期計画と同様に具体的な目標数は設定しません。

小規模多機能型居宅介護				
概要	利用者が可能な限り在宅での生活を継続できるよう、利用者の希望に応じ、「通い」「訪問」「宿泊」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等を受けることができます。			
第7期までの整備状況		29年度末計	30～2年度整備数	2年度末計
	事業所数	12	2・▲3	11
	登録定員	317	54・▲66 定員増9・定員減4	310
<ul style="list-style-type: none"> 配置の基本的な考え方として、「小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護のいずれかが日常生活圏域に1か所以上」としていますが、小規模多機能型居宅介護が未整備の日常生活圏域は、第7期末時点で20圏域（看護小規模多機能型居宅介護も含めた場合の未整備圏域は16圏域）となる見込みです。 第7期計画期間中に2か所の事業所において、看護小規模多機能型居宅介護に機能転換が行われました。 現在整備中の案件として、地区会館やあんしんすこやかセンターの跡活用による整備のほか、認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホームへの併設事業としての整備など、第8期計画期間中の開設に向け5か所の整備が進んでいます。 				
第8期の整備目標と考え方		2年度末計	3～5年度整備目標	5年度末計（目標）
	事業所数	11	8	19
	登録定員	310	219	529
<ul style="list-style-type: none"> 在宅生活の継続や家族介護者の負担を軽減するため重要なサービスである小規模多機能型居宅介護は、区内のどの地域に住んでいてもサービスが利用できるよう、日常生活圏域に1か所以上を目指し、第8期計画においては、未整備圏域の解消を計画的に進めるために必要な整備目標を設定します。 2025（令和7）年に向けた配置の基本的な考え方として、これまで「小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護のいずれかが日常生活圏域に1か所以上」としていましたが、求められる機能や役割が看護小規模多機能型居宅介護と同一ではないため、小規模多機能型居宅介護として独立した目標を設定し、日常生活圏域に1か所以上の整備を目指します。 未整備圏域における整備を進めるため、公有地の活用や、区独自の整備費上乗せ補助を実施し整備誘導を図ります。 整備費補助の活用により、利用者負担の軽減を考慮した整備誘導を図ります。 				

看護小規模多機能型居宅介護				
概要	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を組み合わせ、「通い」「訪問」「宿泊」のサービスを家庭的な環境のもとで柔軟に受けることができます。			
第7期までの整備状況		29年度末計	30～2年度整備数	2年度末計
	事業所数	2	2	4
	登録定員	47	49・定員増11	107
<ul style="list-style-type: none"> 配置の基本的な考え方として、「小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護のいずれかが日常生活圏域に1か所以上」としていますが、看護小規模多機能型居宅介護が未整備の日常生活圏域は、第7期末時点では24圏域（小規模多機能型居宅介護も含めた場合の未整備圏域は16圏域）となる見込みです。 第7期計画期間中に2か所の事業所において、小規模多機能型居宅介護から看護小規模多機能型居宅介護に機能転換が行われました。 				
第8期の整備目標と考え方		2年度末計	3～5年度整備目標	5年度末計（目標）
	事業所数	4	2	6
	登録定員	107	58	165
<ul style="list-style-type: none"> 看護小規模多機能型居宅介護は、医療的ケアが必要な方も含め、要介護高齢者の在宅生活継続を支えるため重要なサービスであり、2025（令和7）年を見据え区内の全地域でサービスが提供できるよう、整備を推進します。 配置の基本的な考え方として、これまで「小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護のいずれかが日常生活圏域に1か所以上」としていましたが、求められる機能や役割が小規模多機能型居宅介護と同一ではないため、第8期計画では看護小規模多機能居宅介護として独立した目標を設定し、区内地域に1か所以上の整備を目指します。 未整備地域における整備を進めるため、公有地の活用や、区独自の整備費上乗せ補助を実施し整備誘導を図ります。 整備費補助の活用により、利用者負担の軽減を考慮した整備誘導を図ります。 				

短期入所生活介護（ショートステイサービス）				
概要	特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができます。			
第7期までの整備状況		29年度末計	30～2年度整備数	2年度末計
	事業所数	21	5・▲2	24
	定員	294	75・▲63	306
<ul style="list-style-type: none"> 区内の地域ごとにそれぞれ2か所以上の整備を目指しており、北沢地域（1か所）を除く4地域では2か所以上が整備されています。 現在整備中の案件として、特別養護老人ホームへの併設により、第8期計画期間中の開設に向け1か所12人分の整備が進んでいます。 ショートステイの整備では、特別養護老人ホームへの併設を進めているほか、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）の事業者公募実施の際、「利用しやすい料金設定の短期利用特定施設入居者生活介護（ショートステイ）の実施を積極的に検討すること」を事業者に求めています。 				
第8期の整備目標と考え方		2年度末計	3～5年度整備目標	5年度末計（目標）
	事業所数	24	1	25
	定員	306	12	318
<ul style="list-style-type: none"> 都の特別養護老人ホーム等施設整備基本方針では、ショートステイ等のサービスが充足していない場合には、特別養護老人ホーム整備の際、併設ショートステイを整備することを原則としています。 一方で、東京都社会福祉協議会都高齢者福祉施設協議会が令和元年度に実施した調査結果では、ショートステイの稼働状況が低下傾向にあることが示されています。 区が令和元年度に実施した介護保険実態調査結果によると、居宅介護支援事業所が区で特に不足していると思う介護保険のサービスは、「短期入所生活介護」が最も高い状況にあります。 供給側とサービス調整側とのギャップを分析し、第8期計画期間の早い段階において考え方をまとめています。 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の整備、特定施設入居者生活介護や認知症高齢者グループホームの短期利用などが、特別養護老人ホーム等のショートステイにどのような影響を与えていているのかという視点での確認を行います。 ショートステイの区内における稼働状況についての調査やケアマネジャーからの聴き取りを実施し、関係事業者の意見等を踏まえながら検討を進めます。 				

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）						
概要	認知症の状態にあり介護を必要とする方が、少人数で共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練等を受けることができます。					
整備状況 第7期までの		29年度末計	整備数			2年度末計
			30年度	元年度	2年度	
	施設数	42	2	0	0	44
定員	801	36・定員減9	0	0	828	
<ul style="list-style-type: none"> 配置の基本的な考え方として、「認知症高齢者グループホームまたは地域密着型特別養護老人ホームのいずれが日常生活圏域に1か所以上」としていますが、6圏域が未整備となっています（そのうち北沢地域が5圏域）。 現在整備中の案件として、区有地活用などにより、第8期計画期間中の開設に向け2か所27人分の整備が進んでいます。 						
第8期の整備目標と考え方		2年度末計	整備目標			5年度末計 (目標)
			3年度	4年度	5年度	
	施設数	44	2	2	2	50
定員	828	36	36	36	936	
<ul style="list-style-type: none"> 認知症になっても住み慣れた地域で、家庭的な環境の中で支え合い、地域住民と交流しながら生活が続けられるよう、2025（令和7）年を見据えた必要数を算定し、計画的な整備を進めます。 整備に際しては、都の補助金や未整備圏域を対象とした区独自補助を活用するとともに、土地所有者等に対する補助制度や公募情報の周知を継続的に実施し、認知症高齢者グループホームと地域密着型特別養護老人ホームのいずれもが未整備の6圏域を中心に整備を推進します。 公有地活用や整備費補助の活用により、居住環境と利用者負担の軽減を考慮した整備誘導を図ります。 						

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム 定員 29人以下)						
概要	常時介護が必要で、自宅での介護が困難な方々が入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等を受けることができます。					
第7期までの整備状況		29年度末計	整備数			2年度末計
			30年度	元年度	2年度	
	施設数	2	1	0	0	3
第8期の整備目標と考え方	定員	58	29	0	0	87
	<ul style="list-style-type: none"> 配置の基本的な考え方として、認知症高齢者グループホームまたは地域密着型特別養護老人ホームのいずれかが日常生活圏域に1か所以上としていますが、6圏域が未整備となっています。 地域密着型特別養護老人ホームは単独では事業収支の点から経営が厳しく整備が進みにくいため、これまで公有地の活用により整備を進めています。 地域密着型特別養護老人ホームも入所指針に基づく入所調整を実施しています。 現在整備中の案件として、区有地活用により、第8期計画期間中の開設に向け1か所29人分の整備が進んでいます。 					
		2年度末計	整備目標			5年度末計 (目標)
			3年度	4年度	5年度	
	施設数	3	0	1	1	5
	定員	87	0	29	29	145
	<ul style="list-style-type: none"> 在宅での生活が困難な重度の要介護高齢者の生活の場である特別養護老人ホームは、公有地の活用等の状況を鑑み、第6期計画において策定した2025（令和7）年までの1,000人分の目標達成に向けて、整備時期が集中化しないよう配慮を行いつつ、未整備圏域にも開設できるよう、計画的な整備を継続します（定員30人以上の特別養護老人ホームを含む）。 着実な整備を進めるため、公有地の積極的な活用とともに、都の定期借地契約の前払い地代に対する補助や整備費補助を活用し引き続き整備を推進します。 地域密着型特別養護老人ホームは、単独での運営が厳しいため、公有地活用により、他の事業との併設や、本体施設との密接な連携を前提として人員・設備基準の緩和があるサテライト型等による整備を推進します。 					

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム 定員 30人以上）				
概要	常時介護が必要で、自宅での介護が困難な方々が入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等を受けることができます。			
第7期までの整備状況		29年度末計	30～2年度整備数	2年度末計
	施設数	19	5	24
	定員	1,498	460	1,958
<ul style="list-style-type: none"> 配置の基本的な考え方として、区内の地域ごとにそれぞれ2か所以上の整備を目指しており、北沢地域（1か所）を除く4地域では2か所以上が整備されています。 区外施設の区民枠として9施設 177人分の定員を確保しています。 現在整備中の案件として、国有地活用により、第8期計画期間中の開設に向け1か所 108人分の整備が進んでいます。 				
第8期の整備目標と考え方		2年度末計	3～5年度整備目標	5年度末計（目標）
	施設数	24	1	25
	定員	1,958	108	2,066
<ul style="list-style-type: none"> 在宅での生活が困難な重度の要介護高齢者の生活の場である特別養護老人ホームは、公有地の活用等の状況を鑑み、第6期計画において策定した2025（令和7）年までの1,000人分の目標達成に向けて、整備時期が集中化しないよう配慮を行いつつ、計画的な整備を継続します（定員29人以下の地域密着型特別養護老人ホームを含む）。 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が区内においても増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、2040年を見据え、これらの設置状況や利用状況、利用者像等を勘案し、都と情報連携を図りながら、第8期計画を推進していく中で整備の考え方を確認していきます。 着実な整備を進めるため、公有地の積極的な活用とともに、都の定期借地契約の前払い地代に対する補助や整備費補助を活用し引き続き整備を推進します。 特別養護老人ホームが、地域包括ケアシステムの構築において果たすべき役割を踏まえ、その有する資源やノウハウを活用した、地域住民等との世代間も含めた交流、介護講座などの地域支援、ボランティア支援・育成、災害時の福祉避難所としての機能、地域のお休み処としての活用など、社会福祉法人の実情に応じた取り組みを推進します。 大規模な修繕工事が必要となる民立の特別養護老人ホームについては、都の補助金に合わせ区の補助金を活用することにより、社会福祉法人による計画的な改修を支援します。 				

《参考》特別養護老人ホームの整備目標について

- 世田谷区では、第6期計画策定時に、2015（平成27）年から2025（令和7）年を見据えた特別養護老人ホーム（定員29人以下の地域密着型を含む）の中長期整備目標として、1,000人分の整備目標を設定しています。
- 今回の第8期計画の策定にあたり、その目標数について改めて検証を行いました。
- 検証の際、第7期計画策定時同様、特養入所申込者のうち令和元年度新規入所者の世田谷区特別養護老人ホーム入所指針における75ポイント以上の人数の割合や、65歳以上要介護認定者予測数に基づき推計したところ、651～727人という結果になりました。
- しかしながら、今後更なる高齢化率の増加や、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会生活の変化などが見込まれるなど、一過性の結果となる可能性があります。
- 2040（令和22）年を見据えた際は、引き続き高齢者人口は増加していくことが見込まれており、今後一層の需要増加が予測されます。そのため、現段階では、1,000人分の整備目標を維持していきます。

■特養整備の進捗状況と2025（令和7）年までの整備目標

計画期間	第6期	第7期	第8期	第9期	合計
年度	平成27 ～29	平成30 ～令和2	令和 3～5	令和 6・7	
当初計画数	230人	300人	270人	200人	1,000人
整備実績及び修正目標数	104人 (実績)	489人 (実績)	166人	241人	1,000人
期末整備数累計	104人	593人	759人	－	－

※第6期計画期間中の1か所50人分の減を含む。

※第9期は令和6～8年度であるが、この表では特養整備1,000人分の目標年度に合わせ、令和7年度を終期としている。

■世田谷区特別養護老人ホーム入所指針

基準項目	()内はポイント 満点：100ポイント
要介護度	要介護1(5)、要介護2(10)、要介護3(20)、要介護4(25)、要介護5(30)
介護期間	6ヶ月以上(5)、1年以上(10)、1年6ヶ月以上(15)、2年以上(20) ※継続して要介護3以上の場合の加点 2年未満(5)、2年以上(10)
介護者等の状況	70歳以上・介護保険の認定を受けている・障害がある・病弱・就労している等の該当項目数 4個以上(20)、3個(15)、2個(10)、1個(5) 家族・親族がない場合(30)
行動・心理症状	徘徊があり目が離せない・暴力的な行為があり危険等の該当項目数 2個以上(10)、1個(5)

■入所申込者の推移（各年度末時点の人数）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
要介護 1	124	82	65	30	31	29
要介護 2	309	220	164	124	109	89
要介護 3	560	496	534	573	539	480
要介護 4	597	585	582	646	570	419
要介護 5	433	416	409	420	432	314
計	2,023	1,799	1,754	1,793	1,681	1,331

※法改正により平成 27 年度から、入所者は原則として要介護度 3 以上とされた。

■入所申込者の状況（令和 2 年 3 月現在 1,331 人）

<要介護度別>

要介護度	人数	構成比
要介護 1	29	2%
要介護 2	89	7%
要介護 3	480	36%
要介護 4	419	31%
要介護 5	314	24%
合 計	1,331	100%

<入所申込者の居所>

居 所	人数	構成比
居 宅	550	41%
病 院	208	16%
介護老人保健施設	241	18%
介護療養型医療施設	30	2%
その他	302	23%
合 計	1,331	100%

介護老人保健施設				
概要	病状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な方が入所して、看護、医学的管理下での介護及び機能訓練、日常生活の世話等を受けることができます。			
整備状況 第7期までの		29年度末計	30～2年度整備数	2年度末計
	施設数	9	1	10
	定員	772	100	872
・配置の基本的な考え方として、区内の地域ごとにそれぞれ2か所以上の整備を目指しており、北沢地域（1か所）と烏山地域（1か所）を除く3地域では2か所以上が整備されています。				
第8期の整備目標と考え方		2年度末計	3～5年度整備目標	5年度末計（目標）
	施設数	10	1	11
	定員	872	80	952
・介護老人保健施設は、医療ニーズの高い高齢者の在宅復帰支援・在宅生活支援の場として、2025（令和7）年を目途とする配置の基本的な考え方である区内の地域ごとに2か所以上の整備に向け、計画的な整備を進めます。 ・整備にあたっては、都の補助金のほか区の上乗せ補助を活用し、介護老人保健施設が地域で担う在宅復帰のための拠点となる在宅強化型の整備誘導を進めます。				

特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）				
概要	介護付有料老人ホーム等に入所し、入浴、排せつ等の介護または食事の提供、その他日常生活上必要な便宜を受けることができます。			
第7期までの整備状況		29年度末計	30～2年度整備数	2年度末計
	施設数	70	6・▲1	75
	定員	4,478	406・▲61 定員増1・定員減4	4,820
<ul style="list-style-type: none"> 特定施設入居者生活介護の整備は、第5期計画から公募制を導入し、サービスの質の確保とともに地域貢献等に積極的な事業者の参入を図っています。 特定施設入居者生活介護の給付費の対前年度伸び率は、第7期も引き続き給付費全体の伸び率を上回る勢いで、金額では令和元年度の給付費全体の約18%、居宅介護全体の約30%を占めています（特養は給付費全体の約13%）。 令和2年度末整備見込数のうちサービス付き高齢者向け住宅が5か所272人分あります。 				
第8期の整備目標と考え方		2年度末計	3～5年度整備目標	5年度末計（目標）
	施設数	75	3	78
	定員	4,820	180	5,000
<ul style="list-style-type: none"> 介護付有料老人ホーム等の特定施設入居者生活介護は、公募による事前相談を引き続き行い、計画的な整備を進めます。 介護付有料老人ホームは、区民の多様なニーズに対応したサービスを提供できる住まいとして、また、特別養護老人ホームの代替機能としても重要な役割を担っていることから、入居者が安心して生活ができるサービス提供体制とともに、区民の優先的な入居、看取りや医療的ケアへの対応、併設事業による在宅の要介護高齢者に対するサービス提供、地域貢献事業等の実施、災害時の地域連携などに積極的な事業者の整備を誘導するとともに、広範な所得階層に対応した料金設定についても配慮した整備誘導を図ります。 同じ区南西部圏域に含まれる目黒区、渋谷区及び23区平均と比較すると世田谷区の整備率は非常に高く、特定施設入居者生活介護の整備は相当程度進んでいる状況と考えられることから、第8期計画ではその点を踏まえた整備目標とします。 事前相談制度（公募）により開設した施設については、運営開始後の実地調査を実施し、公募での提案事項が着実に実施されるよう取り組みます。 				

地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型特定施設）	
概要	特定施設入居者生活介護等のうち、定員 29 人以下のもので、要介護認定（要支援を除く）を受けた区民のみ利用できます。
目標と考え方 第8期の整備	<ul style="list-style-type: none"> 区内にはありません。 定員 29 人以下の地域密着型特定施設入居者生活介護の整備は、民間事業者の参入意向や事情によるところが大きいため、第7期計画まで整備目標を設定しませんでした。第8期計画においても具体的な目標数は設定しません。

都市型軽費老人ホーム				
第7期までの整備状況	概要			
	施設数	29 年度末計	30～2 年度整備数	2 年度末計
	定員	8	2	10
	・配置の基本的な考え方として、区内の地域ごとに 1 か所以上の整備を目指していましたが、第6期計画期間中に全地域で整備されました。	140	40	180
第8期の整備目標と考え方	施設数	2 年度末計	3～5 年度整備目標	5 年度末計（目標）
	定員	10	3	13
	・現在整備中の案件として、第8期計画期間中の開設に向け 1 か所 20 人分の整備が進んでいます。	180	60	240
	・第7期計画期間中に開設した新規施設は開設後すぐに満室となり、高い稼働状況にあるとともに、依然として 100 人近くの方が入居待ちの状況です。	・都市型軽費老人ホームは、比較的低額な料金で入居できる見守りがついた住まいであり、在宅で自立した生活を送ることが不安な高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、引き続き整備を推進します。	・補助事業については引き続き事業者公募を実施し、より質の高い事業者の整備誘導を図ります。	

養護老人ホーム	
概要	65歳以上で、環境上の理由と一定の経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な方が区の措置により入所します。
目標と考え方 第8期の整備	<ul style="list-style-type: none"> 区内には 1 か所 70 人分が整備されています。 被措置者数が減少傾向にあることから第7期計画まで整備目標を設定ませんでした。第8期計画においても具体的な目標数は設定しません。 今後、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を抱える高齢者の増加が見込まれることから、適切に対応していきます。

住宅型有料老人ホーム	
概要	有料老人ホームのうち、介護サービスを当該施設の従業者が提供しないもの。介護が必要になった場合は、入居者が個々に契約した居宅サービス等を利用します。
第8期の整備目標と考え方	<ul style="list-style-type: none"> 届出に際しての事前協議では、事業者に対して、都の指針遵守や入居者に対する契約内容の分かりやすい説明の実施などを求め、高齢者が安心して入居し生活ができる施設の誘導を図ります。 老人福祉法に基づく届出がない有料老人ホームを把握した際は、届出先である都と連携し届出勧奨を進めます。 民間事業者による整備が基本であることから、第8期計画においても第7期計画までと同様に具体的な目標数は設定しません。

サービス付き高齢者向け住宅	
概要	高齢者の生活に適したバリアフリー構造等を有し、安否確認や生活相談サービスが付いた住まいで、60歳以上または要介護、要支援認定を受けた方が入居できます。高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、登録基準を満たした住宅が都に登録されます。
第8期の整備目標と考え方	<ul style="list-style-type: none"> 見守りや生活相談が受けられる高齢者の「住まい」という地域包括ケアシステムにおける役割を踏まえ、整備を検討する事業者に対しては、地域密着型サービスや医療サービスの併設や連携を働きかけていきます。 第8期計画においても第7期計画までと同様に具体的な目標数は設定しません。

4 日常生活圏域ごとの整備目標

(1) 第7期における整備状況（令和2年度末見込み）

単位：箇所(人)

総合支所	まちづくりセンター	地域密着型サービス							ショートステイ	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	都市型 軽費老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅		有料老人ホーム	
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	認知症高齢者グループホーム	地域密着型特別養護老人ホーム					うち特定施設入居者生活介護	うち特定施設入居者生活介護		
世田谷	池尻			1 (24)	2 (53)		1 (18)									
	太子堂									1 (130)					1 (47)	
	若林					1 (24)	1 (27)						1 (6)			
	上町			2 (24)			2 (27)		1 (10)	1 (58)	1 (63)	1 (20)			7 (242)	3 (162)
	経堂	1	1	2 (24)			2 (36)						2 (63)		3 (378)	3 (378)
	下馬			2 (22)	1 (29)		2 (36)	1 (29)	2 (14)	2 (155)					2 (139)	2 (139)
	上馬						1 (18)									
		1	1	7 (94)	3 (82)	1 (24)	9 (162)	1 (29)	3 (24)	3 (213)	2 (193)	1 (20)	3 (69)	0 (0)	13 (806)	8 (679)
北沢	梅丘			1 (12)											1 (30)	1 (30)
	代沢															
	新代田			1 (3)			1 (18)									
	北沢			1 (12)					1 (25)	1 (100)						
	松原	1		1 (12)							1 (100)				2 (135)	2 (135)
	松沢			1 (12)								1 (20)	1 (33)			
		1	0	5 (51)	0 (0)	0 (0)	1 (18)	0 (0)	1 (25)	1 (100)	1 (100)	1 (20)	1 (33)	0 (0)	3 (165)	3 (165)
玉川	奥沢				1 (29)		1 (27)								2 (91)	1 (79)
	九品仏			1 (12)			1 (18)								1 (42)	1 (42)
	等々力			1 (12)	1 (29)		1 (18)		2 (15)	2 (112)			1 (32)		8 (372)	7 (365)
	上野毛	1		1 (12)		1 (29)	2 (45)						4 (321)	1 (75)	3 (126)	2 (89)
	用賀	1				1 (29)	2 (36)		1 (8)	1 (58)			4 (226)		10 (978)	7 (579)
	二子玉川			1 (3)			1 (9)		2 (48)	1 (144)	1 (156)				6 (278)	4 (184)
	深沢	1			2 (58)		1 (27)		1 (12)	1 (96)	1 (50)	1 (10)	1 (19)		7 (343)	4 (274)
		3	0	4 (39)	4 (116)	2 (58)	9 (180)	0 (0)	6 (83)	5 (410)	2 (206)	1 (10)	10 (598)	1 (75)	37 (2,230)	26 (1,612)
砧	祖師谷						2 (36)								1 (30)	1 (38)
	成城	1	1	3 (31)				1 (29)	2 (28)	2 (154)		1 (10)	2 (109)		5 (402)	4 (344)
	船橋			2 (15)	2 (54)		4 (81)		2 (30)	3 (289)		2 (40)	1 (83)		8 (383)	6 (362)
	喜多見			2 (24)		1 (25)	9 (162)		2 (28)	2 (150)	3 (236)	2 (40)	1 (53)		8 (465)	8 (465)
	砧			1 (3)			3 (54)		1 (4)	1 (60)	1 (77)	1 (20)	1 (51)	1 (55)	3 (196)	2 (134)
		1	1	8 (73)	2 (54)	1 (25)	18 (333)	1 (29)	7 (90)	8 (653)	4 (313)	6 (110)	6 (326)	2 (93)	28 (1,624)	23 (1,474)
烏山	上北沢				1 (29)		1 (27)	1 (29)	1 (20)	1 (100)		1 (20)	2 (77)	1 (40)	3 (173)	2 (118)
	上祖師谷			3 (26)			3 (63)		2 (25)	2 (179)			2 (100)	1 (64)	6 (355)	5 (336)
	烏山	1		2 (15)	1 (29)		3 (45)		4 (39)	4 (303)	1 (60)		6 (197)		5 (289)	3 (164)
		1	0	5 (41)	2 (58)	0 (0)	7 (135)	1 (29)	7 (84)	7 (582)	1 (60)	1 (20)	10 (374)	2 (104)	14 (817)	10 (618)
合計	箇所	7	2	29	11	4	44	3	24	24	10	10	30	5	95	70
合計	人数	—	—	298	310	107	828	87	306	1,958	872	180	1,400	272	5,642	4,548

※小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の(人数)は登録定員。

※サービス付き高齢者向け住宅は、入居が開始されている箇所数及び戸数。

(2) 第8期における整備目標（令和3年度～令和5年度見込み）

単位：箇所(人)

総合支所	まちづくりセンター	地域密着型サービス						ショートステイ	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	都市型軽費老人ホーム	特定施設入居者生活介護
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	認知症高齢者グループホーム					
世田谷	池尻	2	—	—	2 (58)	1 (18)	1 (29)	1 (12)	1 (108)	1 (80)	3 (60)	3 (180)
	太子堂											
	若林											
	上町											
	経堂											
	下馬											
	上馬											
北沢	梅丘											
	代沢											
	新代田											
	北沢											
	松原											
	松沢											
玉川	奥沢	1 (25)	—	—	1 (25)	1 (18)	1 (29)	1 (12)	1 (108)	1 (80)	3 (60)	3 (180)
	九品仏											
	等々力											
	上野毛											
	用賀											
	二子玉川											
	深沢											
砧	祖師谷	1 (24)	—	—	1 (29)	1 (29)	1 (9)			1 (80)	3 (60)	3 (180)
	成城											
	船橋											
	喜多見											
	砧											
烏山	上北沢	1 (29)	—	—	1 (29)	1 (29)	1 (9)			1 (80)	3 (60)	3 (180)
	上祖師谷											
	烏山											
整備地域は不問				3 (83)		1 (29)	4 (81)	1 (29)				
合計	箇所	2	—	—	8	2	6	2	1	1	1	3
合計	人数	—	—	—	219	58	108	58	12	108	80	60
※小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の(人数)は登録定員。												
※整備中または整備が検討されているもののみを地域別内訳の欄に記載。												

(3) 第8期における整備状況（令和5年度末見込み）

単位：箇所(人)

総合支所	まちづくりセンター	地域密着型サービス						ショートステイ	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	都市型軽費老人ホーム	特定施設入居者生活介護	
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	認知症高齢者グループホーム						
世田谷	池尻	9	2	29 (298)	5 (140)	1 (24)	10 (180)	2 (58)	4 (36)	4 (321)	11 (952)	13 (240)	78 (5000)
	太子堂												
	若林												
	上町												
	経堂												
	下馬												
	上馬												
北沢	梅丘												
	代沢												
	新代田												
	北沢												
	松原												
	松沢												
玉川	奥沢												
	九品仏												
	等々力												
	上野毛												
	用賀												
	二子玉川												
	深沢												
砧	祖師谷												
	成城												
	船橋												
	喜多見												
	砧												
鳥山	上北沢												
	上祖師谷												
	鳥山												
	整備地域は不問												
合計	箇所	9	2	29	19	6	50	5	25	25	11	13	78
	人数	-	-	298	529	165	936	145	318	2066	952	240	5000

※小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の(人数)は登録定員。

※整備中または整備が検討されている案件については、それを地域別内訳の欄に反映。

5 計画の進行管理等

(1) 計画策定等における区民等の意見反映

本計画の作成、変更及び評価にあたっては、学識経験者、医療関係者、地域住民、介護サービス事業者を構成員とする世田谷区地域保健福祉審議会を活用して行います。また、必要に応じ地域密着型サービス運営委員会へ情報提供を行います。

(2) 整備に要する費用についての考え方

区では、本計画に示す施設等の整備については、民間事業者による整備を想定します。また、地域医療介護総合確保基金等を活用して整備助成を行うことにより、その整備を促進します。整備に要する費用、地域医療介護総合確保基金の額の算定のために必要な事項等については、別途調整するものとします。

世田谷区成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や知的・精神障害等により判断能力が十分でなくなり、自分一人では、契約や財産の管理などをすることが難しい方が、自分らしく安心して暮らせるように、その方の権利を守り、法的に支援する制度です。

世田谷区では、世田谷区社会福祉協議会（以下「社協」という。）が成年後見センターを設置しており、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職からなる事例検討委員会を月2回開催し、区長申立て案件を中心に、制度利用の可否や、本人にとって最善の後見支援を議論のうえ、後見人等候補者の選定まで行い、申立てが円滑に進むよう取り組んできました。

また、住民同士の支えあい活動の一環として、平成18年度から全国に先駆けて「区民成年後見人養成研修」を実施しており、本人に寄り添うことを第一とした区民成年後見人が、社協の監督と支援を受けながら、制度の一翼を担っています。

認知症高齢者が増加している中、この制度を十分に普及させていくために、国は、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行しました。この法律では区市町村に対して、制度利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定め、必要な体制の整備を講ずるよう努めることと明示されたことを踏まえて、区は「世田谷区成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、制度の利用促進に向けて、取組むものとします。

2 計画の位置付け及び計画期間

（1）計画の位置付け

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく市町村計画として位置付けます。

また、世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「高齢・介護計画」という）及びせたがやノーマライゼーションプラン（障害者計画）に包含されるものとします。

（2）計画期間

世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及びせたがやノーマライゼーションプラン（障害者計画）の計画期間に合わせて、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間を計画期間とします。

3 区の現状

（1）認知症高齢者等の状況

世田谷区の高齢者人口は増え続けており、中でも後期高齢者（75歳以上）が増えています。特に、介護保険の要介護認定において、認知症の日常生活自立度の判定がⅡ以上の方の人数は、4年間で約2,600人増加しています。

また、精神障害者の方も増加傾向にあります。

	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度
①	36,924人	37,313人	38,341人	38,756人	39,505人
②	21,388人	21,696人	22,140人	23,441人	23,990人
②／①	57.9%	58.1%	57.7%	60.5%	60.7%

① 第1号被保険者の要介護認定者

② 認知症の日常生活自立度の判定がⅡ以上の方

(2) 成年後見制度の利用者数

種別	平成30年6月	平成30年12月
後見	1,290件	1,278件
保佐	208件	219件
補助	69件	68件
合計	1,606件	1,610件

※東京家裁（立川支部含む）が管理している数を集計

(3) 成年後見センターでの相談件数

成年後見センターにおける相談件数は、ここ数年減少傾向です。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1,690件	1,500件	1,534件	1,445件 (※56件)	1,360件 (※118件)

※平成30年10月にあんしん事業担当の専門員が地域事務所に異動し、地域で相談に応じた件数

(4) 成年後見区長申立ての件数

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
51件	54件	46件	67件	52件

(5) 区民成年後見人の状況

	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度
①	135人	151人	147人	159人	165人
②	13件	21件	16件	17件	11件

①区民成年後見支援員登録者

②区民成年後見人新規受任件数

4 現状からみえた課題

世田谷区の現状も踏まえ、以下のとおり課題を整理しました。

(1) 成年後見制度への理解の促進

認知症高齢者が増加しているにも関わらず、制度利用者が伸び悩んでおり、特に保佐・補助の利用者が少なく、制度を必要としている方が利用していない現状があります。また、制度自体の難しさや申立ての煩雑さなどにより、区民にとってまだ身近な制度ではなく、利用しにくい面があると考えられます。

制度自体の周知啓発に努め、制度の意義を理解してもらうと同時に、利用しやすい環境づくりが必要です。

(2) 地域と連携した権利擁護支援

これまで、専門職後見人と連携するとともに、区民成年後見人養成研修を実施し、権利擁護支援の担い手の確保・育成に努めてきました。

制度の利用が必要な対象者が増加していく中、早期発見・早期支援に繋げていくために、専門職後見人、区民成年後見人とともに、地域団体などとも連携して権利擁護支援に取り組んでいく必要があります。

(3) 安心して利用できる仕組みづくり

制度を利用する方が、安心して利用できるように、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）利用者の成年後見制度への移行支援や、親族後見人への助言・支援に取り組んでいくとともに、後見人等への報酬を支払うことが困難な方への支援策を検討していく必要があると考えています。

5 計画の考え方

基本目標

認知症や知的・精神障害等により判断能力が不十分な方も、等しく個人としての尊厳が重んじられ、自発的意思が尊重され、自分らしく生き、権利が擁護される、地域づくりをめざす

高齢・介護計画の基本理念である「住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」と成年後見制度の趣旨でもある「ノーマライゼーション、自己決定権の尊重」を踏まえて、本計画の基本目標とします。

基本目標の実現に向けて、以下の施策の目標を定めます。

【目標1】本人がメリットを実感できる制度の運用

【目標2】権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

【目標3】安心して成年後見制度を利用できる環境の整備

6 施策の目標

【目標1】本人がメリットを実感できる制度の運用

(1) 取組みの方向性

高齢者などの本人やその親族からの相談を受け、権利擁護支援が必要な方を早期に発見し、速やかな支援に繋げることで、本人の生活の質の向上を図ります。

本人や親族からの相談を受けた場合や支援する側の気づきなどにより、制度の申し立て支援や後見人等候補者の選任、親族後見人に対する審判後の支援などをを行うことで、必要としている方が制度を利用し易くするとともに、親族後見人の孤立や不安などを解消し、安心してご本人に寄り添えるよう支援します。

区民相互の支えあいにより権利擁護を推進する体制を確保するため、区民成年後見人を養成します。

また、支援にあたっては、本人の病状や状態像に配慮するとともに、本人の尊厳や意思を尊重し、権利を守っていくよう取り組んでいきます。

(2) 主な取組み内容

① 成年後見制度の普及啓発

成年後見制度ハンドブックや、区、社協のホームページを利用して啓発を行っています。啓発用通信を発行し制度の周知と利用案内を行ない、利用促進を図ります。

社協において、弁護士による申立てや制度説明を目的とした「成年後見セミナー」や、遺言や相続、自分の将来を考えるきっかけとする「老い支度講座」を実施し、成年後見制度や任意後見制度の普及に取り組んでいきます。

また、区は区民の成年後見制度に対する認知度を、区政モニターなどを活用して定期的に把握し、認知度が上がるよう、普及啓発に努めます。

② 成年後見制度の相談支援

判断能力が低下した高齢者や障害者の生命・財産を守り、地域での生活を継続できるよう、相談員による専門相談、各地域での相談会、弁護士による無料の専門相談（「あんしん法律相談」）を実施し、成年後見制度の利用促進を引き続き行っていきます。

認知症の方など制度を必要とする方が、虐待や消費者被害などに遭わないために、早期に制度利用に結びつけることが必要です。そのためには、現行の専門相談などに加えて、区職員、あんしんすこやかセンター、ケアマネジャー、民生委員・児童委員など支援する側への制度周知を強化していきます。

また、後見人選任後の様々な課題の相談についても成年後見センターで対応するとともに、後見人選任後の相談窓口の周知を図ります。

事業名	令和2年度末 (実績見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	1,450件	1,550件	1,600件	1,600件

③ 申立て及び親族後見人支援

親族に後見等申立てを考えている方へ、申立て支援を行い、希望する親族については、後見人の候補者の選任を成年後見センターで行なっていきます。

親族が後見業務を行う場合に、安心して業務に取組むことができるよう、相談会の実施や、定期報告書類作成を援助するなど後見人等の活動を支援します。

事業名	令和2年度末 (実績見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申立て支援件数	70件	80件	90件	95件
親族後見人継続支援件数	5件	10件	10件	10件

④ 区民成年後見人の養成及び活動支援

成年後見制度利用促進法に基づき、増加する高齢者や障害者の権利擁護を支援する体制を確保するため、区民成年後見人養成研修を開催し、区民成年後見人を養成していきます。修了者は、成年後見センターの区民成年後見支援員に登録して連絡会や研修会に参加し、知識やスキルの向上も図りつつ、成年後見制度の利用支援・普及啓発などを地域で行う人材として育成していきます。

また、区民成年後見人が後見人に就任した場合には、社協が監督人に就き、後見業務の支援や家庭裁判所への報告資料の確認等を実施し、制度の適正な運用を行なっていきます。

事業名	令和2年度末 (実績見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区民成年後見人等受任者数	52人	55人	58人	61人

【目標2】権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

(1) 取組みの方向性

親族をはじめとした成年後見人への支援や成年後見制度を利用すべき方を早期に利用につなげるため、中核機関を設置し、地域団体等と連携し、ネットワークを形成し利用促進に取り組みます。

(2) 主な取組み内容

① 中核機関の設置

権利擁護支援・成年後見制度利用促進に向けて、地域連携ネットワークを段階的・計画的に強化していくため、区は成年後見センターを中核機関とし、地域の連携強化を図っていきます。中核機関は、広報・相談・成年後見制度利用促進・後見人支援・不正防止等の機能を担う中核的な役割を果たす機関として位置づけます。

法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職などの関係機関との情報交換や課題の共有を行い、権利擁護推進に向けたノウハウなどを蓄積し、成年後見制度利用の推進を図ります。社協は、成年後見センターの実績を活かし、区とともに制度の利用促進を総合的に推進します。

中核機関の役割

国の基本計画では、中核機関の役割として次の3つを挙げています。

- (1) 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計と、その実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」
- (2) 地域における「地域連携ネットワーク会議」を運営する「事務局機能」
- (3) 地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」
※「3つの検討・専門的判断」とは、①権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

地域の実情に応じて、区市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」など既存の取組みも活用しつつ、区市町村が設置し、その運営に責任をもつことが想定されています。

そのため区では、地域連携ネットワーク会議の適切な運営や、関係機関との連携・調整等を行うため、成年後見センターへ委託し実施します。

② 成年後見等実施機関等との連携（地域連携ネットワーク）

権利擁護支援のため、本人や家族、後見人等を取り巻く地域の関係機関や弁護士、司法書士、社会福祉士など多職種と連携し、ネットワークを構築していきます。

また、成年後見センターが中心となり、成年後見制度利用促進への意見交換や検討を重ね、地域で支え合う仕組みを構築します。

さらに、福祉の相談窓口（あんしんすこやかセンター含む）、認知症在宅生活サポートセンター、地域障害者相談支援センター等の相談機関を対象に、権利擁護事例検討会を開催し、情報共有や早期の制度利用に結び付けられるよう連携を強化していきます。

なお、後見人選任後に本人（被後見人等）の要望に沿わない事例等については、地域連携ネットワーク会議を活用して、情報共有やモニタリングを実施し支援していきます。

地域連携ネットワーク会議

成年後見制度の利用促進に向けた関係機関によるネットワークの構築・強化のため地域連携ネットワーク会議を開催します。

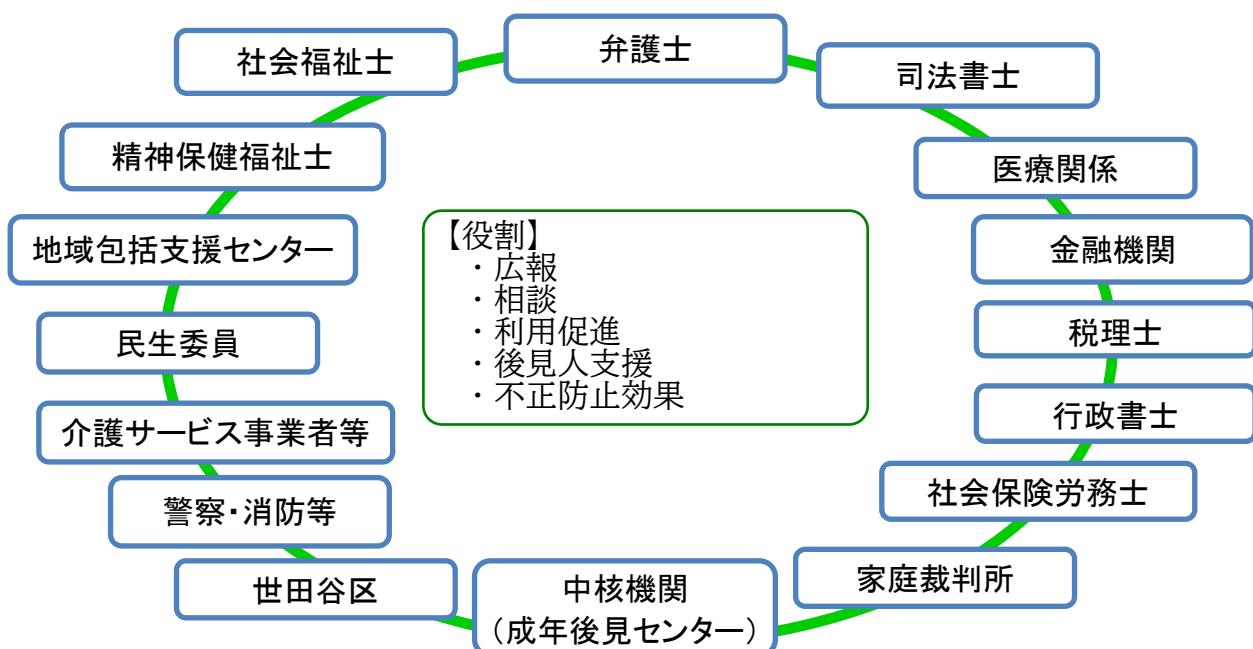
当面の課題である、成年後見制度が必要な方へ早期に利用できる、広報や相談に関する仕組みの強化や、あんしんすこやかセンターや民生委員などの支援者への制度利用促進の啓発、後見人への支援、特に親族後見人への支援に取り組んでいくため、地域連携ネットワーク会議を活用していきます。

各団体の取組み状況を把握・共有し、団体相互で制度の利用促進を図っていくため、次の項目に地域連携ネットワーク会議では取り組みます。

- (1) 成年後見制度利用促進に向けた、関係機関の取組みに係る情報交換・共有
- (2) 成年後見制度利用促進に係る施策の充実に関すること。
- (3) 「地区」、「地域」で行われている地域ケア会議や他の専門機関から抽出された地域の課題の検討、課題解決に向けた各関係機関・団体との調整

世田谷区の地域連携ネットワーク会議イメージ

※想定されるメンバー（テーマにより参加者を調整する）



【目標3】安心して成年後見制度を利用できる環境の整備

(1) 取組みの方向性

判断能力が十分でない高齢者等で、親族等からの支援が得られない方に対して、区が親族等に代わって後見開始の申し立てを行います。

また、費用負担能力がなくても成年後見制度を適切に利用できるよう支援します

(2) 主な取組み内容

① 成年後見区長申立ての実施

区長が老人福祉法等に基づき、家庭裁判所に後見等開始の申立て手続きを行います。

申立てにあたっては、庁内検討会や成年後見センター事例検討委員会において、後見等の業務内容の検討や後見人等の候補者の選任等を行い、迅速かつ円滑な制度利用につなげます。

事業名	令和2年度末 (実績見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区長申し立て件数	50件	75件	75件	75件

② 後見報酬の助成

後見人等が選任された場合、報酬が必要となりますが、生活保護受給者や生活困窮者で報酬を支払うことが困難である方に対し、報酬の助成を行います。

【参考】報酬助成について（※事務費は助成対象外）

◆助成の対象となる方

- (1) 助成金の交付申請日において生活保護法に基づく保護を受けている方
- (2) 生活保護を受けていない者であって、後見人等の報酬を負担した後の収入資産等の額が生活保護法に基づく保護の基準により算出された最低生活費及びその他考慮すべき額を下回る方

◇申請を行う前に死亡した場合

当該後見人等が家事事件手続法に基づき報酬の付与に係る審判を受けており、かつ、報酬に充てる相続財産がない者で、次のいずれかに該当するとき

- (1) 当該後見人等が後見等の事務を行った期間において、被後見人等が生活保護法に基づく保護を受けていたこと。
- (2) 生活保護を受けていなかった者であって、後見人等の報酬を負担した後の収入、資産等の額が生活保護法に基づく保護の基準により算出された最低生活費を下回ること。

◆助成の対象とならない方

親族が後見人等の方

◆助成金の交付額

報酬の付与に係る審判により告知された報酬の月当たりの額（28,000円を上限とする。）に当該報酬の付与の対象とされた月数を乗じて得た額とする。

◆申請期限

後見人等が報酬の付与に係る審判の告知を受けた日から90日以内

◇その他

成年後見センターでは、区民成年後見人に報酬を助成しています。

7 計画の推進体制

区は成年後見の利用を促進するため、成年後見センター運営委員会（関係機関との連携及び情報共有を推進し、成年後見制度の理解と利用の促進を図るため設置。医療・法律福祉関係者等により構成）において、専門職や医師、区民などの意見を聴きながら、推進に取り組みます。また、地域保健福祉審議会や世田谷区認知症施策評価委員会を通じて進捗状況を報告します。

第8期 世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(令和3年度～令和5年度)
(2021年度～2023年度)

令和3年3月発行

世田谷区高齢福祉部高齢福祉課
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区役所分庁舎3階
TEL 03-5432-2768（直通）
FAX 03-5432-3085
URL <https://www.city.setagaya.lg.jp/>

広報印刷物登録番号 No.1943

